

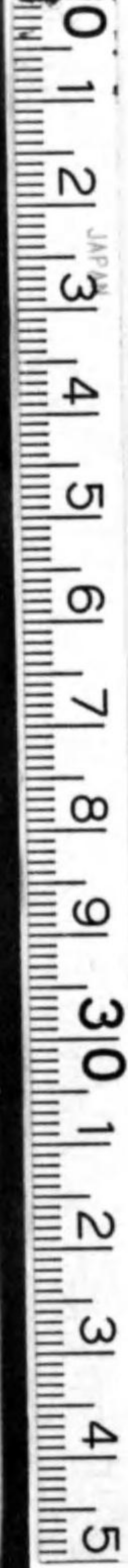
14.2ハ-122



1200701762748

報年産水本日

[輯六第]



始



日本水産年報 [第六輯]

大東亞戰と水産統制

東京水産社發行

序

支那事變直前本邦最初の水産年報を發刊してより既に六ヶ年を経た。第一輯は其後續刊さるべき水産業の動向を知るに必要な基礎知識として、水産業の全部門に亘つて詳細に記述し、第二輯より第五輯までは各々その一年間に於ける主要問題を批判的に紹介した。即ちこの期間に於て活潑に行はれた所謂自由經濟から統制經濟への過程を壓縮記録せる點に特色を有つのである。

第六輯に於ては日本水産業が、過去五ヶ年間の再編成過程を経て如何なる様相を示すに至つてゐるかの現況を紹介し、併せて建設戦に於ける水産業の役割を検討することに重點を置いた。従つて事象の正確を記する上に於て從來の社内同人の執筆を改め、夫々の項目に就いて直接その任にある専門權威の各位に分擔執筆を願つた。尙用紙不足の折柄本輯に於ては從來御贊助を得てゐた廣告を一切謝絶し、これを本文用に充當したる爲、若干の用紙の節約と内容の充實を期することが出来た。以て現下水産業の動向を理解する好箇の文献たること

を信ずる。

爰に執筆者各位並に資料の提示、引用等の便宜を賜つた諸氏の名を録し深甚なる謝意を表する次第である。(五十音順、敬稱略)

相川 廣 秋(九大教授)	石井 一 美(水試技師)	伊 藤 茂(農林技師)
上田 忠 造(農林理事官)	小田 賢 郎(農林技師)	岡 本 清 造(水講教授)
太 田 廣(南水主事)	片 山 房 吉(水講教授)	木 村 金 太 郎(水試技師)
木村喜之助(水試技師)	黒 田 竹 彌(農林技師)	酒 井 森 三 郎(水試技師)
佐藤 六 治(農林技師)	島 繁 雄(海協漁業協會)	高 橋 泰 彦(農林技師)
津 田 雄 一(全漁聯主事)	寺 田 省 一(水産局長)	中 野 宗 治(水試技師)
西 堀 朝 祐(農林技師)	福 田 英 夫(農林技師)	船 山 信 一(大水主事補)
松 江 武 夫(露水主事)	社団法人南洋水産協會	

昭和十七年十二月

編 者

日本水産年報(第六輯)目次

第一部 大東亞建設戦と水産業

第一 大東亞建設戦と水産業の役割	二
一 共榮圈建設の基本観	二
南方開發の課題	二
大東亞地域の經濟事情	四
二 大東亞水産建設の進路	八
水産資源と需給	八
水産進出の指導的役割	二
第二 大東亞建設戦と水産政策の方向	四
一 水産政策の前進	四
二 漁業統制の大綱	五
三 豫算面にみる政策の志向	七
第三 大東亞の漁場と水産資源の開發	二

- 一 南方水産資源の大きさ……………三
- 二 魚介資源の種類と利用……………二四
 - 漁場と有用魚種……………二四
 - 南方水産資源の製造處理……………二六
- 三 南方水産資源と我國の技術……………二七
- 第四 水産食糧の需給と生産目標……………二元
 - 一 計畫生産の必要性……………二元
 - 二 水産食糧の需給狀況……………三元
 - 三 現在漁獲高との比較……………三元
- 第五 大東亞建設戦と水産技術の意義……………四〇
 - 一 漁撈技術……………四〇
 - 支那事變で改善せられた漁撈技術……………四一
 - 大東亞建設戦と漁撈技術の重要性……………四三
 - 二 水産製造技術……………四三
 - 共榮圏の水産製品……………四三
 - 南方の魚と製造……………四七

第二部 國內體制整備と其の成果

- 第一 水産法制の整備と行政機構……………六〇
 - 一 水産法制の整備……………六〇
 - 時局即應機構への轉化……………六〇
 - 法制整備の必然性……………六一
 - 二 水産業統制の方向……………六四
 - 三 行政事務の戦時體制……………六七
 - 事務簡捷の具體化……………六七
 - 水産行政機構の現状……………六八
- 第二 生産の計畫化とその目標……………七三

一 生産計畫の目標……………七

 漁業計畫の性格……………七

 漁業の重點的編成……………七

二 漁業新秩序の建設……………八

 漁業經營の原理……………八

 漁業再編成の諸問題……………八

三 漁業生産計畫の實施……………九

第三 漁民生活と漁業組合運動……………九

 一 漁業組織と漁村組織……………九

 二 漁業組合の性格分析……………九

 生産組織としての漁業組合……………九

 文化組織としての漁業組合……………九

 漁業組合と技術指導……………九

 漁村協同體と指導者原理……………九

 三 漁業組合の活動實勢……………十

第四 企業統制と水産新體制……………十

 一 經濟新體制と漁業新體制の意義……………十

 基本的經濟國策の大轉換……………十

 水産新體制胎動の基磐……………十

 二 新體制問題の經過……………十一

 漁業統制問題の經緯……………十一

 海洋漁業新體制の發足……………十一

 三 統制の機構及び方式……………十二

 統制方針とその範圍……………十二

 統制の機構……………十二

 統制の方式とその批判……………十二

 四 鯉鮪漁業の統制……………十三

第五 水産新體制と水産團體……………十三

 一 團體統合問題の經緯……………十三

 二 團體統合の基本問題……………十三

第六 價格統制と水産物價格……………十四

 一 價格統制の進展……………十四

二 鮮魚介類……………一四二

三 鹽干魚介藻及び罐詰……………一四〇

四 非食品……………一三〇

第七 配給統制と其の機構……………

一 鮮魚介……………一三五

 配給混亂と對策……………一三五

 配給機構の實狀……………一三五

二 鹽干魚介・藻類……………一七〇

 生産と配給機構の特性……………一七〇

 新配給機構の概要……………一五九

三 罐詰・罐詰……………一三三

四 寒天……………一六九

五 非食品……………一七〇

 魚油・魚肥……………一七〇

 水産皮革……………一七〇

第八 輸出統制と其の機構……………

一七七

一 貿易政策の轉換……………一七七

二 貿易機構の改變……………一八三

 作戰段階への對應……………一八三

 海産物貿易統制の還元……………一八四

 罐詰輸出の梗塞と検査機關の設立……………一八五

第九 罐詰企業の再編と其成果……………

一 統合の方針……………一九〇

二 資本の算出と統合の進捗……………一九五

第十 水産資材統制と其の機構……………

一 物資統制と水産業用資材配給……………一九六

二 漁船關係資材……………二〇〇

 漁船及漁船機關、薪炭瓦斯發生裝置、漁船用油水分離器……………

三 燃料關係資材……………二〇五

四 金屬關係資材……………二〇八

 鐵鋼及鋼索、電氣機器、釘、針金、鐵線、罐詰用空罐、五ガロン罐、ドラム罐、釣鈎……………

五 纖維關係資材……………二二三

第三部 助成及び指導施設の現況

- 六 護 謨 關 係..... 二二〇
 - 綿漁網綱、マニラ麻漁網綱、苧麻及び大麻、帆布、軍手、作業衣綿製品、紡織維
 - 總ゴム靴及地下足袋、ゴム引布製品、ゴムベルト及ゴムホース
- 七 化 學 製 品 關 係..... 二二三
 - 單鹽染料、カーバイト
- 第一 水産教育の前進とその施設..... 二二六
 - 一 水産教育の變遷..... 二二六
 - 二 學校教育の現況..... 二二七
 - 三 漁民道場と漁業組合學校..... 二二二
- 第二 試驗調査機關の現況と活動..... 二三〇
 - 一 試驗機關の沿革..... 二三〇
 - 二 試驗調査機關の活動..... 二三〇
- 第三 現下の漁船事情とその對策..... 二二九
 - 一 漁船減少の現狀..... 二二九

- 二 漁 船 建 造 對 策..... 二二〇
- 第四 漁 船 機 關..... 二二五
 - 一 漁船機關界の展望..... 二二五
 - 二 漁船機關關係の指導と助成..... 二二八
- 第五 漁 港 及 船 溜..... 二二二
 - 一時局と漁港及船溜..... 二二三
 - 二 修築事業の現況..... 二二四
- 第六 漁船保險の現勢と漁船戰爭保險..... 二二六
 - 一 漁船保險の現勢..... 二二六
 - 二 漁船戰爭保險..... 二二四
- 第七 共同施設の獎勵..... 二二八
 - 一 獎勵の意義..... 二二八
 - 獎勵の趣旨と施設の特異性..... 二二八
 - 獎勵の經過..... 二二〇
 - 二 獎勵の實績及び將來..... 二二二
 - 種別獎勵の成果..... 二二二

第四部 主要生産部門の展望

第一沿岸漁業

- 一 漁況の總観.....二六四
- 二 鯿・鮪・鰈漁況.....二六九
- 三 沿岸漁業の統計的概観.....二七〇

第二海洋漁業

- 一 遠洋釣漁業と漁獲高.....二七〇
- 二 鯉 漁 業.....二七〇
- 三 鮪 釣 漁 業.....二七四
- 四 かぢき・鮫漁業.....二七四

今後の奨励.....二七五

第八水産増殖.....二七〇

一 増殖事業概況.....二七〇

二 補助奨励金概要.....二七〇

第九農林省分課規定の改正.....二六一

五 トロール漁業.....二七六

六 遠洋底曳網漁業.....二七七

第三北洋漁業

一 北洋の海域と資源.....二七九

二 露 領 漁 業.....二八〇

三 工 船 沖 取 漁 業.....二八一

母船式蟹漁業.....二八一

母船式鮭鱒漁業.....二八二

四 北 千 島 漁 業.....二八四

五 遠 洋 鱈 漁 業.....二八六

六 海 獣 獵 業.....二八六

第三水産製造

一 時局影響の製造業.....二八八

二 食品部門の概況.....二八九

三 肥料及び魚油.....二九一

第五部 南方圏の水産事情

第一	南支那海	三四
第二	印度支那	三五
第三	泰國	三六
第四	馬來	三七
第五	比魯	三八
第六	東印度	三九
第七	波爾ネオ	四〇
第八	比律賓	四一
第九	ニウギニヤ	四二

第六部 關係統計・水産統制法規

一、	水産關係統計	四三
二、	水産統制令	四四
三、	水産統制令施行規則	四五

第一部 大東亞建設戰と水産業

第一 大東亞建設戦と水産業の役割

一、共榮圈建設の基本観

南方開發の課題

對米英宣戰の大詔喚發せられてより未だ一歳を経ざるに、皇軍の戦果は既に大東亞から敵性勢力を掃除し去らむとするの概がある。地圖を擴げて此の戦果の跡を辿るとき、吾等は其の地域の廣大さとその行動の神速さとに驚嘆の眼を瞠るのみである。加之、既に各要地には軍政を布き、司政を着々と進めつゝあり、數年前迄は唯我が朝野の指導者の間に構想せられてゐたに過ぎぬ大東亞共榮圈の建設は、今や白日の下現實に其の巨歩を踏み出し履みしめてゐるのである。生をこの聖代に享けた吾等は、こゝに世界史轉換の登音を自らの耳を以つて聽くことの出来る歡喜に勇み立たざるを得ない。

併し、戦果の著大なことは同時に我が國の任務の重大なことを意味する。蓋し、截定した廣大な地域を早急に復興し、各地住民をして其の處を得させつゝ、日滿支を中心として大東亞諸地域を協力せしめる共榮的一體に之を纏め上げることが、實に我が國の双肩に懸つてゐるからに他ならぬ。而してこの任務たるや決して容易な業ではない。その理由は二つある。(一)圈内南方諸地域は永く歐米依存の機構に組み立てられ、運営されて來たから

今之を我が國を中心とする大東亞自主共榮圈體制に再編制することは、藉すに相當の歲月を以てしても尙ほ非常な困難を伴ふ。(二)又この建設は同時に對米英軍備擴充はもとより、來るべき大秩序戦争のための國防力強化と相携へて進まねばならず、両面は相關聯してゐ乍ら、而も條件的には竟合し合ふ關係に在り、こゝに建設指導の任務の重大さと困難さとが横はつてゐる。當面する任務が何であれ、既に矢は放たれたのであるから、道は唯一つ爲すべきことの完遂に邁進するのみであるが、目指す目標は確乎不動であるとしても、これに到達する方法には選擇の餘地もあり、その適否の如何によつては目標完遂の成否と遲速とが分れる。圈内産業開發其の他についてその計畫の樹立・實施に國民上下の一致協力の要請せられる所以は、目標達成の最も合理的な方法の探究と實現とが先づ必要とせられるからである。

扱て大東亞建設の基本方向は既に本年一月及び二月に東條首相の議會になせる「大東亞建設宣言」や「大東亞經綸に關する聲明」や、又「南方經濟開發基本方針」等々によつて、次々に明示された。即ち、その根本方針は「大東亞の各國家及び各民族をして各々其の處を得しめ、帝國を核心とする道義に基く共存共榮秩序を確立せんとするに在り」、而して「この建設に當つては大東亞防衛のため絶対必要な地域は帝國自ら之を把握し、他の地域に關しては各民族の傳統文化に應じ、戦局の進展に伴ひそれ〴〵適當なる處置に出づる」と闡明されてゐる。次で、時を移さず建設の具體化策として「南方開發金庫」を設置し、數名の軍現地顧問を任命し、引續き多數の南方要員を各地域に選遣すると共に、大東亞建設審議會を設けて着々と實地の具體化方針を進めつゝある。然らば、この建設の現段階及び近き將來に於て水産業は如何なる意義を有し、如何なる役割を果すべきか、この問題を明かにする爲に、先づ一應大東亞共榮圈の貿易情勢に一瞥を加へて見よう。

惟ふに、我が國の自立を完全ならしめ、眞に高度の國防國家體制を確立するには、日滿支一體經濟のみでは不十分にして、當然に南方諸地域を之に包含せねばならぬことはもとより、北方諸地域も亦その中に編入せねばならぬ。加之、人種的文化的にも之等諸地域は我が國を中心とせる共榮圈を形成すべきことも明白である。昨年十二月八日を以て、かゝる意味での大東亞共榮圈が實際に發足したのである。今文化的其の他の方面は姑く措き、經濟的に此の新發足に際して問題となるのは圈内物資交流と國土計畫的に企畫された産業開發とである。蓋し、歐米と切離されて圈内諸地域間のみ物資の有無を相通せしめるに當つて、如何なる困難があり、如何なる調整を實施すべきかと、最も重要な問題であるからである。而して、之に答ふるものは實に大東亞貿易の情勢に他ならぬのである。

大東亞地域の經濟事情

大東亞地域(假に日・滿・支・泰・舊佛印・比島・馬來、ホルネオ・香港・舊蘭印のみについて)の昭和十年以降三ヶ年の貿易額を圈内外別に見れば、次の如く概言することが出来る。(數字は之を略し結論のみを掲げる。)

(5) 全般的情勢 日・支等は入超を常則とするが南方諸地域は出超を常則とし、全體的には出超が常態である。この常態の出超は投資國への元利支拂を其の主たる要素とするから、大東亞殊に南方諸地域はその巨大な原料品輸出を以て巨額の歐米向け元利支拂をなしてゐたのであつて、その點から見れば圈内資源供給力の大きなことを知り得る。が、他面このことは圈内貿易自給率の低度なことを示してゐる。輸出入を通じて大東亞共榮圈貿易は先づ其の三分二が圏外貿易、三分一が圈内貿易であり、従つて圈内自給體制に之を轉換することは相當に

大きな障礙摩擦が豫想せられる。勿論貿易上より見た自給率は諸地域各々異つてゐる。かくて、圈内各地域の圈内貿易依存度が一般に低きのみでなく、各地域間に可成り著き懸隔のあることは、共榮圈確立の條件たる物資交流調整を困難ならしめる所以である。

(ろ) 重要物資別情勢 貿易總額から見た圈内自給率の低きことは、直ちに重要物資別自給率の低きことを意味せず、共榮圈建設の當面の問題としては、如何なる物資について如何なる自給率が示されてゐるか、重要な點である。

食糧については、米は一〇一・八%、小麦は九三・六%、豆類は一二三・七%、砂糖は一七〇・一%で、植物性食糧は大體に於て自給し得る状態に在る。併し、この自給率は一〇〇%を超ゆること極めて僅少であるから、未だこれを以て充分なりとは確言出来ぬ。

衣料品については、繰綿は四六・五%、羊毛は一七・四%、毛織は一一〇・七%、人絹織物は一二二・一%で大なる不足が生産高に於ても亦資源的にも見られる。

金屬類については、鐵鑛石が一〇〇%、鉄鐵が八二・三%、鋼及び鋼材が八八・二%、銅が四五%、鉛が一〇・一%、錫が一三六・九%、亞鉛が四七・七%で、全體として供給不足であり、又燃料品にあつては石炭が一〇〇・六%であり、その他機械類が八二・七%、ゴムが二二八・五・六%である。

右の如くに重要物資別自給率は著しく凹凸ありこれを圈内に於て如何に調整するか、又調整のために圈内各地域の産業構造を如何に定め、且つ相互の均衡を保つやうに發展せしめるかは、重要な問題たらざるを得ない。而も防衛力の強化が何よりも緊急にして先決問題とされてゐる今日に於て、大東亞圈内各地域の資源開發も亦第一

次的には軍需及び重工業に關係あるものに重點を置かれるべきは勿論、相當に低下せる生産力を以て早急に重點的な産業再編制を大東亞圏全般にわたつて強行せねばならぬことを考へると、その困難性は蓋し深大である。

(は) 人的資源の情勢 人的資源は共榮圏の經濟價值決定の基本的要素であるが、その大小は又一方消費物資需要量の多少を決し、他方必要物資生産の根源力の大小に反映する。總人口十億(内印度を除けば約七億)は世界總人口二一億の半に達し、多數を誇り得るが、併しこの多數の人口は必ずしも大東亞建設のための勞力供給上有利であるとは言へない。蓋し(イ)人口分布が各地域間に著く偏倚を示し、或る地域の或る地區が過剩稠密である一方、或る地域の或る地區が人跡稀薄であり、産業開發並に經濟建設上勞力供給に過不足が甚大であり、(ロ)又移動性に富める民族と因襲的に移動を排斥する民族とがあり、移動による人口分布調整も圓滑に進み難く、(ハ)勞働嫌忌や惰怠の性向強く規則的作業を忌避するのみでなく、(ニ)産業技能に於ても大體低劣であるからである。

右の如き大東亞貿易情勢の概観は多くの示唆を含んでゐるが、諸民族生活問題が大東亞建設の基盤を成すことを認識するに充分である。元來日本なくして大東亞はあり得ず、日本の決定的勝利なくして大東亞惹いては世界の新秩序の建設は不可能であつて、圏内各地域は個別的にも圏全體の責任に於ても日本を最高最權ならしめるために、圏内の資源、物資、産業經營、勞力等一切を擧げてこれに動員せねばならぬが、そのために圏内諸民族にこれに關する反省と自覺を高めしめる必要あることはいふ迄もないが、さりとて之が徹底を今直ちに彼等に期待することは困難であり、彼等の理解の不足を鞭打つよりも、寧ろ目前の便不便に眩惑され勝ちの單純な彼等に對して、相當程度の必要物資の供給を確保し、眞に我が政策に悦服せしめつゝ軍需資材の生産と經濟建設とに協力

させることが緊策であると信ずる。即ち、諸民族が從來永く馴致されて來た歐米依存の醉生夢死的な生活を脱して、自主的共榮圈確立を目標とせる勞働の歡喜を體得せしめつゝ建設の大業に奮起せしめると共に、他面歐米物資の輸入杜絶や制限や、東亞諸産物の需要梗塞に伴ふ滯貨や換價困難等に由る日常生活の脅威を一日も早く緩和して、生きること、食ふことの愉悅を味得せしめねばならぬ。諸民族の必要生活物資の供給については各種物資を考慮せねばならぬが、何と言つても食糧の豊富な供給が最も基礎的な、そして最も力強く彼等を惹きつけ得るのである。

食糧については前示の如くに圏内全體的には漸く自給可能の状態にあるが、併し食糧といふからには米麥以外の動物性食糧その他をも計算に入れねばならぬ。動物性食糧その他について圏内需給情勢を窺はかにすべき資料が缺けてゐるが、全般的に不足を告げてゐることは争ふ可くもない。蓋し「糧は地に據る」ことは食糧確保の原則であるが、例へば水産資源の如きは動物性食糧資源として重要な意義を持ち、大東亞の廣大な海洋の包蔵する資源は大東亞自ら諸民族福祉のために開發されねばならぬにも拘らず、過去久しきにわたり、大東亞諸地域の生産力は民族福祉に必要な産業開發に向けられずして、専ら歐米向き特殊商品の生産に集中され、而も歐米資本主義の貪利の犠牲に供され、極めて不自然に濫用されて來てゐる。歐米資本主義の爲に誤られ、歪められて來た産業開發の方向を一八〇度回轉せしめて、天賦の富源を民族福祉の爲に開發し、以て總ゆる建設の基盤を爲す食糧供給の確保を期することは、當に當面焦眉の問題たるのみでなく、諸民族の體力を増強せしめ、その資質を向上せしめる所以であつて、近き將來の建設實力の培養に資する點蓋し甚大なものがある。そのみならず、大東亞十億の民心に生くる愉悅を感得せしめる心理的效果は、建設を進捗せしめるに與つて力がある筈である。大東亞

共榮圏は地圖を見ても明かな如くに海洋圏であり、資源地理的にも、交通地理的にも、國防地理的にも、海洋の持つ意義は特に大である。従つて、之を食糧供給の方面より見ても、海に據つて食糧補給の道を確保する可能性と必要性とが天與として具つてゐるのであつて、水産業の大東亞建設について果すべき基本的な役割は實は大東亞に根源的であるといはねばならぬ。

二、大東亞水産建設の進路

水産資源と需給

水産業の大東亞建設に果すべき役割は、先づ第一に水産食糧の供給に在り、それが大東亞建設上如何に深大な意義を持つかは以上の略述によつても明かであるが、併し其の役割はこれのみに留まらない。以下、水産食糧供給上の役割について考察を試みよう。

大東亞建設上に示される水産食糧資源開發の重要意義は前に一言觸れた所であるが、先づ大東亞の盟主たる我が國について見るに、國民食糧の一半を水産資源に依存せしめてゐる程度の甚だ大なる點が、我が國産業構成の一特徴を成してゐる。是れ、我が國の海洋國としての産業地理的條件と建國以來の長き産業發展史的條件とによる。而も注意すべきことは、現在世界第一の漁獲高を誇り且つ世界第一の水産物消費量を誇つてゐる我が國に於て、一人一日標準水産蛋白質攝取量(一七瓦)の約半ばを供し得てゐるに過ぎぬこと、是である。我が國食糧資源の實情に鑑み、國民營養の向上と國民體力増強のために、水産開發の大いに擴張されるべきことは、右に見た

所に依つても容易に首肯せられる所である。

大東亞諸民族も亦舊來魚食の慣習や宗教慣習や、又生活費の低廉に應ずべき安價なる食糧供給の必要といふ點などから見ても、その保健營養食糧を水産資源に仰ぐべき必要が大であつて、このことは日本水産物の滿支・南洋向け輸出の歴史の古きことに鑑みても明かである。廣大な大東亞圏に生活する十億の諸民族の給養を考慮に入れるとき、水産食糧増給のためには水産業の果すべき役割の大なることは敢て論ずる迄もない。この點に關聯して、現在の水産物需給状況に一瞥を加へよう。

大東亞の大陸棚面積

一 日本内地沿海	七七(萬方哩)
二 臺・樺・朝・關沿海	五〇 "
三 ベーリング海	三二〇 "
四 オホーツク海	二〇四 "
五 支那東海・黃海	二六一 "
六 南支那海	一二四 "
七 ボルネオ・ジャバ海	五二八 "
八 アラフラ海	二七七 "
九 濠洲西北部海(ベンダ・スル・セレベス海)	二六九 "
十 アラスカ近海・北氷洋東シベリヤ海	"
十一 濠洲東南部海・ニュージラント沿海及び南氷洋	"
十二 印度近海及びアフリカ東部近海	"

右の中(一)乃至(九)の海區は既に日本漁業及び諸民族の開發圏を成してゐて、總面積二一〇萬方哩に上り、未開發部分が尙ほ相當に大である。

右海區の日本漁業による現在の開發状況を推計漁獲高を以て窺へば、次の如し。

一、日本内地沿海	九六四萬貫	沿岸漁獲高	七六四〇萬貫
		遠洋漁獲高	一七八〇萬貫
二、外地漁獲高	四八三萬貫	臺灣(遠漁を含む)	二二〇萬貫
		樟太(同)	一〇三三萬貫
		朝鮮(同)	三九三萬貫
		關東州(同)	一六四萬貫
		南洋廳管下	三三萬貫
			六四〇四萬貫
			五九〇萬貫

三、ペーリング、オホーツク海 所謂北洋漁業)
 四、支那東海・黄海及び南支那海(トロール・底曳網漁業)

右漁獲高は日本漁業に依るもの、概算にして、この外に前掲四海區に於てソ聯、支那、比島、泰、舊佛印、舊蘭印、漳州その他の漁獲高がある。又前掲大陸棚中(十)以下(十二)の海區及び東方にあつてメキシコ近海を初め中南米近海は、外縁海區として水産資源及びその開發に關する限り大東亞水産圈を形造ると見る可きである次に、右内地漁獲高と内地消費量、内地輸移出入を明かにして、水産物貿易情勢の一端を示せば次の如し。

(A) 内地水産食糧移出入情勢(換算漁獲量—單位遮)

移出	移入	差	引
朝鮮	八、三三二	(一)	五、七六九
臺灣	七、三三二	(十)	七、三三六
樟太	六、一〇一	(一)	六、七三三
南洋廳管下			一八、四三七
北洋鮮魚			一六、四七〇
計	一六、五三三	三三、九六五	(一)三〇、八三三

(B) 内地消費水産食糧の供給構成(單位遮)
 消費量(比率) 内地漁獲量(比率) 輸出量(比率) 外地移入量(比率)

總計	二、九〇、七九四 (100)	三、四四、九〇三 (115)	六三、五五三 (22)	三〇、八三三 (7)
水産動物	二、八八、一六六 (100)	三、二六、四六〇 (113)	四四、五七六 (15)	八、六三四 (3)
水産植物	一〇、六二八 (100)	一八、四四三 (173)	一七、九七七 (167)	四、七九八 (45)

右表に明かな如く、日本漁業の代表たる内地について見るに、漁獲物種類によつて多少相異あるが全體としては内地市場依存度の高いことが窺はれ、而もこの漁獲量を以てしても、所要總漁獲量を充し得てゐないのである。水産物輸出(内地)を圏内外別に見れば次の如し。

(C) 主要仕向地別水産物輸出額(單位千圓)——昭和十四年—

共榮圏内	六、四三〇	比率	三%
滿洲	八、三二六	關東州	三〇、七九四
支那	一、九二	比島	二、四九二
米	四、七六九	比率	二六%
合衆國	三、三六九	ハワイ	一、二二〇
カナダ	一、二六六	歐洲	四、八三三
佛	一、七三三	獨	一、七三三
伊	三九三	和	一、七三九
白	一、〇三三	其他	六、三〇三
計	一六、〇〇八	比率	一〇〇%

輸出額より見れば従來英米向が壓倒的であつた。日本漁業としても、現在の戦時下減産傾向を克服して内地供給確保のために輸出を内地向けに轉回せねばならなかつたが、更に大東亞圏内向け輸出の増進に邁進すべきことは前述の如くである。

水産進出の指導的役割

(5) 國民海外發展に對する先驅的役割 大東亞建設は大東亞諸民族をして各々其の處を得せしめることを目標とするが、この目標を達成するには常に我が國民が大東亞諸地域に普ねく進み入り、彼等の間に伍して之を指導せねばならぬ。一言にして言へば、八紘を宇となす向外的な發展が何よりも必要である。所で、民族の對外發展は洋の東西を問はず、歴史の新古を論ぜず、常に其の先驅者を漁業者に見出してゐる。これ、漁業が海洋を舞臺とせる自田移動性に富む産業にして、且つ從業者に冒險的、内外的な進取果敢な氣風を養成、訓練するに由ると見て大過なからう。我が國民はもとよりのこと、大東亞諸民族が各々この向外的發展の先驅的役割を水産業に見出して、相互交通を滋げくすることは、やがて大東亞を打つて一丸とする機運を醸成する所以にして、漁業が諸民族間・諸地域間の相互交情融和に先驅的役割を果すことは、大東亞建設にとつて重要な意義を持つことは言ふ迄もない。

(ろ) 海防・海運上の補助的役割 大東亞建設に於て國防力の整備強化の先づ第一に實現されるべきことは言ふ迄もないが、其の海洋國たるに鑑み、當然に海防力の強化整備が重要問題となる。海防力の根本は勿論海軍に委ねるべきであるが、併し、漁業は水産資源の存する所を逐つて各方面に漁船を驅使し、各漁區の海洋事情の知識を深めしめ、斯くて最前線の哨戒・警備・通報の任を果たさしめるに直接に役立つ産業たる點に於て、大東亞建設上其の意義を高く評價せられるべきである。元よりこの役割を充分に果たさしめるには、從業者にその訓練を施す必要があるが、この役割を併せ果たさしめることは、海防補充工作として重要視すべきである。

又大東亞建設上諸地域間の海上交通の増大の緊要なこと言ふ迄もないが、海運開發の未だ初步的段階に止まつてゐる諸地區間の交通は之を漁船を以て補足し得るのみでなく、かゝる方法を合理的に組織するとき、大東亞全體の海運力に餘力を生ぜしめるであらう。

(は) 諸民族指導上の役割 大東亞建設は大東亞諸民族の協力に依つてのみ成就されるが、その爲には大東亞の盟主たる我が國が凡ゆる方面に指導的地位に立ち、彼等を教導することが前提されねばならぬ。指導の方法は色々あるであらうし、諸民族の文化的發展段階の如何に應じて適切な指導方策を具體的に進めねばならぬが、併し一般的に言つて文化的水準の低い諸民族に對して、今直ちに國家的觀念や民族的自覺や大東亞自主共榮團觀念を植え付けむとして百の説法をなすよりは、目に物を見せて我が國の實力を示し、彼等をして納得せしめると共に我が國民の優秀性に敬畏の念を抱かしめる方が、寧ろ有力にして捷徑であると言はねばならぬ。所で、我が國民の優秀性は諸多の方面に之を發揮することも可能であり必要でもあるが、水産資源の開發・利用については世界に冠絶した技能を有すること改めて論ずる迄もないから、漁撈技術、水産物利用技術、漁業經營の能力、漁村建設と運營の技能等、彼等のそれに対比すべくもない優秀性を彼等の目前に呈示することは、諸民族指導上最も有効な方法といふべく、水産業は大東亞建設についてこの方面に於ても大きな意義を具有してゐるのである。

以上大東亞建設の意義を検討し、水産業が之について果すべき役割を四方面に分ち考察したのであるが、大東亞水産資源開發を有效ならしめるには、更に水産物の圈内交流の圓滑化と資源・資材・設備・勞力の合理的な配置と水産開發資金の集積と融通について、我が國を中心とする総合的な大東亞水産體制の計畫的確立が先決條件として解決せねばならぬことは、こゝに改めて言ふを要しない。(岡本)

第二 大東亞建設戦と水産政策の方向

一、水産政策の前進

大東亞新秩序確立を期して戦ふ大東亞戦争は、世界戦史に輝く未曾有の連戦連勝の街道を驍進してゐるが、陸に於ける戦果と呼應して海の戦果も赫々として大きく海國日本の眞價を遺憾なく發揮してゐる。我々は海國日本の臣民として共に輝しい誇りを感じると同時に、この戦果に輝く廣い海洋に於ける水産業の向上發展に全力を傾注することは水産人に與へられた使命であると考へられる。

海の富は無盡蔵である。この無盡蔵の富を開拓することが水産業である譯だが、開拓に伴ふ苦難は想像以上のものがある。即ち漁船は貨物船や商船と相違して、一定の航路はなく、魚群を追うて新しい根據地を拓き、未知の荒海を乗り切らねばならない。斯かる苦勞は水産人以外の人々には想像も出来ない事であるが、一面に於て海の民としての漁業者にとつては、この苦勞も貴い想ひ出でもあり誇りでもあるのである。北洋の漁業も、南洋の漁業も、或ひは南氷洋の捕鯨業もみな先人達のかうした苦勞の結晶である。現在のわが國總漁獲高は最も多かつた時代に比較すると約二分の一になつてゐるが、その漁獲を揚げるために必要な漁船、燃料、勞力の現状は如何であらうか。漁船の如きはその能力からいつて漁獲高の減つた以上に低下してゐる。燃料にしても他産業の原料に比し比較にならぬ悪條件の下にあり、かつては豊富といはれた漁村の勞力さへ今日では決して豊富ではない

のである。この不足せる漁船、燃料、勞力を合理的に行使し必要漁獲物を維持せねばならぬ處に、戦時水産政策の課題があることはいふまでもない。斯かる戦時水産政策の一環としての水産統制令は國家總動員法に基く勅令として五月二十一日の官報をもつて公布、即日施行されたのである。

二、漁業統制の大綱

先づ海洋漁業の統制は就いてみるに、水産統制令施行規則と共に水産統制令に於て採つた統制の方法は、先づ現在相當數に上つてゐる海洋漁業の經營者をして漁船其の他の設備等の現物並に現金を出資して、海洋漁業の中央統制機關としての帝國水産統制株式會社を設立せしめる。帝國水産統制株式會社は、生産貯藏販賣に亘る海洋漁業全般の総合的計畫を樹立し、それに基づき漁船や罐詰工場及び漁業根據地の設備を海洋漁業經營者に貸付けると共に漁業用資材、資金も供給するのである。漁船や設備に關しては、一部分を現物出資としてこの會社の所有に歸するのであるが、その他の部分は政府が漁業者から徵備し、會社へ貸付得ることとなつてゐるので結局に於て總ての海洋漁業用設備がこの會社へ一旦集まることになる譯である。海洋漁業の産物の處置に關しては、會社が買取り此處から一手販賣されるもので従つて會社ではこれに伴つて冷凍事業や冷蔵事業も經營するのである。更に會社では海洋漁業全體の爲に生産安定資金を積立て、一つの海洋漁業が豫測せぬ大損害を蒙つて經營困難になつた場合その資金を崩して助成する組織になつてゐる。

次に帝國水産統制株式會社の統制の下に漁業を營む組織の問題であるが、現在の海洋漁業の經營者は政府の命令に基き一定範圍の者が其の企業を統合して海洋漁業統制株式會社を設立し、この會社が帝國水産統制株式會社

の方針に従つて實際の漁業を統制的に行ふのである。この會社の作り方、即ち設立については海洋漁業の實情を充分に参酌して統制の實效を擧げ得るやうにしなければならぬ。この點に關し、東經百三十度以上の海面を操業區域とする機船底曳網漁業と、北緯二十度以南の海面を操業區域とする鰹鮪漁業との二種を如何にするかといふ問題が存在する。水産統制令には明かなやうに、漸次統合を圖る方針ではあるが、大規模の經營形態に屬する二つのものを除くのはかは差當り直に統合するといふやうには考へてゐない。統合實施の時機及び方法に關しては當該漁業者の實情も考慮してから決定せねばならぬ。然し大東亞共榮團建設の任務は水産業にも課せられてゐる。今迄の仕事を十の力でやつてゐたものならば、それを今日五の力で然も從來通りの成果を揚げ、残る五の力を建設に振り向けねばならぬ時代である。斯る時代の要請に即應する態勢をなほ業者の方から進んで整備することは最も望ましいことであり、機船底曳網漁業なり鰹鮪漁業なりの統制會社を當業者の側に於て今直に設立しようとかいふ意向があれば當局は之を充分活かして行くのである。

海洋漁業以外の漁業即ち沿岸及内水面の漁業についてはその重要性に鑑み七月二十一日から三日間に亘つて各道府縣水産課長及び主任官を參集せしめ水産事務協議會を開き、水産物生産及計畫の強化、換言すれば生産増加の計畫的促進を中心として協議を續けた。この協議の際大多數の一致した意見といふべきものゝ一つは戦時下に於ける漁業組合及び聯合會の使命に照し、その活動を一段と促進し、その活動も水産物生産計畫の確立及實行に重點を置かうといふことである。この生産計畫が水産物の増産を主眼とすることは勿論であり、そのために漁業組合は責任をもつて生産計畫確立とその實行の衝に當ることゝしようといふのである。その他漁業用資材の有効利用對策即ち燃油の有効利用に關する具體的措置、時局に即應する水産團體の活動、鰹鮪漁業の生産確保とその

指導徹底の具體的方策について協議したのである。

要約すれば、未曾有の時局下にあつて、水産業に課せられたる任務を十全に進展せしむるためには、南方地域の事情に對應しつゝ、あらゆる惡條件を克服しながら積極的に沿岸漁業及び海洋漁業の兩面に於ける計畫的指導を一層強化することにより、戦時水産政策の完全なる遂行を期せねばならぬのである。(寺田)

三、豫算面にみる政策の志向

海洋漁業に於ける統制につれて、當然速急に着手しなければならぬものは、わが國水産業の大本をなす沿岸部に於ける強力なる施策でなくてはならない。この部面位早くより問題にされながら、しかも放置されてゐたものも少ない。昭和九年以來猛烈に實行された漁業協同組合運動も、それは漁村の經濟事業だけを主體にする即ち商業組織に對抗する水平運動に終始し、漁業生産の部面に於ける統制乃至指導には殆ど背を向けてゐた觀がある。政府にしても消極的に沿岸漁業生産の増強に對しては若干の施策を講じて來たが、それはいふまでもなく、施設に對する小規模な補助金政策たるに止り、漁村生産の實相にメスを入れ、これが根元的な立ち上りを要求するといふところまでは行つてゐない。

勿論一口に漁村問題といつても、その複雑性はとうてい他の産業の既成概念を以つてしては容易に理解されない程のものである、それだけに手をつけ初めたら、ちよつとや、そつとのことでは納らぬ。それ故に面倒な仕事には手をつけないといふやうな傾向があつたのではあるまいか、然し本輯の至るところで觸れてゐるやうに資材や勞力其他の生産手段に於ける漁村の現状は、過去に於ける漁村對策を以つて臨むことの不可能なるはいふまで

もないことである。その上大東建設面に於ける水産業の地位は愈々重要性を益すときは、結局漁業生産の基
本である沿岸漁業の活潑なる施策を要請するものといつてもよい。これに對しては、遠からず何分かの具體策が
進行するものゝ如くであるが、まだ表面には表れてゐない。ただこれを推測する一つの材料としては漁業組合運
動の中軸である全漁聯指導部が生産指導課を新設し、漁村生産の指導に積極的に乗り出そうとする氣風のみへる
こと従來の政府の補助政策がや昭和十七年八月新に公布されたる漁業生産獎勵規則に整理統合されたこと等は、
少なくとも総合的に沿岸漁業對策が進められやうとする意欲の表れとも考へらるであらう。

更らに水産業に於ける政策の重要な課題は配給部面に於ける統制の合理化でなくてはならぬが、これに就い
ては他項に詳細せることであるからこゝには觸れないが、いまの漁獲物の減退と配給の不圓滑なる現状よりして
これ又強力なる現状維持的機構の根元的改革が當然企圖され政策として具現しなくてはなるまい。

さて以上を前提として昭和十七年度に於ける水産豫算中補助費を概観すると、經常部の補助費二萬二百二十九圓、
臨時部では産業振興費三百八十二萬四千六百十六圓、臨時對策施設費三百四十六萬五千六百七十圓災害應急及復
舊諸費四萬三千二百二十三圓、道府縣及び市町村其他團體職員設備費補助六十八萬二千七百四十三圓の計八百八
萬六千四百七十一圓である。尙水産局以外の關係局部の水産關係豫算をもこれに加へなくては、水産豫算の全貌
は明かにならない。即ち他局部のものとは食品局關係の魚介類配給統制補助成費十萬八千餘圓、同出荷統制施設
助成費四十五萬九千餘圓等を中心に約六十四萬圓があり、資材部關係では、漁業用資材配給統制施設助成費六十
三萬七千圓、油肥製造設備關係のもの十四萬一千圓があるから、以上を加へて大雜把に九百五十萬圓程が水産關
係總豫算と考へることが出来る。とも角豫算面に表れてゐる點だけでは多少の凹凸はあるとしても、従來の補助

政策が引續き施行されてゐるといふ以上の新鮮味を感じないが、資材勞力の對策確保施設補助とか、漁具漁法改
善とか淡水魚の増産とか、鮫皮の増産とか、機械油再生裝置設置とかが、金額の上にて相當主要な地位を占め
てゐることは、時局の大きな反映とみることが出来るであらう。次ぎに昭和十七年度水産豫算を前五ヶ年間と對
照し、事變以來の補助政策の動向を知ることゝしたい。尙從來項目別に支出されてゐた人件費の補助は今年から
道府縣其他職員補助として一括された。

水産局關係補助獎勵年次別表 (單位圓)

項	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年
地方試驗場講習所補助	九,五五〇	九,五五〇	九,五五五	九,五五五	九,五五五	九,五五五
水産會補助	三〇,六六〇	三〇,六六〇	三〇,六六〇	三〇,六六〇	三〇,六六〇	三〇,六六〇
郡市水産會指導員設置補助	七六,六二二	七六,六二二	七六,六二二	七六,六二二	七六,六二二	七六,六二二
漁業組合指導職員設置費補助	三三,五五五	三三,五五五	三三,五五五	三三,五五五	三三,五五五	三三,五五五
漁業共同施設獎勵	四八,〇〇〇	一〇三,八〇九	一〇三,八〇九	一〇三,八〇九	一〇三,八〇九	一〇三,八〇九
水産増殖獎勵	二〇,〇〇〇	一八四,六〇三	一八四,六〇三	一八四,六〇三	一八四,六〇三	一八四,六〇三
地方廳水産増殖指導職員設置補助	四,三三三	四,三三三	四,三三三	四,三三三	四,三三三	四,三三三
漁業獎勵	八,〇〇〇	一七,八八〇	二二,八八〇	二二,八八〇	三二,八八〇	一六,八〇〇
地方廳沿岸漁業指導職員設置補助	五,五五五	六,八八五	六,八八五	六,八八五	六,八八五	六,八八五
鮭鱒増殖獎勵	六,六六六	七,六六六	七,六六六	七,六六六	七,六六六	七,六六六
漁業用重油發動機普及補助	九,八八八	一,四四四	八,八八八	八,八八八	八,八八八	八,八八八
漁船々體並保護設備改善補助	二六,二二二	二六,六〇〇	二六,六〇〇	二六,六〇〇	二六,六〇〇	二六,六〇〇
貯油槽設置普及補助	三三,三三三	八九,三〇〇	三三,三三三	三三,三三三	三三,三三三	三三,三三三
漁業經營改善指導職員補助	三三,三三三	六七,三〇〇	三三,三三三	三三,三三三	三三,三三三	三三,三三三
漁業用礦油購入補助	三三,三三三	六七,三〇〇	三三,三三三	三三,三三三	三三,三三三	三三,三三三

漁業組合聯合會等事業補助	39,800	3,400	3,400	3,400	3,400	1,000
漁船修理施設補助	17,766	17,766	17,766	17,766	17,766	17,766
遠洋漁業獎勵補助	1,755,000	273,923	323,828	1,101,300	1,366,800	1,366,800
漁港修築獎勵補助	677,000	677,000	677,000	677,000	677,000	677,000
船溜船揚場設備獎勵	47,133	47,133	47,133	47,133	47,133	47,133
漁船保險指導獎勵	3,180	3,180	3,180	3,180	3,180	3,180
農産物其他輸出獎勵	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000
水産物加工改良及利用増進補助	6,366	6,366	6,366	6,366	6,366	6,366
水産食料品供給確保施設補助	3,066	3,066	3,066	3,066	3,066	3,066
災害地産業其他復舊助成	7,066	7,066	7,066	7,066	7,066	7,066
沖繩縣産業振興水産事業助成	26,033	26,033	26,033	26,033	26,033	26,033
鹿兒島縣大島郡産業振興水産改良助成	7,066	7,066	7,066	7,066	7,066	7,066
支那海出漁助成	3,778	3,778	3,778	3,778	3,778	3,778
沿岸漁獲物増産獎勵施設助成	3,778	3,778	3,778	3,778	3,778	3,778
淡水魚増産獎勵	3,066	3,066	3,066	3,066	3,066	3,066
沿岸漁業用共同曳船設備助成	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000
漁業用無線普及補助	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
薪炭瓦斯發生裝置助成	3,066	3,066	3,066	3,066	3,066	3,066
道府縣其他職員設置費補助	3,066	3,066	3,066	3,066	3,066	3,066
其他一括	5,066,700	6,757,757	6,757,757	7,533,107	7,533,107	8,066,700

(註) 水産物加工改良及利用増進補助は今年は鮫皮にのみ支出される。

第三 大東亞の漁場と水産資源の開発

一、南方水産資源の大きさ

南方共榮圏の諸資源に對して種々考察が加へられ、中でも陸上の諸資源に就いて開發の具體的方策さへ樹てられ且つ既に實施されてゐるものも少くない。然し水産資源に就いては未だ確たる方策は得られず、資源自體に對する理解すらも充分ではない。何が故に水産資源がかく取り残された状態に在るのであらうか。尤もこの點は水産國を以て自他共に許す日本本土に於てすら認められる點であつて、止むを得ないと云へば云へるのである。

その理由は何處に在るのであらうか。簡単に云へば資源を量的に認識することが極めて困難な爲である。陸上資源、例へばゴムでも砂糖でも其等の原樹の適地面積や其の生長や又生産量は充分調査されてゐるから、總生産量を推算出来るし、需給の調整も可能であれば、更に又需要が何程あらうとも之れ以上は生産し得ないといふ限度を測ることが出来る。鑛産資源は更に簡単に埋藏量を實測し得て、自ら資源の壽命さへも明にして利用調整が出来るのである。

水産資源では事情が全く異つてゐる。永年に互つて開拓されてゐる北洋の資源でも、さげ、まずは何程棲息してゐるか、何程づゝ増殖してゐるか、その資源は何程まで我々の需要を充足出来るが、これらが總て不明である。従つて濫獲と云ふ傾向も當然墮り易い筈である。然し北洋の資源に就ては何と云つても長い經驗から濫獲せず

即ち資源を衰退せしめないで、出来るだけ多くの漁獲を揚げやうとする考へも起きて来るし、又其の具體策も浮んで来る。然し南方の水産資源に對しては殆ど我々は深い知識を持つてゐないと云つて良い。共榮圈水域に操業し始めた當業者の歴史として極めて浅いものである。フィリッピンのマニラや又は佛印のナトランやバタビア等には海洋及び海洋生物の調査機關があつて、魚類等も相當に調査されてゐる。然しこれは質的研究のみで量的調査を缺いてゐるから資源を理解する材料にはならない。

量的の調査とは資源の大きさを測り、その増殖量を求めて何程の生産力を示すかを明にすることなのである。現在に於ても大東亞海の水産資源の大きさに就いて下される推測は區々である。極めて小となす人々の理由とする處は原則論である。一般的に海洋の生産力は高緯度の冷水域は高く、低緯度の暖水域では低い。従つて大東亞海の水産資源は小さいに違ひない。從來の記録に徴しても水産物の總量の九割までは冷水域で揚げられてゐる。反對に大東亞海の生産力は決して低くはない。生産力の高い原因も擧げることが出来る。漁獲量の少いのは開發されてゐなかつたからだと言張する。同数の船が日本近海で操業するより大東亞海で操業して遙に多く漁獲してゐるのではないかと云ふ。公平に考へて共に一理がある。而もその何れの説が正しいかを斷じ得ないが、少くとも共に一方面的な見解に過ぎないのではあるまいか。

原理的に考へれば熱帯水域の生産力は低い筈である。然し大東亞海には地形的に海洋學的にみて生産力を増加せしめる種々の要因が考へられる。各地に莫大な造礁生物群が維持されてゐることからみても海洋の生産力は高い。他の如何なる熱帯水域より大東亞海では生物が豊富である。従つて、水産資源も乏しい筈はない。原則には例外が必ず伴ふものであるから、簡単に熱帯水域なるが故に大東亞海を中心とする南方の水産資源は乏しいと云

へない。假令從來の漁獲量が少かつたとしても確に未開發であつたからと云へるのである。然らば南方の水産資源は極めて豊富と斷じて誤がないであらうか。これにも多くの疑問があるのである。熱帯水域としては例外的に生産力が高いので、水産資源も豊かなのではあるがこれを以つて絶對的のものともみることが出来ない。恐らく北洋の水産資源に比べて桁が違ふと云へるであらう。南方水産資源の強みは現在までの處では開發の程度が低いと云ふ點に在る。處女漁場に近い。土着民の漁法は原始的であり、邦人の出漁も從來は地理的の制約を受けてゐた。従つて南方の水産資源は餘力を持つてゐるからに他ならぬと觀ることが出来るであらう。

例へば日本近海では十隻の漁船が五萬圓の水揚をしたものが、南方水域では十萬圓の水揚をしたからと云つて直ちに資源が二倍だとは斷言出来ない。資源の餘力が物を云つてゐるからである。科學的の調査に依つて正しい判定を下す前に常識的の判斷は極力避けねばならない。資源が大きいとか生産力が高いとかは科學的に云へば複雑だが、最も平易な表現を用ひてみよう。

一の限られた水域に又特定の資源を對象として漁業を営む場合に、漁具なり又漁船の數なりが増す程、平均の漁獲量は減るものである。然し一漁具又は一漁船の經營上必要とする最低の漁獲量なり、又は漁獲金額なりをAとして漁具又は漁船數をとすると、總生産量は次式で求められる。

$$C = A \cdot n$$

このnの値の大小でその海區の資源の大小とか生産力の高低とかが決定されるのである。もつと嚴密に云ふと平均漁獲量Aは漁具又は漁船數で變るもので、nの函數f(n)が極大を示す場合が在り得るもので、この極大値が大きい資源程生産力が高いと云へる。漁船數とか漁具數とかでなしに、他の生物學的調査からも資源の大きさ

なり又生産力なりを推算することが出来る。生産力以上を獲れば資源は次第に衰退するもので、生産力の限度以内で漁業を営まねばならない。この限度が大東亞海の資源ではどの程度であるかは全く判つてゐないから、前記の様な水掛け論が繰り返へされてゐる。

斯くて本質的の調査なしに南方水産資源の大きさにも亦その生産力にも何等の結論を下し得ないのである。従つて、我々は白紙にかへつて大東亞水域の水産資源を科學的に解剖してゆくことが、漁業百年の計を樹てる所以であることを知らねばならない。水産資源の大きさや又その生産力を理解しなくては適正な資源の開発を計畫的且つ能率的になし得る筈がないのである。

二、魚介資源の種類と利用

漁場と有用魚種

第二に考察論議されるのは魚類である。資源の定性的な調査は比較的に行き届いてゐて、種類や分布のみでなく、有毒魚等まで明かにされてゐる。然し漁業の對象となる資源を中心として考へる場合には總て魚類を一樣に論じ得ない。利用價值の高いものから先づ選ばれてゆく。漁獲物中には我々の嗜好に適ふ有用魚と適はぬ非有用魚とが混在してゐるが、其の割合は地理的に變化がある。例へばトロール漁業の例で云へば南支那海の北部の好漁場で九六餘種の魚が混獲されるが平均して七四%、四分の三は有用魚である。又有名な漁場と知られる東京海灣(安南灣)はこれ以上に有用魚が多い。佛領印度支那沿岸を南に下る程魚の種類は多くなるが、有用魚の漁獲

割合は減つてゐるのである。

タイ灣等では百數十種の魚が獲れて有用魚は五〇種位である。然も大型の魚が減つて小型の魚が多い。ジャバ海でも依然この傾向が強い。然し赤道を越えて南に下る程、有用魚の割合が増して來て、アラフラ海やテイモール海の大陸棚漁場では海南島附近の南支那海と似て來る。又魚種も共通な點が多いのである。赤道には缺けてゐて、南北に隔絶された水域に對稱的に同種の生物が分布してゐる現象は著名な事實であるが、魚の場合もその例に洩れてゐない。従つて濠洲の沿岸には南支那海や東支那海に劣らぬトロール漁場が開拓出来る。日本水産株式會社の船では既にアラフラ海テイモール海方面に操業して成功してゐるのである。

魚種を調べ有用魚と雑魚の割合をみないで唯資源の大きさ魚群の全體的の多寡のみでは漁場としての價値は判らない。こんな魚があるといふだけでなくそれらがどんな割合に混在してゐるかと思ふ。今迄述べた處は主としてトロール漁場に就いての資料であるが、表面を洄游してゐる魚でも同一の資料が必要である。かつをや、きはだ、まぐろ等が大東亞海の熱帯水域に多いとされてゐる。事實一〇〇本の釣に二〇尾以上もかゝり、鮫による被害が多いたとしても、我國近海の比ではない。然し種類が單調である上に水域が狭いから、どの位まで漁船が出てゐればかゝる有利な漁業状態を維持してゐられるのかを考へると多少心配になつて來る。

元來鯨魚は主として温帯水域で盛んであるから、南方資源に關する限りでは濠洲近海が注意すべきものとなつて來る。大型のまぐろはヨーロッパの地中海方面とか我國のみで昔から重要視してゐたが、他の水域では餘り省みなかつた。第一次歐洲大戰後北アメリカで漁獲し始めて現在では鮭鱒に次ぐ漁獲を揚げてゐる。従つて現

在では歐洲ではタニー又北米の太平洋及び大西洋ではブルー・フィンと呼ばれる我國の黒鮪を漁獲する漁場は北半球の海では充分開發されてゐる。處が濠洲近海にもブルー・フィンが多い。而も濠洲近海の鮪漁場こそは世界で現在殘された唯一の未開發の處女漁場と云へる。くろまぐろの他にきはだ、びんなが、かつを其他我々に親しい魚が豊富にみられる。これらの魚種は餘り多いと昔は思はれてゐなかつたのであるが、濠洲政府の調査で極めて多いのが知られ、北米の需要に刺激されて當局も漁業の助成に務めてゐる有様である。

濠洲の東岸は我國の黒潮に匹敵する東オーストラリア海流が南に流れ、タスマニア近海では親潮に當る西風漂流と接してゐる。従つて到る處に好漁場が期待される。又西海岸も海流状態がカリフォルニア沿岸に似てゐるから魚種も乏しい筈がないのである。魚種は總て我々日本人に親しいもので、漁場も似てゐるとすれば、相當の漁獲を揚げる筈である。大東亞海の熱帯水域よりもつと南に下れば、一層豊かな水産資源が搜し出されよう。ニュージーランド等海況は日本近海と全く似てゐる。従つて、大東亞海を中心として考へれば、種類の上では熱帯水域を離れる程有用魚の種類が多くなつてゐるかにみえる。この點は今後精しい調査をしてみねばならぬが、魚群の密度、即ち資源の大きさの調査と照し合せて、資源の利用價值を確めるのが緊要である。

南方水産資源の製造處理

南方水産資源を考へる場合に漁獲物の處理を考へぬ譯にゆかない。日本を中心として考へて南方の資源は相當の距離を以て隔てられて居り、漁獲物は熱帯の高濕、又時に高濕の氣候の下に曝されてゐる。漁獲物を損つては折角の資源を徒費するものであらう。冷蔵冷凍、鹽乾素乾、油漬燻製乃至は罐詰等の種々の方法はあらう。然し

高濕高濕の熱帯水域を念頭に置いた製造方法と貯藏法とを原住民の文化を考へれば、最も容易に且つ安價に行はねばならないのである。

粗製鹽を使用するためにフィリッピン方面の鹽乾魚等は製造中から既に腐敗してゐると云はれて居る。シンガポール方面では冷凍冷蔵設備を缺くか、又は不完全なため邦人以外の漁業者の漁獲物は著しく品質が悪い。大東亞海各島嶼の沿岸漁民は多く自給自足的の漁をしてゐるに過ぎない。勿論、漁法が原始的なためもあるが、適當な貯藏法、製造加工法があれば、内地の原住民の需要を満し得るする漁をするかも知れない。内地消費を考へれば鮮魚を好む關係から快速の冷凍運搬船の必要等も考慮されねばならぬであらう。水産物の製造處理に關する基礎的な學問は本邦でも相當發達してゐるから、論ずるまでもないことかも知れないが、一應の關心はもつべきものであると考へる。

三、南方水産資源と我國の技術

南方の水産資源が大きい小さいかは別として、各地の原住民の漁法は多く原始的であるから漁獲量は少い。又處理加工も未熟であるから消費範圍も狭い。従つて少し人口の稠密な處では輸入を必要としてゐる。原住民の多くは宗教的立場から肉食民族と云へるのに、その需要は充分充足されてゐない。従つて資源開發が必要であり、これは發達した技術に俟たねばならない。技術は大別して漁撈技術と科學的技術とに分けられる。漁撈技術とは漁具漁法の改良考案からさらにこれを操つて漁獲する技術である。この點に就いては我國は他の如何なる國にも劣るものではない。戦前にシンガポール方面では邦人漁業者を壓迫したが、直ちに水産物の減少に悩み、或

る程度までの活動を許さざるを得なかつた例がある。原住民に漁具漁法を紹介し、漁撈技術を指導すれば確かに水産物の増産を計り得ることは確かである。邦人にしても従来にみる如き殖民地政廳の壓迫がなければ、各種の業に亘つて著しい飛躍を示し得るであらう。漁撈技術に関する限り南方水産資源を自由に利用し得るであらう。唯原住民の漁業を指導し助成することは望しいが、これと競争し、これを壓迫することのないように務めねばならないことは勿論である。第二の科學的技術と云ふのは本文の始めに歸ることになる。資源の大きさと生産力に関する研究である。いか程漁業を奨励助成しても、資源の大きさが小さく生産力が低くは増産は望まれない。又濫獲に墮しては資源は涸渇し漁場は荒廢するであらう。水産資源の大きさを確かめ、生産力を測り、漁業に節度あらしめる科學技術と漁撈技術とを併せ用ひ度いものである従つて漁業と共に科學的研究を併行させねばならないのである。

南方水産資源に就いては尙未知の點は多い。然し我々が公平に考へて云ひ得ることは次の點につきよう。

(一) 大東亞海の熱帯水域の水産資源は他の熱帯水域に比べては大きい、高緯度の海區に比べては小さい。然し濠洲近海には我國に劣らぬ資源が藏されてゐる。

(二) 従つて、豊富な労働力を有する熱帯水域に發達した本邦の漁撈技術が無制限に導入しては有害で、科學的な節度が必要である。

(三) 大東亞海島嶼の住民その他の莫大な水産物の消費は濠洲漁場の開拓で補填し、尙足らねば、我國の豊富な資源を供給すれば良いであらう。

第四 水産食糧の需給と生産目標

一、計畫生産の必要性

本邦に於て水産物が食糧として又肥料其他工業原料として極めて重要な役割を果してゐる事は周知の事實であるが、支那事變勃發以後特に大東亞戰開始されるに及んで各種漁業用資材、特に燃油、漁網綱等の消費規正強化で勞力不足等愈々加はり、各種の方策を講じつゝあるにも拘らず相當量の漁獲量の低下を來しつゝある。その反面魚介類の需要は一般食糧的需要に於ては勿論、非常用保有食品、軍用食品としての需要、その他工業的需要に於ても益増加の傾向を示してゐる。

従つて限りある資材、勞力の有效使用を圖り増大する需要を賄ひ時局の要請に應じ様とする爲には當然漁業の實情(養殖業を含む)に即して重點主義に則る計畫性操業並に生産を企圖しなくてはならない。元來複雑な天然の條件に左右される事の多い水族を直接の對象とする漁業は計畫的に行ひ難い特性を有してゐると云ふ事が出来るのであるが、漁業は元來それ自體が廣大な海洋相手の仕事で、自由な不羈奔放な性格を必要として來た關係上統制とか組織的計畫的操業とかいふ事は餘り得意としなかつた。更にその目的物である魚介類の生産即ち漁獲は人為的な漁獲力の他に、幾多學者先輩の調査研究にも拘らず尙海況、水産資源の狀況等の未知の條件に支配される事が極めて多いといふ事情も、漁業が他の産業に比し非計畫的であつて、獲れるだけ獲るといふその日暮的

な性格を持続けて来た理由でもある。
前記の如き事情に立到つてゐる現在、各方面の技術、知識を動員し、施設機關を擴充して過去の「獲れるものを獲れるだけ獲る」式のその日暮しの性格を清算し、計畫性ある生産へと前進して行かなくてはならないと考へるものである。

さて漁業に於て計畫性ある生産を実施する爲には先づ適切妥當なる生産計畫を策定しなくてはならない。漁業の生産計畫の策定に附しては考慮すべき數多の點があるであらうが、少くも、(1)所要總漁獲數量 (2)漁獲方法(漁業の種類) (3)所要資材量 (4)漁獲物の處理加工、配給計畫との關聯の如き事項に關しては具體的且つ綜合的な内容を有する事が必要と考へられる。即ち全體として幾何の魚介藻類が必要であるか、これを如何なる手段で確保し、これがため幾何の資料を準備するを要するか、等の事項を明確にし、これらの處理、加工、配給等の計畫と有機的に關聯させる事が必要である。

然し乍ら實際問題としてはこれらの中の何れ一を採つてもこれを適確に決定する事は決して容易な事ではない。(1)の所要漁獲總量に付いても從來水産關係識者の間に於て、種々の立場から論議され、各種の數値が算出されてゐるが、必ずしも明確な論據に據つたものでなかつたので、昨年初頭來「水産食糧問題協議會」は多數専門家の助力の下に幾多の資料を蒐集整理しこれに基き主として食糧問題といふ觀點より確保すべき最低所要漁獲量を決定した。元よりこれを以て完璧と稱する事も出来ないし、今後具體的に修正を加へる必要ある事は勿論であらうが、少くも多數の専門家の協力の下に現在に於て蒐集し得た最も精確なる資料に準據して、最低所要漁獲量を決定し得た事は、水産界に於ては劃期的の事實で、將來に於ける各種計畫策定の一基準となるものと考へられ

る。茲に前記協議會が決定せる「確保すべき最低所要漁獲量」を一應本邦の漁業生産目標として取上げる事とし、之に解説を加へつゝ、水産食糧の需給とその生産目標について述べることにする。

二、水産食糧の需給狀況

一箇年の所要漁獲量

前記の如く水産食糧問題協議會は専ら國民食糧確保の觀點から一年間に確保すべき最低所要漁獲總量を算出した。即ち戦時下國民標準榮養の充足を確保し併せて非食用水産物(肥料、飼料、油脂、餌料等)の供給を半年程度(事變前八ヶ年平均)に維持すると共に、相當量の保有食糧確保のためには次表の如く總量五六八萬噸(一五二六五六萬貫)の漁獲を擧げる必要があるとしてゐる。但し本所要量は昭和十七年度に於ける内地のみを対象としての數量である。

漁獲漁量	五六八萬噸
一、魚介類	五二五〃
(1)國民保健食糧確保の爲の所要漁獲量	四四五〃
(2)國民食糧保有確保の爲の所要漁獲量	二四〃
(3)非食用水産物供給確保の爲の所要漁獲量	五六〃
二、海藻類採取量	四五〃

(1)に關しては概ね榮養學上の明確なる基準に依り算出が可能であるが(2)(3)等に關しては之に關聯する諸般の事

情が必ずしも明確に豫定出来ないので、一應半年程度といふ事にして事變前八ヶ年平均量を探り必要に應じ事態の明確につた場合は具體的に決定する事にしたわけである。以下(1)より順次算出の基礎其他に關して説明を加へる事にする。

國民保健食糧確保の爲の漁獲量

本邦食糧資源の實情に鑑み國民の保健上必要な動物性蛋白質は是は大部分水産蛋白質を以て充當するを妥當且つ必須とする事は明瞭であるが、具體的に國民保健及體位向上を圖る爲に最低幾何量の魚介類を必要とするかを算出する爲には先づ次の如き事項に付き決定しなくてはならない。

- (イ)、一人一日の水産蛋白質所要數量……………p
- (ロ)、人口總數(消費單位)……………a
- (ハ)、魚介類の平均蛋白質含有率……………r
- (ニ)、可食率(魚介類總量と可食部分との重要比率)……………t
- (ホ)、損耗率(漁獲時の魚介類總量と其後の損耗及食膳廢棄量との比率)……………t'

然る時は次の如くなるはづである。

$$\text{所要漁獲總量 } S = \frac{p}{r \times t \times t'} \times a \times 365$$

(イ) 一人一日の水産蛋白質所要數量 食糧報國聯盟營養委員會に於て決定した國民營養標準量を探れば、中等程度勞作の成年男子の一人一日平均は蛋白質八〇瓦、脂肪三〇瓦、含水炭素四五〇瓦、熱量合計二、四〇〇ワカリであつて、この蛋白質八〇瓦中幾何を動物性蛋白質を以て補ふべきかは動物蛋白質資源の狀況、營養價

値、生活程度により決定さるべき問題であるが、食糧問題協議會は主として營養學並に動物蛋白質資源の觀點より考へ、八〇瓦中二〇瓦は動物性蛋白質を補給するを必要とし二〇瓦中一七瓦を水産食品より、三瓦を畜産品を以て補給するを妥當とした。

魚種品別蛋白質含有量

魚介類	可食率	蛋白質含有量	蛋白質一七瓦に相當する量(瓦)
鮭(切身)	100.0%	19.3	6(三)
鮭(切身)	100.0	33.0	7(三)
鮭(丸)	84.4	19.6	13(六)
鮭(丸)	74.6	16.4	13(七)
秋刀魚(丸)	85.1	20.6	7(二六)
蛤(殼付)	25.4	2.8	7(二五)

この調整を人口總數に於て行ふ爲め消費單位人口を算出してゐる。即ち人口實數を年齢及性別に依り數個の群に分ち各群の消費單位指數を想定し、これを綜合して人口實數より消費單位人口數への換算率を算定するのであるが、協議會は八〇・九一%を以て右換算率と定めた。従つて昭和十七年の内地推定人口實數七千六百九萬七千三百人の八〇・九一%の即ち六千五百五十七萬三千二百二十五人が消費單位人口となるのである。

(ハ) 魚介類の平均蛋白質含有率 魚介類蛋白質含有量は魚介類種類、老幼、鮮度その他に依つて差違あるは勿論であるが、協議會は魚介類の蛋白質含有率を平均して一八%と想定したのである。

(ニ) 可食率 魚介類を食用に供する際に廢棄される頭部、骨及び鱗、内臟等の重量を控除した眞に食用に供される部分と全體の重量との比率が即ち可食率であつて、魚介類の種類、調理法その他により差違あるは勿論

蛋白質一七瓦に相當する魚介類とは具體的に云つて何の程度のもの云ふのか、参考の爲に二、三の魚介類を例示すると上表の如くである。

(ロ) 人口總數 (イ)に於て決定した所要蛋白質量は中等程度勞作の成年男子を基準としてゐるが、年齢、性別、勞作の程度等によりその所要量は異なる筈である。

であるが、協議會はそれを平均五三%とした。

(ホ) 損耗率 魚介類が漁獲されてから食用に供されるに至る経過中に損耗する重量、即ち歩減り及び食膳に於て廢棄される量は相當大なるものがあるのが普通である。協議會はこの損耗の割合を一〇%と推定した。以上依り

n=17瓦……………1人1日水産蛋白質所要量 a=61,570,325人……………消費單位人口

r=18%……………平均蛋白質含有率 t=530%……………平均可食率

t=10%……………平均損耗率

となり、國民保健營養確保の爲め一年間所要總漁獲量は

$$S = \frac{17H}{0.18 \times 0.63 \times 0.9} \times 61,570,325 \text{人} \times 365 \text{日} = 4,449,467 \text{吨}$$

即ち約四百四十五萬金吨を必要とする事になる。この數量は前記の如く昭和十七年を對象としての所要數量であるが、参考の爲これと同様の計算基礎に基づいて昭和二十年、昭和三十年の所要總漁獲量を推定して昭和十七年と對比してみると次表の如くなる。

昭和三十年所要漁獲量

項	目	昭和十七年	昭和二十年	昭和三十年
(1)	消費單位一日平均水産蛋白質所要量	17.0瓦	17.0瓦	17.0瓦
(2)	消費單位一日平均魚介肉攝取量 $\left(\frac{1}{18} \times 100\right)$	95.0瓦	95.0瓦	95.0瓦
(3)	消費單位一ヶ年平均魚介肉攝取量 (2) × 365日	34,575.0吨	34,575.0吨	34,575.0吨
(4)	推定人口 (内地)	79,047,300人	79,103,598人	91,544,358人

(5)	消費單位人口 (41 × 0.6091)	61,707,355人	64,021,660人	77,068,555人
(6)	國民平均魚介肉攝取總量 (3) × (5)	2,133,912.0吨	2,281,993.0吨	2,553,277.0吨
(7)	食膳廢棄及消耗失量 (10%) (8) × 0.1	213,391.2吨	228,199.3吨	255,327.7吨
(8)	可食部分量 (可食率 $\frac{17}{100}$) 二十年 五三% 三十年 七〇%	234,702.3吨	245,379.7吨	280,799.3吨
(9)	食用魚介類漁獲數量	449,093.5吨	473,579.0吨	566,098.6吨

食糧及び非食用水産物供給保確

不時の非常事態若は各種の事情に基く配給の不滑等に對處する爲の施策として相當量の保有を確保し置く事は戰時食糧對策として必要なことは論を俟たざる處であるが、然らば幾何量を保有するかを決定する事は仲々容易でない。協議會は消機的考へ方ではあるが、平時に於ける輸出水産物生産量を以て一應保有用水産物餘力の基準と見做すといふ考へ方を探つて、事變前八ヶ年平均の輸出水産物生産量を算定し約二十四萬三千吨を保有の爲めの所要漁獲量とした。

魚介類は食糧として重要なものであるばかりでなく、非常食用的用途即ち肥料、飼料、魚油原料及び飼料として重大役割を果してゐる。然らば幾何量の非食用水産物の供給を見込むべきであるか。協議會はここでも一應半年程度即ち事變前八ヶ年平均生産量の確保を目標としてゐる。即ち(イ)水産肥料、飼料九五、九五八、六三九貫(三五・九萬吨)(魚油)一八、七四九、〇六八貫(七・〇萬吨)(ロ)漁業用飼料四、五六九、〇四〇貫(一・七萬吨)となつてゐる。

然し乍ら肥料及飼料の生産三五・九萬吨を、今特別に生産するとすれば約一五八萬吨の漁獲量を必要とするが、

前掲(1)國民保健食糧確保並に(2)國民食糧保有確保の爲の漁獲量の廢棄部分を可及的に利用し之を充當するの漁業生産力の減退の避け難き現下の情勢の下に於ては緊要である。仍て廢棄部分の肥料化製能力を充分に發揮せしめて肥料飼料生産の爲の漁獲量を節約せしめる方針の下に、前記及(2)の廢棄部分二二八萬七千噸の半量を肥料化製原料として利用する事とすれば、二三萬九千噸の肥料(魚荒粕)の供給を確保することが出来る譯で、不足量一二萬噸の肥料を補足する爲一應約五四萬五千噸の漁獲量を挙げればよいといふ結果になる。今その算定經過を示すと次の如くである。

- (イ)食用及保有用總量より化製せらるる肥料
- (1)總漁獲量 四六九・〇萬噸
- (2)右不可食部分量(不可食率四八・七八%) 二二八・八〇
- (3)控除すべき内臟量(内臟量五%) 一一・四〇
- (4)肥料化製原料として利用し得べき量(廢棄量の五〇%として) 一〇八・七〇
- (5)右に依り生産し得る肥料(荒粕歩留二二%) 二三・九〇
- (ロ)水産肥料總量三五萬九千噸中右生産量を控除せる不足量 一一・〇〇
- 之に要する漁獲量(歩留二二%) 五四・五〇
- (ハ)飼料其他飼料供量(事變前八ヶ年平均) 一・七〇
- 計 五六・二〇

海藻類採取量 海藻類も或は國民の食糧として或は工業原料として或は輸出品として重要な地位を占めて來た水産物である。魚介類が動物性蛋白質給源として重要な食糧的意義を有するのに對し、海藻類は蛋白質以外の無機物含有量多く特に我國々民生活上は重要な産物である。然らば幾何量の海藻の採取量を確保すべきか、協議會は特に妥當なる方法の見出されないので、一應既往の供給力を維持確保する程度即ち少くも約四三萬噸の

採取量を維持すべきであるとしてゐる。

以上に依り水産蛋白質給源なる魚介類及海藻類は國民保健食糧を確保し、更に相當量の保有を措置し非食用水産物の生産量を半年程度に維持する爲には、約五六八萬噸の漁業生産を擧げなくてはならないといふ漁業の生産目標が一應決定されたわけであるが、此の生産目標はこれを全部内地で自給するといふ見方によると現在及び年々の生産量と比較して如何なる程度のものであらうか、次にその點について検討を進めやう。

三、現在漁獲高との比較

(イ) 半年(事變前八ヶ年平均)の魚介類推定實收量約五〇〇萬噸(一三三、三〇〇萬貫)にして之を右所要量五六八萬噸と比較すれば約一四%の増産を必要とする。

(ロ) 時局下現在に於ける漁獲量を確實に知る資料はないが、農林統計に依れば昭和十一年に對し同十二年は七・三減、十三年は一七・三減、十四年は一七・一%減となつてゐるから、昭和十五年乃至十六年に於ては三〇乃至四〇%程度の減産が推定される。今假に減産率を三〇%と推定すると實收量三五〇萬噸となり之を所要量五六八萬噸と比較すると約二一八萬噸即ち六二%の増産を必要とする事になつてゐる。

(ハ) 更に蛋白質給源たる魚介類のみに就き之を比較すると、半年(事變前八ヶ年平均)の魚介類推定實收量は約四五八萬噸にして之を魚介類所要總量五二五萬噸と比較すれば約六七萬噸即一五%の増産を必要とし、現在の魚介類の對半年減産率を三〇%と假定して比較すれば現在の魚介生産量三二一萬噸即六四%以上増産を必要とする事になる。以上に依り吾國の國民全般に營養學上の標準量の水産蛋白質を給與し、水産物の國民食糧として生

要なる使命を果す爲には大略半年程度の漁業生産力を維持確保し、其の處理加工、廢棄物の利用等に改善を加へ萬全を期すれば可能であるといふ結論になる。其處で事變前八ヶ年の各漁業種毎の平均推定漁獲表を掲げてどの部面の漁業により増産を期すべきかを明かにしたい。

報年産水本日

區分	事變前八ヶ年平均推定			重點主義による生産			増産率(%)
	實收漁獲量	割當量	増産率	實收漁獲量	割當量	増産率	
總漁獲量	一三、三三六	一四、一七五	二五				
(1) 沿岸漁業	七、三三〇	九、〇六五	二五				
1、鱈	四〇、二九	四八、五六一	二三				
2、鰯	二、七六二	一八、七五六	二〇八				
3、鱈	三、四九六	三、八六〇	一一〇				
4、鮭	二、七六九	二、九六五	二〇八				
5、烏賊	二、八六九	三、一六六	一一〇				
6、鯖	二、五六一	三、〇三三	二一八				
7、鰯	一、一八三	一、三六六	二一六				
8、鯨	八、四	九、九	二三				
9、鰯	七、四二	八、二	七				
10、其他	一〇、八九五	二、七三三	二〇八				
(2) 海洋漁業	三、四九九	三、七、八〇	一一〇				
1、鮪	九、九四	一、〇五二	二〇六				
2、鰹	二、四八六	二、六七	二〇八				
3、鰹	六、七九	七、六九〇	一一三				
4、秋刀魚	四、九	四、四	二〇六				
(3) 増殖業							
1、鰻	九、九五	一、〇三〇	二二五				
2、鱈	一、九六	一、〇九〇	二二				
3、鮪	四、八二	五、四三	二三				
4、牡蠣	二、五八	三、四一	二三四				
5、淺	二、九三	三、七九〇	二九				
6、蛤	三、三	三、九	二七				
7、藻	三、三	三、九	二七				
8、海	一、八五	二、六	二七				
9、帆立貝	七	九	二九				
10、公魚其他魚介類	一、六二	一、七四	二七				
5、機船底曳網	八、七九	九、六三	一一〇				
6、其他沖合漁業	七、〇六〇	七、六三	一〇八				
7、汽船トロール漁	一、四三三	一、五九三	一一〇				
8、北洋鮭鱈漁	四、六八	五、二九五	一一三				
9、北洋鱈漁	九、〇五	一、〇〇九	一一				
10、北洋蟹漁業	八、八	八、七	二〇六				

然るに事實昭和十四年に於ける一人一日平均水産蛋白質攝取量は九・四三匙にして標準量一七匙の約半量に過ぎない。之は漁業生産量不足の爲といふよりは漁獲した魚介類の利用、配給方面に於ける低能率に原因してゐる處が大である。然し昭和十四年に比して更に相當程度の減産を餘儀なくされてゐる現狀に於ては水産物國民食糧としての使命を果すためには前記の如く漁獲物の處理、加工、廢物の利用等に關し格段の努力の要あるは勿論であるが、實に根本的な問題は魚介類の大増産を實現して其の絶對量を増加せしめる事である。

漁業の生産計畫といふ事になると漁業の生産目標の決定に續いて、更に困難な漁業計畫即ち如何なる方法によつて、如何なる魚介類を幾何量宛漁獲するかといふ事を決定する段階に入つて來る事になるのであるが、それは他項に譲り、茲では一應漁獲の生産目標をについてのみ述べた次第である。(福田)

第五 大東亞建設戦と水産技術の意義

一、漁撈技術

時局下漁業用の生産資材たる燃油網綱及び勞力等は著しく不足し、生産には其不適當の條件揃ひである。然し大東亞の建設戦を戦ひ勝ち抜く爲めに、水産人は神代の昔から練つた漁民魂と、漁撈技術を今こそ充分に活用して之等の不適當なる條件を克服して、生産の増加に邁進し、皇軍の活躍には勿論銃後國民の食糧確保に不安を生ぜしめては斷じて不可なりと云はねばならない。然るに現状は遺憾乍ら漁獲高は激減し、今冬の都市に於ける魚の配給の如きは甚だ不圓滑で、市民は魚屋の店頭に長蛇の列を爲しても尙容易に購入し出来ず辛じて三日に一回位の配給で我慢せねばならぬ所もあつた。四面環海の好漁場を控へ、しかも世界に冠たる水産技術を誇つて居た我日本に於て、この状態を誰が豫期し得たであらう。

水産人は大東亞建設戦下に於ては、今後と雖も尙勞力並に資材の不足を充分に覺悟しなければならぬ。従つて在來の漁撈技術に再検討を加へ、これに科學を取り入れ合理的漁場調査及び漁具漁法の改良と代用品の研究等漁撈技術の一段の進歩を圖らねばならない。若し戦時に即應した漁撈技術の再建を圖らず徒に舊來の技術を墨守して資材勞力の不足を託ち、遂にこの天恵の海洋資源の利用に抛擲して漁らなければ海洋の魚は次第に殖へて海洋に出漁しなくとも、昔の様に魚群が接岸して極沿岸にて漁獲し得らるゝと云ふが如き、氣休論に耳を傾けて我

國獨特の漁業に積極性を失はしめ、單に歐米流の戦時下水産政策を鵜呑みにして、僅に河川湖沼の利用に依つて水産食糧の充分なる供給を得んとするが如きことあらば、増産は斷じてあり得ないことは、漁業生産統計を繰くまでもなく明瞭なる事實である。然らば支那事變が始まり更に大東亞戦争勃發して漁撈技術が如何なる方向によつて進歩し、改善されて居るかの概要を記述することとする。

支那事變で改善せられたる漁撈技術

(1) 定置漁業關係

定置漁業は事變前既に漁場亂設の弊に陥り共倒れの傾向を示してゐた。これが整理統合は長期に亘つて叫ばれて居たにも拘らず容易に實現を見るに至らなかつたが、支那事變勃發以來漁夫の軍需産業へ轉業するものが續出し、更に應召者の増加により漁業勞力は著しく不足を告ぐるに至つた。従て多數の漁夫を使用する定置漁業の經營は著しく困難となり、漁網綱等の生産資材の不足と相俟つてその整理統合は必然的のものとなり、長年の懸案たりし着業網數の整理は極めて圓滑裡に斷行せられたのみならず、多くの大謀、大敷等の定置漁業は落網に變更されて資材勞力の節約を圖つたのである。尙漁場によつては揚網方法の改善及び經營方法の改良等により著しく勞力の節減を圖り、或は網型の縮小による生産減を落口に改良を加へ、又は積極的増産手段として集魚燈を併用する等、技術的に見るべき改良が加へられた事例が尠くないのである。

資材關係では楮皮、葡萄蔓、マオラン、其他各種の代用纖維ロープの需要が激増し、殊にコールド染料網

の利用は廣く普及して、各漁場にて大量に使用するに至つた。これ等の工夫考案により定置漁業の生産高は、比較的減少を免れるに至り、戦時に即應した改良が加へられたものと見做される。

(2) 定置漁業以外の沿岸漁業

定置漁業以外の沿岸漁業の蒙つた最深刻なる打撃は燃油の消費規正である。これが對策として共同曳船及び盛漁期出漁等の方法に依り燃料の消費節約が圖られ、又代用燃料としてクレオソート、カーバイト、コールタール、魚油等各種の油の使用が次々に工夫考案せられ、更に木炭瓦斯發生爐装置も實用化の域に達し、各地に普及を見るに至つた爲め、燃油の消費規正の影響は漸次緩和の兆を認めらるゝ點が尠くない。殊に大衆的魚の生産は燃油の重點配給により、鯛その他の高級魚の生産減に比し生産量に大なる影響を免れた。従て一般市場に於ても魚種は相當減少して居るが、總生産量に於てはその割に減じて居らない。尙例外として事變の影響により増産せられたるものに各種の深海魚及びハマシマカツヲ等がある。これらの魚は従來魚價の關係上餘り漁獲しなかつたが公定價格の設定がなかつたため魚價が俄に暴騰して以來、俄然時代の寵兒として市場に登場して來たものである。この爲め新漁場も開拓され、好適の漁具も考察せらるゝに至つた。その他皮革資源の需要が激増して勃興したものに鮫、イルカ、ウツボ漁業等がある。何れも事變の生んだ新規漁業と見做すことが出来る。

漁網及び勞力不足を技術的に克服したものととしては、千葉縣下に創始せられた火光利用の秋刀魚棒受網及び急速に各地に普及した蟹籠、柔魚籠等がその代表的のものと見られる。夜間作業が不能となり、晝間作業に轉換したるものに、柔魚釣、鰯釣等があるが何れも舊慣を脱したる漁具漁法の技術的改良と云ふべきものである。

(3) 海洋漁業關係

内地沖合遠く數千哩の遠洋に出漁し、漁場の往復に莫大の燃料と日數を空費して來た内地沖合に於ては、大型鰹漁業はその合理的經營が叫ばれたにも拘らず、各業者の足並が揃はず年末迄に従前通り各個の出漁が續けられたが、燃油配給の關係上船數は著しく減少を見た。然し大資本の漁業會社には、既に新しき規模の下に鰹漁業の母船式經營の試み、南方海域に進出して食糧増産に、相當の成果をあげて居り、この種の事業が一般に着眼せられて、續々企業化せられんとする傾向にある。

又北洋漁業の代表たる鮭鱒、蟹漁業等は、支那事變當初に於ては外貨の確得に重要な役割を演じて來たが、その製品の多くは敵性國家向の商品たる關係上、遂に輸出不能となり、従つて生産の制限を受け、國內向の鹽乾魚製品に振當られて、戦時下の我國主要食品生産漁業へと轉じたのである。資源が無盡藏と稱せられ全く未着手にあつたオホーツク海の鱈漁業も、新たな使命を以て、開拓に着手せらるゝこととなり、その成行は多年の懸案だつただけに各方面から注目せられて居る。更に躍進途上にあつた南氷洋の捕鯨業も外國向鯨油製造の一點張りの直譯的漁業を脱皮し、純日本の捕鯨業に塗り換へが期待され、皮革の利用、鯨油の國內加工消費、鯨肉の處理等、技術的の調査研究が企圖せられて居たにも拘らず、國際危機の爲め出漁中止となり、實現せられず次期の課題として残されたのである。

大東亞建設戦と漁撈技術の重要性

漁獲高の増加は、漁撈技術の進歩改善に俟たねばならぬことは、我國に於て發動機附漁船の普及發達により、大躍進を遂げた事や、無線電信電話の利用に依り魚群調査が合理化し、漁獲高が倍加した事實等、過去に於ける幾多の事實に徴して明瞭である。従つて大東亞の建設戦下努力資材の不足に依つて減少した水産物の増産は、これ等の不足資材を充足すれば容易に回復し得らるゝのであるが、現下の狀勢は之を許さないのみならず、今後何年續くか豫斷の出来ない長期戦下に於て。水産人は國家の必要とする水産食糧の供給者として、重大なる責務を有して居るのであるから、最小の勞力、資材を以て何時如何なる場所にも、意の儘に必要な量の魚を漁獲し得らるゝ様、漁撈技術の進歩發達を圖らなければならない。

かくしてこそ初めて計畫生産も出來、産卵場の保護や稚魚の愛護等、水産資源の培養も實現し得らるゝのである。漁撈技術が幼稚なる限り資源の培養は云ふべくして行はれない。然るに往々漁撈技術の進歩は、水産資源を涸渇に導くかの如き言を爲すものもあるが、眞の漁撈技術を解せざるも甚しと云はざるを得ない、現に我國に於て最高度の發達を遂げたる如く云はるゝ、機船底曳網やトール漁業等に於ても、天候、海況等の如何に關せず出漁し得る爲め、漁業能率に於て見るべきものありとは云へ、目的魚と經濟價値の少ない未成魚を選別して漁獲することが不能な爲め、漁場荒廢の因を爲たのであつた。又我國獨特の鱈漁業の如きも、多數の漁業者が參船して實際に釣獲に費す時間は極めて少く、魚群捜査中は爲すこともなく、貴重なる勞力を空費し、或は魚群探査に燃油と日數を徒費する等技術的に改善を要する點は極めて多いのである。従て大東亞建設に當り水産食糧の増産、愈々緊切の度を加ふる際漁撈技術の荷ふべき役割は、甚大なりと云ふざるを得ない。(酒井)

二、水産製造技術

共榮圈内の水産製品

大東亞に於ける各種産業を盛にし、圈内の共榮策を講ずるため、我日本が指導的立場に置かれてゐる事は、申すまでもない所である。殊に世界に於いて技術の卓逸せる漁業は勿論の事、水産製造業も亦我國が關與して、從來の製品の改良を圖り、或は新製品を創製して、貯藏に堪へ而かも安價なる食品となし、共榮圈内に榮養價値の高い水産製品を供給することの必要あることは勿論のことである。

水産製造の技術も、漁撈技術と同様に、世界に於て我國が特に發達し居ることは衆知の事實である。昔眞夏の候に於て、江戸ツ子の好食した「くさや」の鯨の干物は、今日の現代人には、その異臭の爲めに嗜好を失ひたるものであるが、然し氣温の高い時に於ては、淡鹽で而かも生乾狀態の魚の干物は、普通の品でも一日も持たないことは明らかであるが、獨りこの「くさや」の干物に限り腐敗する事なく、商店にて立派に賣れて居つたものである。この「くさや」の干物は地方的の一種の嗜好食品であることは事實であるが、今回共榮圈内に入つた佛印や泰國方面の「ニユオツクナム」Nuoc. Mam の如きは、我國の「くさや」の干物と魚醬油との製造法を加味した一種の醃醬品である。この製品は廣く常夏の土地に住む南方民族が嗜好して居るものであることは興味多いことと考へられる。佛印や泰國では廣大なる河川湖沼に富むが故に、その漁獲物は極めて多量である。而してこの地方は前記「ニユオツクナム」の様な醃醬品やその他鹽乾品に製造し、昭南島、「スマトラ」爪哇、「ボルネオ」

等に盛に輸出して、南方民族の最も廉價なる副食物たらしめて居つたものであつたが、今回の米英との戦争が開かるに及び運搬船のない爲めに、今日に於てはこれが大量の製品が原産地に滞貨しその處分に困つて居る事を知りて居る。元來南方民族は一般に米を主食として居り、而してその生活程度は極めて低い爲めに、これが副食物も亦、極めて安價たるものを要するものである。

南洋民族は特に魚類を嗜好し、少なからざる鹽乾魚が南洋に於て消費せられて居ることは人のよく知る所である。又米國がトマト・サーヂン罐詰を多年に亘り試賣した結果、漸やくこれが需用が喚起せられ、漸次輸出が増加せられ一九二九年度の如きは大約四百萬函に近い數量の函數が南洋に輸出せられ、その最大レコードを作つたことが報告せられて居る。その後我國からも、このトマト・サーヂン罐詰が、南洋に輸出せられたるが、昭和十二年度の大約百七十萬函が輸出の最大レコードであつた。

先年日本から鹽乾鰻の輸出が試みられたことがあるが、製品は腐敗し、油焼を來した爲めに、或大貿易會社が數萬圓の損害を受けたとの事を聞いて居る。その後千葉縣廳の山内勝夫技師が鹽乾鰻の販路に就き南洋に出張せられたが、その時持参した製品は石油罐を利用して鹽乾鰻を詰め、炭酸瓦斯を滿して密封したものであつた爲めに長途の輸送に堪へ、何等惡變化を來さなかつたことが發表せられた。余等も、水産試験場に於て、茨城縣水産試験場と連絡して、五月に漁獲した脂肪含有量の極めて少ない鰻を鹽乾品となし、而して「アスファルト」を以て防濕性となした紙袋を使用して、これに詰め、更に炭酸瓦斯を滿して木函に納め、南洋に輸出を試みたとする油焼を來すやうなことなく完全の状態に到着したとの報を受けた。

然るに脂肪含有量の多き鰻を原料としなければ、その大量を南洋へ輸出することは困難である。故に脂肪量の多

い鰻を原料として鹽乾品とする方法を試験するの必要を生じたるが一方この防濕紙袋を手に入れること困難があり、又南方に於ける排日等の關係の爲めにこれが輸出試験は、一時中絶するの已むを得ざるに至つたのである。

南洋の魚と製造

南洋に於て漁獲せらるゝ魚類は、常夏の氣候の爲めに甚だしく腐敗し易いのは明らかである。勿論漁獲物の一部は冷蔵庫を各地に建設し、生鮮魚として貯蔵することは必要であるが、然しその大部分は一層簡易の製法によつて貯蔵を圖り、南洋に於ける農山村にまで配給が出來得るやうな製品となさなければならぬ。今後内地人の南洋方面に於ける活躍は驚くべき程度に達するであらうが、これら日本人の副食物として氣温の高い地方に適應する副食物を提せしむることは、日本人の健康を維持せしむる上にも必要であり、尙又多數の陸海軍の軍隊にも適當なる製品を配給する事を急務とすべきである。

余は先年南洋群島のパラオ本島に赴きたる際、その移住農民の間に如何に結核患者の多いかの事實を認め、驚いたことがあつた。この小さな島々コロール島より汽船で僅か三時間の航程にあるには、魚肉を生鮮又は鹽乾品の形で採ることは困難で、僅かに高價の罐詰品を食用するに過ぎないことと、飲用水始め一般の食物よりの石灰分の供給が少ない等の爲めに、これら營養分の缺乏が、結局結核病に對する抵抗力を減じ、遂に同病に犯さるゝに至つたのであらう。

右の事實は南洋諸島に於て將來活躍すべき日本人の保健上大に考慮すべき點である。將來南洋の適當の地に漁撈と相俟つて水産製造に關する完全なる試験場を建設し、又その得たる成績を廣く各地に普及せしむべき指導所

を設置することは東亞共榮圈の建設する上に、最も急務とするところであらう。(木村)

三、水産養殖技術

事變前後養殖事業の推移と技術

漁獲高に比し養殖による收穫高は極めて僅少なるとはいへ、經營に要する資材並に勞力少く而もその生産は容易にこれを計畫せしめ得るのみならず、技術の活用によりては生産の増進をも期待し得べきものなるを以つて、現戦時下水産物増産確保上養殖の役割は極めて大なりと言ひ得る。而もなほ養殖の技術は單に淺海、内水面に於て農耕的作業により魚介類を哺育しこれが收穫をなすことにみに限定せらるべき性質のものではない。更に進んで廣く魚介藻類の成育養殖に保護の手を差し伸べてこれら資源の維持培養を計畫し、此處に漁獲の永遠を期すべき手段を講ずることも亦養殖技術の活用であり、否かゝる方面にこそ今後益々躍進せる養殖技術に期待する所の大なるものあることが推定される次第である。この意味に於て大東亞戦争緒戦以來の大戦果として既に皇軍の手中に收め得たる南方諸地域に於ける水産資源の開發に際しては、その初めに當りこの勝れたる養殖技術を高度に活用し、魚族の蕃殖保護による資源培養の措置を怠らざらしめんことを祈念して止まない。

水産養殖事業は水面の利用であり、生鮮なる或は活きたまゝの而も大いさの揃つた魚介類を隨時需用に應じ、その所要量を供給し得るといふ特徴があつて、文化の進運に伴ひ順調なる發達の徑路を辿つて來たのであるが、昭和四、五年頃から波及し來つた世界的不況による一般産業界萎靡沈滞の影響を受け、魚價亦慘落の悲運に逢つ

た結果、漁村の疲弊はその極に達した。その爲めに漁業經營の合理化を目標として築磯、漁礁の築設等荒廢漁場復興の増殖計畫實施による漁村更生策が講ぜられた。養殖事業經營の如きも亦相當の苦難を嘗めさせられたのであるが、技術の運用によつて生産費の低減を計り、廉價多賣による經營の能率化を工夫して、漸くその苦境を脱し來つたほどである。然るにはしなくも支那事變の勃發を見るに及んで却つて水産食糧の増産確保が事變下喫緊の要務として要請さるゝに至つたが、何分漁業用各種資材の消費規正に伴つて、海洋に於ける漁業は或程度の抑制を餘義なくせしめられた。その結果各地方共養殖技術を活用して水産物増産計畫を樹立し、内水面漁業の振興によつて生産擴充の如きを圖る一面、農山村に於ける銃後施設として養殖の普及と國民の體位向上の點からも、養殖技術の重要な役割が深く認識されるに至つたのである。

かくて昭和十四年西歐に第二次歐洲戰亂の起るや、事變は茲に長期を旨指す東亞新秩序建設の大業完成への段階に入り、更に光輝ある紀元二千六百年を迎ふるに至り、我等の課題は、水産が新東亞建設の一翼として共榮圈内の住民に對する一大食糧給源たることの自覺を以て、新たな情勢に應じ克く世界の水産國たるの本領發揮に力むべきであるとして、海洋に、沿岸に、内水面に魚介増殖の急務が説かれ、増産に關する補助獎勵の援助の下に各種増殖事業の合理化、能率化、機械化を目指して科學に立脚した養殖技術を發揚し、こゝに淺海干潟利用の増殖事業に關し、水産局自ら岩面播破機、干潟耕転機等の發明を生み、水産試験場に於ける撚繩式てんぐま養殖法の新考案と共に時代を劃する海の増産方法が展示され又北海道には昭和の初期以來待望のニシンの人工孵化法が北海道水産試験場苦心技術の具現に凱歌揚がり、今や同場の繼續事業として年々幾百億のニシン卵の人工孵化放流が見られ、北海道沿岸にニシン資源の復興が約束さるゝに至りつた。さらに松井兵庫縣水産試験場長等の提

唱に係はる水族移植による瀬戸内海冬期の増産方法の如きは荒廢に傾く内海漁業の復興に新しき方向を示しつつあるのである。又時局の進展に伴ひ規正物資並に勞力の多きを要せず、而も適確に所要水産物を確保する内水面漁業並に養魚事業は、昂揚された技術の活用により、次第にその生産を計畫化し淡水魚の増産に一步を進むるに至り、遂に水産局は先年洗練された技術を發揮して新に短波光（不可視光線）利用による誘蛾燈を考案して農林害虫の養魚餌料化を目指す一石二鳥の効果を顯現し、滋賀縣水産試験場に於ける雜草加工、中央水産試験場木材技師創製の魚廢物混合並に東京府水産試験場渡邊技手發案に係はる殘桑利用等の新規養魚用餌料の出現と共に、天然餌料の利用と廢物養魚餌料化の實を擧げてゐる。更に又滋賀縣水産試験場に於ては噴霧式及混式の鱒卵新孵化方法を考案し、北海道千歳孵化場に於ける魚卵孵化に對するフォルマリン消毒法の考案と共に、養鱒事業の能率増進と勞力節約に寄與せしこと甚大である。斯くして養殖業界は科學の基礎に立つ躍進せる技術の活用により、食糧増産を目的し着々その目標たる生産の能率化を實現し、漁獲による生産不足の補填に全力を傾倒しつゝある次第である。

今や大東亞戰爭勃發以來皇軍の勇戰奮闘により、早くも大東亞に於ける重要資源區域を我制壓下に收め得るに至り、此等諸地域への進出を前にして食糧問題の將來はまことに明朗となつた感があるが、さりとてそれが爲めに今日迄築き上げて來た内地に於ける斯業の開発を蔑にすべきでないことは言ふ迄もない。たとへ南方が開けても帝國の内地に於ける主要食糧の自給自足計畫は微動だもするものではない」と、養殖技術もまたこれを極度に活躍せしめて國民の體位塾進の爲めに、國土内に於ける魚介類の増産確保に對しては萬全の策を講じ、徒らに新資源にのみ眩惑され内を顧ることを忘れてはならないであらう。

水産食糧確保上養殖收獲の重要性

過般水産食糧問題協議會はその「水産食糧對策」に於て時局下國民保健食糧確保の爲めの所要漁獲量（魚介類）を四四五萬噸と決定し、輸出若くは非食用水産物供給確保の爲めの所要量をも併せる場合には、魚介類の最低所要量は五二五萬噸（一四〇、一七五萬貫）と發表してゐる。而してこの所要量は事變に伴ふ漁獲高の減少を見込み、現在實收漁獲量を一二二、三二六萬貫と推定してゐる結果、更に一七、八四九萬貫の増産が要求され、これが調達に關しては夫々の生産部門に對し生産實績を基本とし今後の増産想定比率を定め重點主義適用により、割當生産を行ふこととし養殖業に對しては四五萬噸（一二、〇三〇萬貫）の生産が課せられてゐる。

藻類を除き魚介類の養殖による收獲高は右協議會の調査によれば昭和十四年現在で九、五九五萬貫なるを以てその割當生産高はこの十四年現在收獲高に二、四三五萬貫を増加（増産率一二五％）するに過ぎない。

農林統計に於ては養殖總收獲高は金額のみを掲げ數量不明であるから前記水産食糧協議會調査の收獲高と比較することは出来ないが、主要なる二三魚種の收獲高並に養殖總收獲金額につき其推移を判斷するに、大體に於て事變以後も産額漸増の傾向が見られるから、魚介を併せ、沿岸内水面に亘り現在收獲高に二割五分を増すのみである。右割當額の増産の如きは養殖適地と認められながら、尙ほ未利用のまゝに残されてゐる水面に於ける適當なる増産施設により容易にこれを充たし得る可能性のあることが首肯される。

乍併右水産食糧協議會の提唱した割當生産額の當否は別問題として、これによる養殖割當生産額の如きは容易にこれを増産し得る見込があるとしても、これを國民保健水産食糧としての總所要量に比較すれば僅かにその一

○%に過ぎない微々たるもので、大勢に影響を及ぼさない程度の極めて僅少なものであるには相違ないが、戦時下燃油其他漁業用資材の規正並に勞力不足に制約されて漁獲高漸減を餘義なくしつつある現下の海洋及沿岸漁業に對比して、物資規正に關係なく勞力亦算するに足らず、昂揚せる技術による工夫と業者の熱意の合致する處増産の一途をも辿り得る養殖收穫高は、假令その額は僅少なりとはいへ、その生産を計畫化し且つこれを確保し得る點に於て、より重要性が認められねばならぬ。況んや現下未利用水域の利用増進と新考案による、養殖用種苗増産計畫の實現と相俟つて、近き將來に於ける養殖増産額を見込む時は上表の如く蔑視

内地水産増殖生産高

(水産食糧問題參考資料中卷三〇—三三頁ニ據ル)

種	水産動物		魚類		貝類		其他の 水産動物	計	額
	内	外	内	外	内	外			
現在生産高	二〇、四〇、一四四	三、九一、七〇〇	二四、三九七、八四四	四、〇三九、〇三九	三、八八五、六〇〇	六、八八五、八九九	四、一三、五九〇	四、六六六、〇四三	九五、九四六、七四六
増産見込高	四、七五、七九	二、〇四、三六〇	六、九九八、二七五	六、九九八、二七五	五、〇三、三六六	三、七三、四七五	一、二九、九四五	九、九三、九八	二、一八、九三三
	四、七五、七九	二、〇四、三六〇	六、九九八、二七五	六、九九八、二七五	五、〇三、三六六	三、七三、四七五	一、二九、九四五	九、九三、九八	二、一八、九三三
	四、七五、七九	二、〇四、三六〇	六、九九八、二七五	六、九九八、二七五	五、〇三、三六六	三、七三、四七五	一、二九、九四五	九、九三、九八	二、一八、九三三

し得ざる多額の生産が期待され得るに於てをやである。

即ち前表によれば近き將來に於ける養殖増産見込高は六三四、二四七、八一〇貫であつて、斯く成る際には前記水産食糧總所要量に對しても養殖收穫高によつてその半額餘(五三%餘)を補ひ得らるる計算であるから、戦時下水産食糧増産確保上養殖による收穫高の地位の重要性が再認識されねばならぬ、と同時に、養殖業界自身亦この使命に覺醒し技術の高度活用による一層の奮起が要請される次第である。

大東亞水産資源開發と養殖技術

一面戦争を遂行し他面大東亞共榮圏の建設に全力を傾倒すべく國民總力の結集を要請されてゐる現時局下においては、内に國土内に食糧の増産確保に萬全を期すると共に、外にこの大戦果に即應し、南方諸地域に於ける水産資源の開發に乗り出し、これにより共榮圏内へ重大なる役割であると考へられる次第であつて、我等はこの重き使命の達成に苟も遺算があつてはならぬ。

南方共榮圏の持つ海は南支那海、ボルネオ海、スルー海、セレベス海、ジャバ海、フロレス海、バンドラ海、アラフラ海其他フィリッピン東海等を包含してその海域は極めて廣大であり又著しく變化に富んでゐる。廣き海棚を有する一方深き海溝あり、多數の島は海流潮流を複雑化し又陸地よりの榮養鹽類の分布を良好ならしめ、沿岸に水族の蕃殖に好條件を與へ、同時に亦洄游魚族に對しても好漁場を隨所に展開してゐるであらうことが、容易に推定される。併し一般に熱帯地方は動物の繁殖率はあまり良好とはいへないので、種類の夥多なる割合に同種の量は寒帯地方に於ける如く多量でない事が學界の通説である點から見て、南方の海には魚介類の種類の豊富なることが豫想され、而も四季の區別のはつきりしない熱帯地のことであれば、漁業に所謂季節的の變遷も少なく島嶼間の平穩なる海に於ける周年の漁獲が約束される所に、その特異性も認められる。魚類を嗜好すると稱せられる南方民族が、幼稚とはいへ各種の漁業を行つて居り、其處に科學に基く技術は認められないとして、經驗による技術の、時に精巧なる驚異に價するものも見られよう。而して豊富なる水産資源はこれら原住民の漁業のみ

を以てしては勿論何等養殖阻害の慮もなく、年々所要の收穫に満足を與へてゐるには違ひないが、併し新に加へられる邦人の優れた漁撈技術の前に果してこれらの漁場が永く従來の姿のままを具現し続け得ると誰が保證し得よう。未知とは云へ豊富と豫想されてゐる資源に對して、今からそんな心配は無用であると言ふ者もあらう。豊富と言ふとも資源は無盡蔵ではあり得ない。それが未知なるが故に心配になるのだ。南方共榮圏一億五千否大東亞共榮圏七億の民衆に對し榮養食糧供給の責務を思へばこそ、資源の維持確保に就いても憂えねばならぬ。水産資源は培養によつて維持し得られ又増進も期し得べき可能性のあるものである。然し節度なき酷漁濫獲には永く支へられず、資源の涸渇を招來することは自明の理である。そこで私は資源の豊富に醉ふことなく、その初めに當つてさらにこれを永遠に維持すべきことを祈念し、無節制なる漁獲は絶対に之を排除したい。而してこれが爲めには、水産科學に立脚した躍進せる養殖技術を活用せしめ、資源開拓利用の一方、これに附隨して資源の保護とその培養につき最も適切なる方策を樹立し、その實行を期することの緊要なることを痛感する。殊に南方海が内地に洄游して來る鯉鰻、さては鰻の産卵場でありその搖籃地であること、而して尙未だこれらに關する研究には未知の分野の多々ある事等に考へ及ぶ時、南方海の資海が單にこれを圍繞してゐる南方の島嶼そのもののみのものでなく本邦内地の重要水産資源にも關聯し、文字通り大東亞共榮圏全般に深い關係を持つ未開の寶庫とも云ふべきものであるから、これ等貴重なる資源の愛護とその恒久維持の見地からしても、優秀なる漁撈技術の行はるゝ處には同時に必ず科學に基く、現地の事情に即應して洗練された養殖技術の活躍を平行せしめ、資源保護培養の措置をして誤らざらしめんとを提唱し、その實行を要望してやまない。

以上は拓き行く南方の海洋に資源の恒久化を希ふ時、わが躍進せる養殖技術の活用の望ましきことを述べたの

であるが、同時にまた練磨された養殖本來の技術を南方共榮圏内の諸地方の沿岸に、將又内水面に活用して魚族の養殖、蓄養の業の改善を圖ることの肝要なるを思ふものである。南方事情は各地方共沿岸に、内水面に養魚の相當盛んなることを報じてゐる。たとひ沿海に魚族は豊富であつても、熱帶の風土的特異性が養魚の必要を齎らす點に鑑み、我科學を基に昂揚された養殖技術の移植による養殖法の改善は、邦人の南方進出と共に益々必要である。殊に南洋には有毒の魚族も多く而もそれらの中には一地方に有毒でも他地方にては全く無毒なる現象も見られ、食餌の如何がその原因の一なることを暗示せしめらるゝが如き、或は漁業用餌料としての幼魚の蒐集養成が漁業の隆昌と共に益々要求せらるゝを思ふ時、南方諸地域に我養殖技術の適用範圍の少なからざるを思はしむるのであつて、南の海が如何に豊富なる水産資源を包蔵してゐるとしても、大東亞共榮圏建設の爲めには養殖技術の役割亦重大にして、これが活用の意義殊に深きものあるを感ぜしめる。

上記は單に南方漁場の開發に對しての所見であるが、大東亞共榮圏確立の爲めには北方漁場も亦同時に考慮せねばならないことは言ふ迄もない。北方の水産資源は今日迄なほ漁獲と自然蓄殖との間に平衡が保たれてゐるといはれてゐるが、いかに魚族の豊富を誇る北洋の海とて、漁獲の無節制が遂には蓄殖を超越するに至る自然界の法則からは逃れ得べくもないものであることに反省し、この機會に於てこの方面にも亦科學する心を以てした養殖技術を活用せしめ、資源培養の適策の講ぜらるべきであらう。

養殖技術活用の諸問題

現在の餘殖技術は單なる魚族の育成事業の上のみ止まるべきでないことは既に述べたところであるが、さり

とて魚族の養成は餘殖技術本來の任務であり、現戦時下この任務の遂行亦閉にすべからざるはいふ迄もないことではあるが、併しこれとも従来の經驗に準據した技術のみに委すべきでない。此處にも亦科學を基とし修練された技術の力に俟つ所が大である。魚介類の生態とその棲息環境の闡明につとめ、養成の合理的能率化が要請されてゐる次第であるが、差當つてこの方面に於て養殖技術の上にその開明を期待されてゐる問題に、養殖用魚介種苗の大量人工採取法と養殖用新規餌料考案の二つがある。

能率の不良は別として、兎に角現在養殖用種苗として人工採取可能なるは鯉、鮭、鮎、公魚、鱧、鰻等淡水魚の一部と牡蠣、藻貝、貽貝、帆立貝等沿岸浅海産介類の數種と海苔、天草等の海藻類に過ぎない。沿岸浅海内水面を通じてその自然の生産力利用による有用水産物の増産を期待し得べき廣大なる區域を残し、これが開發こそ水産食糧増産の見地よりして時局下極めて重視せらるべきものなるにも拘はらず、如何にせんこれが開拓利用に要する各種魚介種苗の生産意の如くならず、配給亦不圓滑なるがために、徒らに未利用のままに放置されてゐる場所も少なからざる現状で、増産確保を所期する上には極めて遺憾に事として、養殖技術の高度活用が、先づ以てこれら種苗の大量人工採取法の上に要請されてゐる。

尙又今一つの養殖用新規餌料考案の問題は、古くして而も常に新たな課題の一つである。養魚は水面の生産的利用であり、陸上農業が多收穫を刻下の急務としつゝあると同様、養魚事業も亦現在水面の極度の周約的利用による多收穫を目指してゐる次第であつて、その目的達成上には是非とも必要なる條件として、適當な混合餌料の出現が要請されてゐる次第である。適當な餌料とは魚を健全に成育を迅速且つ能率的ならしめ、而も安價にして多量に供給し得る餌料の調で、養魚事業に於ては魚族の養成法そのものに幾多の經驗により練磨された優れた

技術が要請されてゐる一方、如上の目的に添ふべき科學に基礎付けられた有效なる人工餌料の新規創製が、亦常に新たに現下養殖技術活用の上に期待されてゐる次第である。

以上養殖本來の使命たる魚族育成の部門に於いて、養殖技術に期待する刻下の重要問題について記述したのであるが、以上のみが養殖界に於ける問題の全貌でないことは言ふ迄もない。曩に述べたやうに今後の養殖技術はこれを活用して、更に海洋資源の恒久化を目標にその保護培養の適策につき考案工夫すべき重責を有するものなることを思へば、海洋に於ける魚介の蕃殖保護から育成助長等に及ぶ、今後養殖技術の運営に期待する問題は益々多岐に亘り、その前途の愈々多岐なることが豫想される次第である。而してこの領域に於ける刻下の問題としては既に述べたやうに大東亞共榮圈建設の爲めに先づ何を措いても、既に獲得した南方水産資源の開拓利用を第一とせねばならないのであるが、更にこれら資源の恒久化を希ふ以上、そこに養殖技術の高度の活用を期待するところ亦尠なからざるものあるを確信する次第である。

そこで更にこの際一言附記したいことは、この領域に活用すべき養殖技術による施策をして誤りならしめんが爲めに、先づ第一に迫力ある國家の調査研究機關が此方面に乗出して、南方諸地域の實地につき調査に試験に不斷の努力を續けられ、その業績の具現に力められんことを要望して止まないといふことである。

これを要するに大東亞戦争は一方に戦ひつゝ、他方に大東亞共榮圈確立の大業を果さんとする建設の長期戦であり、國家はその總力を結集しこの建設戦に必勝を期して邁進しつゝある。其處に國民體位向上を期待し、更に共榮圈内に榮養食糧供給確保の責務を分擔せる我水産業は、皇軍の武威により既に南方に贏ち得たる水産資源の開發利用に萬全の策を講じ、魚介類の増産確保を期すべきは當然であるが、この際同時に内地に於ける資源の活用

も亦閑却してはならない。而して我國の水産事情を以てしても、尙且現戦時下にありては所要水産食糧確保の上に漁撈による漁獲増進と共に養殖による多收穫の協力を期待する處亦少なからざる實狀から見て、現下水産の生産部門として養殖業の持つ重要性は輕視すべきでない。のみならず内地にせよ南方の新資源にせよ、その開拓に當つては始めよりその惠澤をして恒久的ならしむることを祈念すべきであるから、これが爲めには開發と共に常に資源の保護とその培養に關し適切なる施策を講講することが必要であり、此處に水産新資源開發上、洗練された優秀なる漁撈技術の運営に平行して、實狀に徹し躍進した養殖技術の高度活用が要望される所以であつて、今更ながら大東亞建設戦に於ける養殖技術活用の意義亦深きものあるを思はしむる次第である。(中野)

第二部 國內體制整備と其の成果

第一 水産法制的整備と行政機構

一、水産法制的整備

時局即應機構への轉化

大東亞建設戦に處する國內體制の整備として水産關係に於ても、他産業同様、水産物増産に對處する爲に、生産、配給、輸出部門の統制強化に重點が置かれ、夫々の法規が逐次必要に應じて發布され、更にそれら法規が機に應じて變改されて來た。一面全般的行政事務の簡捷を必要とするに至つて、水産部面の諸規則も整理統合されることとなり、更に根本となる漁業生産そのものの統制が要求され、茲に漁業の二大部門即ち海洋漁業と沿岸漁業が統制されることまで進展して來た。

これ等各種法規の公布を、種別年次で示すと、まづ補助に依る増産に關するものとしては、昭和十三年に水産食糧品供給確保施設補助規則、翌十四年に重要農林水産物増産助成規則、十六年に漁業用無線普及補助金交付規則等の應急的補助規則の公布があつた。

昭和十七年一月の一般的行政事務簡捷に關する「行政事務簡捷令」に基づく既存水産關係法規全部に亘つての部分的改廢があり、引續き全般的補助規則が整理統合されて、十七年八月に漁業生産獎勵規則が公布された。

生産、配給、輸出の統制に關しては、昭和十五年に眞珠養殖業と寒天製造業の許可規則、水産物罐詰販賣制限規則、生鮮魚介類出荷統制施設助成規則、水産皮革の配給統制に關する省令、漁網、魚油、食料用罐詰用空罐の三配給統制規則、翌十六年に鮮魚介の配給統制規則、次で十七年に全水産物の配給統制規則と次々に公布された。漁業の統制に就ては、昭和十七年に水産統制令が公布されて、まづ海洋漁業の統制の實現が期待され、次で沿岸漁業の統制が着手されんとする情勢にある。

一方對外的漁業に就ては、昭和十五年一月に「日ソ漁業の暫定協定」があり、同年九月には我國から關係諸國に對してオットセイ條約の廢棄通告をなし、次で十七年五月に國內取締法の施行を見ることがなつた。十五年一月の日ソ漁業の協定は、十七年三月に再び「日ソ暫定條約」が締結されて露領漁業の繼續となつた。次ぎに以上概説した法制に付てその必要性と内容を述べて見ることにする。

法制整備の必然性

支那事變直後に必要とされたのは國民に對する食糧品の供給確保であつて、當時の状態に於ての水産食糧品の供給を確保する爲に、冷蔵設備を有効に利用することとし、それらの設備又はその附屬設備の設置に對し補助し極力機能を發揮せしむる爲水産食糧品供給確保施設補助規則が公布された。次で沿岸漁獲物の増産指導、水産物増産に對する害敵驅除、増産の爲の餌料購入、漁具漁法の改良等に對し補助を與へ取り敢ず現狀に於ての増産を企圖し、一方戰時應召等より生ずる勞力不足に對處する爲に、沿岸小型漁船用共同曳船の建造又は購入に對して補助することとして重要農林水産物増産助成規則中に、沿岸漁獲物増産獎勵施設と農山漁村勞力調整施設の二項

目が規定された。

次に戦時下の海洋に於て操業する漁船の安全を確保すると共に国防上の必要にも應じ得るやう、漁船に無線電信電話の施設を有せしめ、一方これを處理せしむる爲の通信士の養成を併せて補助するために、漁業用無線普及補助金交付規則が公布された。統制に依る増産では、戦時物資として吸収される皮革の不足補填として水産皮革（鯨皮を除く）の豊富なる供給を確保するため、主としてこれが原料である鯨その他の水産動物の出荷、處理、配給の方法を改善統制して優良鯨革その他の水産皮革の生産増加を圖る爲めに、昭和十四年八月に農林省令第三十九號が公布された。

輸出水産物取締法第三條に依る生産から配給に至るまでの統制を圖る爲めに、寒天と眞珠の兩製造業が許可制度となり、昭和十五年六月から規則が施行せられた。事變以來罐詰製造用資材は統制強化のため入手難となり漸次減退したが、水産罐詰の輸出と軍需向製品を確保するため水産物罐詰販賣制限規則を制定したのも同じ年の六月であつた。

漁業者にとつて最も必要な漁網の圓滑な配給を圖る必要は資材入手の困難な戦時下に緊急な問題であるのでこれが配給統制の規則も時を同ふして公布された。續いて同年八月に省令第七十一號で魚油配給統制規則の公布を見た。この規則で謂ふ魚油は、鰵油と鯨油のことであつて、魚油の製造又は精製を業とする者は農林大臣の指定する魚油の精製を業とする者を除くの外、製造し又は精製した魚油を農林大臣の指定する者以外者に販賣することを禁じて、その配給統制を圖つたのである。同じく鰹搾粕、鯨搾粕等の水産動物質肥料の賣渡に關しても、同じ月に省令第七十七號で公布された。

以上部分的に行はれた配給統制に次で、最も困難な、鮮魚介の出荷と配給の兩面に統制を加へ、既存の配給ルートは一應存立せしめるが可及的に整備し、全国的に計畫の出荷と配給を行つて供給の均衡と配給の圓滑を圖る點に重點を置いて鮮魚介配給統制規則が公布された。

この規則は國家總動員法第八條の規定に基づくものである。同法に基づいて昭和十六年三月に生活必需物資統制令が公布され、同年四月閣令第五號で鮮魚介類は同令の適用を受けることとなり、同日附農林省令第十四號で規則の發布を見たのである。

配給統制の要點は、主要な出荷地と主要な消費地とを指定して、農林大臣の直接統制下に置き、兩者にそれぞれ團體を組織させて計畫の出荷と計畫的配給をさせると共に、それ以外の地域に於ける出荷と配給に對しても地方長官をして、一定の方針に基いて統制せしめ、同時に内外地への搬出に對しても許可を要することとしたものである。鮮魚介に對應して鹽乾魚介藻類は水産食糧の二分野を形成して居るのである。政府は鮮魚介の統制を實施すると引續いて鹽乾魚介藻類を主とする謂ゆる水産物に對して、昭和十七年一月七日附農林省令第一號で配給統制規則を公布し即日實施した。この規則による統制方針は、主要品目別に行ひ、國民生活上重要なものから實施するもので、中央で統制する海産物の種類は鹽鮭鱒、燒竹輪、天草、海苔、鰻、昆布、鰻製品、節類、削節、鱈製品とし、その他のものに就ては、農林省と打合の上各道府縣別に統制するのである。尙統制機關の指定に當つては、既存の團體又は會社で適當なものはこれを利用し、現在の集荷配給の實績に鑑み、必要に應じ新に團體を設けしめる。統制機關は配給協議會の議を経て、内地向、輪移出向、特殊需要向及び加工向別に、内地向に就ては地域別、月別に配給計畫を樹立して配給する。そして指定消費地に於ける荷受機關に就ては、原則として中

中央卸賣市場内外業者を包括した荷受組合等を設立し、道府縣に於ける海産物の配給に就ては道府縣單位の海産物卸賣商業組合を活用し、農山村に對する配給に付ては道府縣單位の海産物卸賣商業組合を活用し、農山村に對する配給に就ては、産業組合系統機關の利用も考慮されたものである。

二、水産業統制の方向

水産業を統制して新たな體制を整備する問題は、我國水産業の發展に伴ひ古くは昭和七年の露領漁業の大同年に依る日露漁業株式會社の設立、昭和九年の沖取鮭鱒工船の大同年に依る太平洋漁業株式會社の創立等、主として所謂北洋漁業統制問題として各般の漁業に亘つてその漁業の特性に應じ或は企業合同の形式に依り、或は法律を以て律せんとする形式に依り種々の措置が講ぜられて來たのであつた。それが昭和十二年の支那事變の勃發と共に一方水産物の生産の維持擴充に對する要求と、他方これが要求を充すべき勞務、生産資材、船舶等の規正との間の矛盾を解決するといふ水産業全般に亘る根本的重要課題が発生し、茲に從來の水産業統制の方向とは異なる理念の下にこの課題解決の爲の新體制が必要となつて來た。これは我國水産業の劃期的な事柄であつて、昭和十六年十二月十九日閣議の決定を經、更に同二十三日國家總動員審議會の議を經た水産業の統制に關する勅令案要綱は、戰時下國民保健食糧の供給確保、我國水産業の實力培養を根本目的として居るのであつて、これに必要な統制機關を確立することであつた。

統制の對象として居るのは海洋漁業とこれに伴ふ販賣及び製氷、冷蔵冷凍業等である。先づ海洋漁業會社その他の海洋漁業關係者をして政府の施策に協力し海洋漁業に關する総合的、合理的計畫を樹立し、船舶その他の設

備資材資金等の統制的運用を掌ると共に、海洋漁業に伴ふ水産物販賣製氷冷蔵業の統制的運用をなす機關として帝國水産統制株式會社を設立する。即ち海洋漁業に關する中樞機關であつて、第一に資材船舶の能率的合理的利用を圖り重點主義に依る計畫生産の徹底を期することをその重要使命とするのである。この爲に政府は船舶その他の設備を徵用してこれを會社の運営に任せるのである。この會社は政府と協力しこれが最も能率的利用を期する様計畫し、漁業會社をしてその實行に當らしめるのである。資材資金に就てもこの會社を中樞に合理的運用を圖らしめる。かくして海洋漁業の中樞機關として帝國水産統制株式會社を設立すると共に、現に海洋漁業を營んでゐる所の諸海洋漁業會社を整理統合して海洋漁業統制株式會社を設立し、帝國水産統制株式會社の統制方針に従つて實際の漁業を統制的に行ふのである。

以上の要旨に基づく水産統制令は、國家總動員法に基く勅令として、昭和十七年五月二十日の官報を以て公布即日施行され、同時に水産統制令施行規則も公布施行せられることとなつた。

日ソ漁業條約に就ては昭和十四年末期間満了につき、同年十二月三十一日モスクワに於て、東郷茂徳大使とモロトフ・ソ聯外相間に締結調印され、國內手續は昭和十五年一月十三日完了して、條約の効力は昭和十五年十二月三十一日迄存続することとなつた。昭和十六年の交渉に就ては、同年中引續き交渉進行中であつたが、たまたま獨ソ戰爭勃發せる等のため中絶の形となり昨年末までに各長期條約に關する交渉成立するに至らなかつたので、十六年十二月以來條約の効力を昭和十七年末まで延長せしむる暫定取極め締結方を話し合ひ中であつたが、十七年三月二十日妥結に達し、クイブシェフ市において我建川美治大使とヴィシンスキー・ソ聯外務次官との間に調印を了した。

臘納獸條約は北太平洋における、臘納獸が濫獲により減少するのを保護する目的をもつて締結されたものであるが條約實施當時十四萬頭にすぎなかつた臘納獸はその後非常な増殖を見、大正十二年には八十三萬頭、現在では二百廿萬頭の多數に達し、却つて魚類の濫食、漁網の攪亂等によつて漁業に對する被害は年とともに甚大を加へ、漁業被害につき何等顧慮されてゐない同條約のこの上の存続は漁業國であるわが國として到底容認出来なくなつたので、廢棄通告を行ふことになつたものである。帝國政府は昭和十五年十月廿三日同條約第十六條の規定に従つて米、英、ソ三國政府に對し一年間の豫告期限をもつて廢棄を通告すると共に、別に合理的基礎の上に立つて新に臘納獸の保存と保護に關する協定を討議締結するやう提議した。

この通告は右期間である昭和十六年十月二十二日を以て満了し、従つて條約は失效し、この條約に基き臘納獸の獵獲を禁止してゐた明治四十五年法律第二十一號は議會の協賛を経て、昭和十七年二月二十日に改正法律が公布され、施行期日の勅令が五月二十日公布されて改正法律は五月二十七日公布されて改正法律は五月二十七日から施行されることとなつた。改正の要旨は、從來臘虎、臘納獸の海上獵獲を禁止し且その陸上獵獲を政府に專屬せしめてゐたものを、條約廢棄の趣旨に鑑み今後政府が必要に應じ、その禁止又は制限の措置を執り得ることとして海洋獸皮資源の統制ある利用を圖る趣旨である。この法律改正に伴ひ、獵獲の制限禁止を行ふ爲臘虎臘納獸獵獲取締法施行規則が制定せられて、昭和十七年五月二十七日から施行を見ることがなつた。規則の骨子は

(一) 臘虎の獵獲又は臘納獸の陸上獵獲は農林大臣の許可を受けた者に非ざれば之を爲すことを得ざること。而して右許可の申請は農林大臣の指定したる者に非ざれば之を爲すことを得ざること。

(二) 北緯三十度以北の北太平洋（ベーリング海、オホーツク海及日本海を含む）に於ける臘納獸の海上獵獲には

(三) 農林大臣の許可制を布いたこと。

尙臘虎臘納獸取締法施行規則と同時にこれと關聯ある海驢海豹に就ても、之が獵獲を一定の者に限り許可することとし、漁業法第三十四條第二項の規定に基き海驢海豹獵獲取締規則の制定を見たのである。

三、行政事務の戦時體制

事務簡捷の具體化

戦時に於ける行政事務は日を逐ふて複雑となり、しかもその處理は所謂電撃的な早さを要求される。戦時體制に即應して行政事務の刷新改善を行ふことは、早くから考えられて來たことであるが、その一として行政事務の中特に官と民との接觸の強いために常に注目されてゐた許可認可の制度が取上げられることになつたのである。

政府がはじめてこの問題を公にとりあげたのは昭和十六年の六月である。即ち同月三日の閣議決定を以て、當時政府の方針として許可認可事務の簡捷を具體化すべきことを明にした。右の閣議決定に基き各省はそれぞれその所管事務について、これを具體化すべく立案を進め、その實施案につき十月十六日の閣議で一括承認を受くると共に速にこれを実施すべき旨を要請された。その實施に先鞭をつけたのが内閣で立案し昭和十六年十一月十五日公布された「許可認可等行政事務處理簡捷令」である。本令の要旨は國家總動員法及軍特に指定せられる法令に基き許可認可等原則として三十日の事務處理期限を附するものであつて、所謂期限附處理に關する一般法と

も言ふべきものである。これに併行して農林省に於てもその所管事務に關する許可認可事務簡捷の實施案の具體化を進め、これに必要な法規の整備に着手した。その結果まづ昭和十六年十二月十七日農林省令第三百三號「許可認可等行政事務處理簡捷ニ關スル件」及び農林商工令第十五號「蠶絲業組合法施行規則中改正省令」を公布した。右の農林省令はいづれも昭和十七年一月一日から施行せられてゐる。

水産局所管のもので簡捷せらるるものを要約すると、許可認可等を廢止するもの三件、許可を届出に改むるもの八件、事務處理期限を附するもの十一件となる。上記事務簡捷に關聯して、從來の補助獎勵規則を統合し、更に補助金交付は原則として府縣に間接補助することとし、從來の直接個人又は團體に交付する制を廢止することの立案が農林省各局一齊に進められた。

水産局所管の補助法規は、昭和十七年度に於て、法律によるもの二、省令によるもの九、通牒によるもの六、指令によるもの四、計二十一であつた。これを極力整備して約半數に減じ、新に「漁業生産獎勵規則」を昭和十七年八月五日公布し即日施行した。この規則によつて廢止された省令は、水産増殖獎勵規則、重要農林水産物増産助成規則、漁業經營費低減補助金交付規則、漁業共同施設獎勵規則、漁業用無線普及補助金交付規則、農林水産業用瓦斯發生裝置設置獎勵規則である。

以上大東亞戰爭遂行に對する法制は一應形式を備へたのであるが、尙殘された重要なものには沿岸漁業の統制、事變に依り減退を示してゐる漁船の建造統制等があつて、政府はこれらに對して目下鋭意立案を急いでゐる。

水産行政機構の現状

戦時に對應する水産行政機構の變改に就ては、日支事變直後の昭和十三年を基點として記述する。昭和十三年初頭に於ては、水産局は漁政、監督、海洋、漁船保險の四課であつたが、同年九月三日に資材課が新設され、

(一) 漁業用品の需要供給等の調査に關する事項。
 (二) 漁業用品の配給の調整及び改善に關する事項。
 (三) 物資規正等に伴ふ漁業經營の調整に關する事項。
 (四) 水産代用品及び漁業用代用品に關する事項。

を所管することとなつたが、間もなく同十二年三日に農林省の分課規定が改正されて新設の臨時農村對策部に資材課は移管されることとなり、これに代つて同日水産課が新設された。水産課では

(一) 水産物の利用増進及び検査に關する事項。
 (二) 輸出水産物取締に關する事項。
 (三) 水産物の輸出獎勵に關する事項。
 (四) 輸出水産物に關する水産組合、同業組合其他の水産團體に關する事項。

を司り、事變直後の水産物輸出の振興と輸出關係事務の圓滑を企圖したのであつた。

右の改廢に依る水産局既存の漁政、監督、海洋、漁船保險の事務分擔は次の通りで、水産局がかくの如く五課となつたのは、明治十八年水産局設置以來初めてのことである。

漁政課

(一) 漁政上諸般の調査、水産會、漁業組合、専用漁業其他漁業の免許、沿岸(内水を含む)漁業の取締、水産

増殖、遼河魚類の保護調査、漁業共同施設奨励、水産冷凍、船溜、漁獲物の配給改善、漁業登録令に依る登録の申請書又は囑託書の授受及び登録に関する事項。

(二)水産講習所、水産試験場並に地方水産試験場及び講習所に関する事項。

(三)他課の主管に屬せざる事項。

監督課

(一)日ソ漁業條約及び露領水産組合、輸出水産物取締法の施行、機船底曳網漁業、汽船トロール漁業、捕鯨業、母船式漁業等の取締に関する事項。

(二)水産組合、同業組合その他水産團體、水産物の利用増進及び検査、水産物輸出奨励に関する事項。

海洋課

遠洋漁業の指導奨励、漁船、漁業用發動機検査、漁港、臘貯獸保護に関する事項。

漁船保険課

漁船保険法の施行、漁船再保険特別會計及び之に関する物品に関する事項。

戰爭の推移に伴つて何よりも緊要なことは食糧の問題である、これが生産配給の一元化は正に國家の重大案件となつて茲に農林省の機構の大改革が、昭和十六年一月十七日に斷行された。即ち食糧増産確保と生産者の安定向上、不要不急事務調整を圖る建前から、全面的に機構改革を行ひ、食糧管理局を新設し、これまで米、麥、砂糖、野菜、魚類等食糧品の生産、集荷は農林省の管轄でありながらこれ等の價格決定、配給統制等は商工省の管轄であつた爲め事務連絡に圓滑を缺く點が多かつた。そこで、これ迄商工省で扱つて居た、米、麥を初め砂糖、

ビール、サイダー、味噌、醬油等一般食糧品關係は一切農林省へ移管し、米、麥は食糧管理局で取扱ひ、米は國家で管理し、植附から集荷配給まで行ふこととなり、又一般食品については新らしく食品局が新設され、生鮮、調味、特殊食品、畜製品の四課が配置され、官制上はともかく食糧省の實質を具備することとなつた。

この改革の結果、農林本省は總務局、農政局、山林局、蠶絲局、食品局の六局となつた。これに連れて各局とも分課の改廢があり、水産局では監督課が海洋課と合併して海洋課となり、新に施設課が設けられて漁船保險課が吸收され。水産課は廢止された。蓋し輸出事務は戰爭の推移と共にその必要が減じたからである。

かうして漁政、海洋、施設の三課となつて現在に至つて居る。現在機構の各課の事務分擔は次の通りである。

漁政課

- (一)漁政上諸般の調査に関する事項。
- (二)漁業團體に関する事項。
- (三)専用漁業其他漁業の免許に関する事項。
- (四)沿岸(内水を含む)漁業に関する事項。
- (五)水産増殖に関する事項。
- (六)遼河魚類の保護調査に関する事項。
- (七)漁業共同施設奨励に関する事項。
- (八)水産物(食料品及び油肥を除く)の配給統制に関する事項。
- (九)漁業登録令に依る登録に関する事項。

(十)水産講習所、水産試験場並に地方水産試験場及び講習所に關する事項。
海 洋 課

- (一)遠洋漁業の指導獎勵に關する事項。
- (二)機船底曳網漁業、汽船トロール漁業、捕鯨業、母船式漁業及び北洋漁業等の取締に關する事項。
- (三)日ソ漁業條約及び露領水産組合に關する事項。
- (四)鹽納賦に關する事項。

施 設 課

- (一)漁船に關する事項。
- (二)漁船乗組員に關する事項。
- (三)漁業用發動機検査に關する事項。
- (四)漁港及び船溜に關する事項。
- (五)漁船保險法の施行に關する事項。
- (六)漁船再保險特別會計及び之に關する物品に關する事項。

事變以來の法制の變遷と、機構の改廢に就て見るも、日支事變から大東亞戰と目まぐるしい時局の變移、經濟事情の急變が窺はれる。しかも國家の南方進出の國策からする全般的行政機構の改變も目前に迫つて居る。水産についても水産新體制の全面的整備の曉には更に多少の變改を豫想しなくてはならぬ。(片山)

第二 生産の計畫化とその目標

一 生産計畫の目標

漁業計畫の性格

我が漁業が戰時經濟下に於て愈々窮屈化する燃油及び資材と、益々不足化する勞力とを以つて、而もそれとは逆に増大する傾向に在る水産食糧、その他の水産物に對する需要を充足せしめようとすれば、先づ一定の漁業生産計畫を策し、その計畫を實現するについて全漁業者を指導し、且つ全漁業者がこれに協力するといふ漁業統制體制を確立することが絶對的に必要である。漁業經濟に就いてその生産、利用、配給の全面にわたつて國民全體の立場から一定の目標を確立し、目標達成のための具體的な計畫を樹立することが、何よりも先づ必要である。

即ち國民全體として水産物が幾何量生産されねばならぬか、又水産物の食糧の利用、食糧貯藏の利用、工業的利用等々に總生産量を如何に振當てねばならぬか、又それら各種水産物の用途を充分に發揮せしめるについて如何なる配給方法を講ぜねばならぬか、更に國民全體として必要な水産物の漁獲、利用並びに配給をその目標通りに實現するには、各種の關係資材、勞力が最小限度どれ程確保されねばならぬか等、國民全體の立場から漁業經濟目標を確定し、更にその達成上必要な具體的計畫を樹立することが、先づ第一の先決問題である。が、この問

題については第一部に於いて述べてあるので、單に生産計畫に伴ふ諸問題についてのみ検討することとする。

漁業に於ける生産の計畫化とは、資材、勞力、魚類の需給關係の現状から歸納される漁業收穫の能率化、擴充化を意味しやう。とするならば、非能率的な漁業を整理統合して、これを能率化すると同時に、能率的漁業に當然に資材勞力を集中して、收率の向上を期するといふことも考へられるであらう。殊に後者は現に漁業政策の方向として、一應とり上げられ、實踐されつゝある問題であるから、爰では計畫生産の一部としての重點主義の問題の角度から生産の計畫化の問題に入らう。さて問題は一般に重點主義とは何か、と言ふところ始まるべきである。重點主義は現状主義に對する非現状主義であると言ふ點で、すでに現状打破もしくは再編成と言ふ契機をうちに藏してゐることは明瞭である。また重點主義は普遍主義に對する集中主義であり、無差別主義に對する差別主義であるとも言はれるが、では何を基準として差別し何を目標に集するのであらうか。それは或る目的に合ふか合はぬかによつて差別し、一層目的に合ふものへ集中するのでなければならぬ。重點主義は、さらに或る種の順位づけであると言はれるのもまた、この目的に合ふか合はぬかによつて順位づけられるのでなければならぬ。およそ人間の營爲であり、ことに經濟行爲であるかぎり目的を持たぬものはあり得ず、あらゆるものはこの意味で合目的である。しかし一定の目的に合ふ程度にいたつては、一〇〇パーセント合致するものから漸くにしてこれに副ふと言ふ程度のものにいたるまで、恐らく千差萬別であらう。そこで目的に合ふこと密なるものをいまい合目的性に就いて集約であると言ひ、目的に合ふこと比較的遠いものを、これに對して粗放であると言ふならば、重點主義とは合目的性への集約化を内容とする再編成の方針であると言ふことが出来る。

しかしこの形式的な定義では重點主義の持つ眞の意義を言ひ盡してゐるとは言へない。單に合目的性への集約化と言ふならば、それはひろい意味の經濟主義能率主義であるとも言ひ得るし、また合理化運動の一種であるとも見なし得ないこともない。しかしこれらと異なる重大な點は、戦時再編成と言ふ性急な要請から來る時局的な強い性格である。それは一切の顧慮を排して、直接の目的に勇敢に邁進せんとする實行主義、あるひは直接主義とも言ふべきラヂカルな性格である。産業秩序や經濟秩序をいさゝかでも破ると言ふことは、それが平時であれば實に容易ならぬことであるが、戦時統制經濟はこれを敢へてしなければならぬ。國家危急の要請に直面してゐるとすれば、馬車馬的なこの非合理主義もまた一種の合理主義であると言ひ得るかも知れない。

漁業の重點的編成

漁業の重點主義は右に述べたところによつて、合目的性への集中を内容とする漁業再編成の方針であるが、しからばこゝに言ふ目的とは一體何を指すか。それは漁業自體の目的ではあり得ない。それをむろんのこと含むけれどももつと高い目的でなければならぬ。と言ふのは重點主義は漁業の内部問題であるに止まらないで、漁業自體がすでにより高度の重點主義の審判の前に立つてゐるからである。従つてそれはすべての目的が歸一するところの最も高い目的すなち國家目的でなければならず、現實には戦争完透でなければならぬ。漁業の國家目的への志向は、平たく言へば漁業の國家への裨益もしくは貢献であり、さらに換言すれば最高の立場から見た漁業の價値である。

聖戦を遂行しつゝある國家の立場から見た漁業の價値とは、言ふまでもなくこの立場に綜合された價値であるが、それは必らずしも一元的な價値であるを要しない。現に漁業はいろいろの目的を以つて營まれて居り、いろ

いろの面で國家社會に貢献してゐるのである。漁業の價值がすでに多面的であるとすれば、この價值の相違には量的な相違のほか、質的な相違のあることが想像される。従つて漁業の重點主義には、同種價值の間の量的な區別による重點主義と、異種價值の間の質的な區別による重點主義とが、區別して考へられねばならぬ。では漁業の價值にはいかなるものが數へられるであらうか。漁業の價值としては、まづそれが産業であると言ふ本來の價值が擧げられねばならぬ。有用な生産物を國家社會に供給すると言ふことは産業の直接的な價值である。漁業の生産物を用途によつて區別すれば、1 食糧、2 工業原料、3 肥料、4 輸出品または輸入代用品の如くである。これらはたがひにこれ以上代替出来ない細かさまで、例へば食糧は動物性蛋白質食糧と食用油脂とに、と言ふやうに細別されねばならぬのであるが、こゝでは自明のこととしてさら詳説する煩を避ける。

漁業にはこのやうな國家社會への直接の價值がある反面に、これらの生産に従ふ人々にとつては同時に収入の源泉であると言ふ價值をも見のがすことは出来ない。多數の人々に恒常的な生計収入をもたらすと言ふことは、たゞに個人にとつて價值であるに止まらないで、國家の立場から言つてもすでに動かすべからざる價值でなければならぬ。

また漁業は本來の價值のほかに隨伴的にもしくは偶然に果してゐる貢獻がある。それはむろん最初から目的として掲げてゐるのではなく、結果的にはあるけれども國家最高の目的に寄與してゐる點では、やはり價值であるを失はない。それは例へば、1 海洋發展の具體的な現はれとして、2 海外發展の先驅として、3 國際的權益の對象として、4、軍の豫備ないし補助手段として（船舶と乗員）の如くである。

漁業の價值はこゝに列擧したものだけに盡きるのではないが、とにかくあらゆる價值は國家最高の立場に於いて綜合されねばならぬ。國家の立場に綜合するとは、第一には漁業以外の部門ともよく睨み合はせて全體の立場から判斷することである。少くとも他の部門と代替もしくは競合するものがあるかどうか、あるとすればいづれが全體の立場として有利であるかを充分見極めることである。第二には漁業の部門で考へられる各種の價值を國家全體の立場から比較検討することである。しからばこゝに擧げた漁業の價值のうち、何が最も重視されるべきであらうか。疑ひもなくそれは産業としての本來の價值、なかんづく食糧生産としての價值でなければならぬ。我が國が立つてゐる資源事情から見ても、漁業による動物性油脂と蛋白質の生産は、必要不可欠のものであることはいまさらに言ふを要しないであらう。隨伴的な價值は、多く間接的であつてその程度も低く、他を以つて代へ得るものも多いのであるから、これはむしろ二次的に考慮すると言ふ程度で足りるであらう。産業としての價值は、生産物を供給すると言ふ價值と、沿岸住民の生活手段であると言ふ價值とであることはすでに述べたところである。この二種の價值はたがひに排斥し合ふものではなく、生産物の供給と言ふ役目を果しつゝ、漁民に収入の途を與へ得るのであるが前の價值のとり方次第では漁民の生活を脅かすこともなるのであるから、これらはたがひに獨立した價值として深く考慮が拂はれねばならぬであらう。生産物供給の價值はさらに用途別に區別されるのであるが、用途別の價值は原則としてたがひに排他的であつて、一を以つて他を兼ねると言ふことは出来ない。（もつとも一尾の魚を皮は皮革原料に肉は食糧にと相犯すことなく利用出来ることもある。）しかし重點主義は決して合目的性の高い單一の用途に限定してしまふと言ふのではなく、むろん不要不急の用途はこれを斥けるけれども、必要の用途はそれぞれ必要の程度に應じてあくまで残されるのでなければならぬ。例へば食糧の生産が他のいづれの價值よりも高いからとて、すべての漁業をこの用途のみの生産に限つてしまふわけではなく、皮革原

料や油脂工業原料としての用途も國家として必要不可欠であれば、それらをも必要の限度に従つて同時に残されるのでなければならぬ。

異つた種類の價値の間の質的な比較に比べて同じ種類の價値の間の量的な比較は、はるかに容易であるやうに思はれ易い。しかし實際は單一の價値も實は多數の要素から成り立つてゐるのであるから、比較は決して簡單でない。こゝでは便宜のため最も重要視される生産としての價値について考へて見やう。

生産としての量的な價値とは何であらうか。生産とは公式的に言へば、自然と生産財(資材)と勞力とを以つて生産物を擧げることである。しかるに自然は所與の條件として、人為を以つて増減することも代替することも出来なければ、また他と利用上競合の關係に立つことも殆どないのであるからまづこれを除外すれば、生産の價値は、他の諸要因の組合せ、すなはち

$$\begin{aligned} & \text{生産物} \\ & \text{生産財+勞力} \dots\dots\dots (A) \\ & \text{生産物-(生産財+勞力)} \dots\dots\dots (B) \end{aligned}$$

のいづれかで表現されるであらう。ことわるまでもなくA式は割合をB式は差額を現はすものであが、今日の如き極端な封鎖經濟の時代で、資材や勞力の事情から見て生産力がすでに限界に達してゐる時代では、差額の大きさを適當としよう。さてA式は各項いづれも單位の異なるものであつて、このまゝではたゞ觀念上の式であるにとどまる。もしこれら各項をそれぞれ貨幣との交換價値すなはち價格で表はせば、この式はたちまち、生産物價額と生産原價との比率、すなはち資本の効率を示す式となるであらう。しかし周知のやうに貨幣は今日ではもはや

物の價値を正當に代表する機能を失つたのであり、従つていま問題にする價値はこゝにあるのではなく、封鎖經濟内に於ける、同時に必要充足經濟下に於ける、物としての眞の價値である。このやうな價値を表はす單位は未だ考へられてゐないけれども、それは決して不可能だからではない。とにかくこのやうな價値觀を以つてすればさきの式は物量を以つて表はされる生産能率でなければならぬ。あるひはこれを眞の生産能率とも言へるであらう。いま試みにこの式の各項を數量的に統一するため、例へばP・K・L・M・Nをそれぞれ各項のこの單位での交換比例とすれば、A式は次の如くなるであらう。

$$P \cdot \text{生産物} = K \cdot \text{石油消費量} + L \cdot \text{薪炭消費量} + M \cdot \text{ウエイト} + N \cdot \text{勞働量}$$

いまはしかし生産能率の絶對値を知る必要はなく比較のための相對的な値を知れば足りるのであるから、この場合の共通係數Pはこれを消去することも出来る。そしてK・L・M・Nはこの時局下に於ける重要さを示すウエイトであるとも出来るであらう。例へば石油は今日の事情で最も緊迫して、いはゆる血の一滴にも等しいものであるから假にKを一〇とすればLは五、Mは七、Nは三と言ふやうに決めるが如くである。なほこの式から次のことが注意される。それは他の條件を不變であるとすれば、この式の大きさを決定する最大のものはむろん生産量であるけれども、これを除いては石油の消費量であることである。石油は消費量として多いばかりでなく、ウエイトも今日の事情から言つて斷然高く、しかも重要漁業はこれに依存するものが極めて多いことを考ふれば、石油消費量こそこの價値を制約する最大の逆條件であることが、これによつてうなづかれるであらう。

一、漁業新秩序の建設

漁業經營の原理

漁業の量的な價值が具體的に現はれるのは言ふまでもなく企業に於いてである。従つてこれらの價值を検討し比較し區別するには、漁業經營の最小單位であるところの企業を單位としなければならぬ。しかし實際問題として幾十萬とある企業についていちいちこれを試みるが如きことはまづ想像も及ばないことである。それでは企業に於けるこの價值の發現の仕方について一定の定型が認められるかどうか、少くとも價值の仕方に法則性があるかどうか、あるとすれば、それによつて概括的に價值の大きさを判定すると言ふ方法が考へられる。價值發現の法則性を見出すには、すでに資材條件と勞力條件から制約されてゐるこの價值の大きさを、さらに左右する條件は何であるかを見ればよいであらう。その條件はこの式に組合されなかつた一つの生産要素である自然と、これら諸要素を結合し運用するところの技術とでなければならぬ。漁業技術を組織化したものは漁法である。漁法の區別は大體漁業種類の區別と見て差支へあるまい。次に自然とは水界の生産力であり、この生産力は時間と空間、すなはち漁期と漁場の制約を受ける。それゆゑに漁業の重點主義による淘汰はいちいち單位企業について行ふかはりに、漁業種類と漁期と漁場との面について概括的に行ふことが可能である。例へば漁期は漁獲の濃密な、いはゆる盛漁期を中心にして、ほど規則的な山形の漁獲高曲線を描くを通例とする。漁場もまたある點を中心として、これを遠ざかるに従つて漁獲密度の稀薄となる圖式的な圏域が、實際には見出せないとしても、水域の異なる

ごとに豊度に甚だしい差異のあることは注意さるべきであるし、漁場にいたる漁港よりの距離が同時に大きな意味を持つて來るであらう。それゆゑに漁期と漁場について重點的に一定の制限を設け、操業の能率強化をはかることが考へられるが、企業經營は經濟的に有利な漁期と漁場を常に探索し選擇してゐるのであるから、ある程度は強權によらなくとも、業者の自制に俟ことも敢へて不可能でない。次にいはゆる漁業種類は、系統的でなく甚だ一宜的な分類方法による區別であり、加へて漁業そのものが地方的に顯著な變異を示すものであるために、同じ名で呼ばれる漁業が地方によつて甚だしく内容を異にしてゐると言ふことは、決して稀れでない。従つて漁業種類についてその價值を比較検討するに際しては、これに漁場名府縣名もしくは地方名を冠することに、それによつて漁場自體の豊度の差異と差業と漁業種類の内容の相違とを區別することが、場合によつては必要であらう。

重點主義はさきに觸れた通り再編成についての一つの方針であるが、一定の秩序ある産業に對しこれを或る程度くつがへす編成替へを、重點主義と言ふ急進的な手段で敢行すると言ふには當然強力な權力を必要とするであらう。ことに再編成が縮少再編成である場合には、法的な強權と高度の政治力が伴はなければ實行は容易でない。従つて企業の存立に關する法的な權利關係に直接觸れず、一方開戦以來たしくづし的に慣らされて來た資材の統制配給の方法で、漁業の重點主義がとり上げられると言ふことは、主としてその必要が資材規正から來てゐることによるとしても、決して偶然ならぬものがある、このやうに重點主義が消極的な整理再編成の形で登場し資材配給の面でとり上げられるとすれば、こゝにそれに伴ふ特殊の問題が考へられねばならぬ。

漁業再編成の諸問題

その一は規正資材の依存から出来る限り脱却することである。例へば漁業用資材のうち最も規正の顯著なものは石油であるが、そのためには石油動力船漁業の勞力化、帆船化もしくは代用燃料化、あるひはこれらの併用そのほか消費の一段の節約と言ふやうなことが、まづ先に考へられねばならぬとするが如きである。しかしこのことは同時に低能率漁業への逆轉を意味する。しかるに重點主義は一面から言へば高能率漁業の偏重である。そこで中間的な存在を失つた、そして生産方法の極端に隔絶するこれら二系統の漁業が、市場を同じくし、價格條件を同じくし、しかも時に漁場を異にし時に同じくして、鋭い對立を示すこととなるであらう。この對立は單なる對立には終るまいから、それから起る矛盾をいかに解決するかが、今後の大きな問題となるであらう。

その二は漁業の適限經營の問題である。戰爭この方、漁業用資材のうちでも、ことに石油の規正が峻厳な率でたびたび累加され、いまでは一企業に割當られる量は甚だしく少くなつたが、經營資材である以上その量には一定の限度がなければならぬ。それがあまゝに零細化するときには、つひに企業經營が成り立ちがなくなることは見易い道理である。それには企業が企業として存立する最小限度の經營規模を決定し、それに必要な資材は常に確保すると言ふのでなければならぬ。このことは一定資材量の下では、これに均霑する企業の數をそれだけ少くすることになる。しかし資材總量が極度に逼迫し經營困難が続出すると言ふ事態になれば、いはゆる齊しからざるを憂へず乏しきを憂うるのでなければならぬ。すべてのものの死を待つかはりに一部のものを生かし、他は他の方法で生かすと言ふのでなければならぬ。重點主義を政策としてとらざるを得なくなつた實際上

の必要がこゝから出てゐることは争へないのであるから、この際積極的にこの問題に深く沈潜して戦時下に於ける漁業經營安定の基本方針確立に乗出すべきである。

その三は共同經營もしくは企業合同の問題である。資材絶對量の減少は企業單位當り配給量の減少となり、それはひいて經營の破綻を來すこととなつて、こゝに企業整理の問題が不可避となる。しかるに整理には必然に轉業問題が伴ふ。それゆゑにこれが救済の具體策を用意しない整理案は常に畫ける餅しかない。とすればそこに擇ばれる途は轉業を出さない整理方法、すなはち經營の共同化か企業の合同であらう。しかもこの方法が優秀企業を中核として行くときは、そのリーダーシップによつて、重點主義の狙ひどころである、漁業能率の一般的な向上が期待せられることとなる。ことに零細企業の多い漁業については、この方法が漁業組合を中心として數種漁業を組合せて行はれ漁期と労働の配分を考慮した漁業組織に改編せられるならば、たゞに漁業重點化の線に沿ふばかりでなく、漁村の協同化の立場から言つても極力推進さるべき方策であらう。たゞしかしこれに對する世間の期待が餘りに大きい、この方法では實は遊閑設備は肩代はりしたに過ぎず、各人の労働機會は全然喪失することから救はれるにしても一樣に減少することは免れないのであるから救はれるにしても一樣に減少することは免れないのであるから、要するに轉業はこれを潜在化せしめたに止まり、問題を基本的に解決したものでないことは深く注意されねばならぬ。

その四は轉業對策の問題である。かりに資材の規正が、事變前の三割になれば全漁業者の三割に相當する失業者を出し、五割になれば五割の、八割になれば八割の失業者を出す道理である。しかし實際は全部の漁業がこれに依存してゐるのではなく、また依存してゐるものも規模の縮小、消費の節約、無資材漁業への轉換などが行は

れるから、その数はさほど夥しいとは思はれない。またこれまでも幾度かの小刻みな規正に促されて、すでにこの職場を捨て他に轉業したのも相當かぞへられるであらうから、これだけの数がいま一時に吐き出されるのはむろんない。とは言へ、すでに各自のストックも使ひ果した上、この度の規正は劃期的であるとも言はれ、あはむはこれまでの規正が轉業者をさないことを建前として行はれたため、今日まで一縷の望みをいだいて乏しきに堪へて來た業者が意外に多いとすれば、こゝに少なからぬ人数がその家族をも加へてドット轉落するであらうことが想像されるのである。

我が國の漁業者は兼業が比較的多く、專業のものにとつても漁業は本來、便宜的な一種の生活手段であつて、この職業を守るについて比較的冷淡であることは一面の事實であるし、また漁業はもと自然の悪條件から來る經營上の危険にたへず曝されてゐる結果、恐慌に對しては或る程度の抵抗性が出来てゐるとも言ひ得るであらう。そう言ふ意味ではこの度の資材恐慌から受ける衝撃は、他で想像するほど烈しくもないかも知れない。しかしながら資材の規正はその率だけ從來の生活手段を現實に奪ふことであるし、また一面に於いて重點主義は過剰企業を積極的に淘汰すること、すなはちどれどれと特定しての既得權排除であることに想到すれば、この問題は決して輕々に看過するをゆるさぬ重大問題であらう。

かゝる轉業群の救済には國家による救済と、同業者相互の救済の二つの方法が考へられる。この種の轉業者は自らの怠情によつて招いた社會の敗殘者ではなく、いはゞ國策の犠牲者とも言ふべきものであるから、國家もこれに對してその責任を負ふべきであり、また同業者のうち幸ひにして重點企業として殘存し得るものは、同業者の整理によつてそれだけ多くの利益を享けるのであるから、犠牲の公平化と同業者連帶觀を以つて、同業界の手

でこれら轉業者の救済に當らねばならぬ。失業のその人にもたらす直接の實害は言ふまでもなく生活手段の喪失と投下設備の遊休化であり、またその社會群には企業者と労働者の別があり、それにはおのおの顯在的な轉業と潜在的な轉業の區別がある。救済の具體策はよろしくこれら轉業の様に即して立てられねばならぬ。そのことは並々ならぬことではあるけれども、今日の國內事情では、さしたる不安をいだかせしめずして處理することは決して難事ではないであらう。

右に見て來たところによつて、漁業の價値は質的には食糧生産としての價値に、量的には高生産能率にその集中的な表現を見出すのである。見方を換へて言へば、漁業の重點化とは、一方に食糧生産を中心とする重要度の高いものへ、他方に資材なかんづく石油消費量の少いものへの集中化であるとともに、物量としての生産能率の強化であることである。これを假りに固有の意味の重點主義と言はう、と言ふのはこのほかに、いま一つ重點主義に反映さるべき價値があるからである。それは言ふまでもなく、漁民の生計収入源としての價値である。それゆゑに政策としての重點主義は固有の重點主義にさらにこの意味の價値が加味されたものとして現はれる。この二つの系統の價値はもとと相容れぬものではなく、全體にゆとりのある場合はむしろ相伴ふものであるけれども、今日のやうに甚だしく逼迫して來れば、たちまち相反する力となつて拮抗するにいたることは避けがたいところである。二力の拮抗による平衡状態がこのち破れることありとすれば、どの方向へ押されるであらうか、むろんその時の情勢とくに資材事情によつて異るとは言へ、にはかに豫斷をゆるさぬ重大問題である。(水産界一六、一一號所載津田雄一氏稿による)

由來わが國の漁業政策は漁民保護政策的な色彩が強いと言はれてゐるが、保護は主として經濟的弱者に對する保護の立場から來てゐるのか、あるひは主として漁業人口の一定數の維持と言ふ見地から出てゐるのかは、未だ明らかでない。しかるにいまや我が國の産業政策が固有の産業政策としからざるものと漸次分離しつつあることは、戰時統制經濟下の否みがたい必然である。それゆゑに、南方占領地域の開發、通運の維持確保によつて資材は直ちに潤澤になると考へることなく、このちも尙資材事情は相當に困難なるも考へねばならぬ。故に大きく言へば我が國の漁業政策の岐路に立つときであること立へないこともない。もしこのとき、國家體制として一定數の健全漁業人口を漁業人口として國內に保有しておかねばならぬとする、強い積極的な理由が見出されないとすれば、そのときこそ第二次第三次の重點主義が用意されないとは、誰も保證することが出來ないであらう。

三、漁業生産計畫の實施

政府は昭和十六年度豫算中に漁業生産計畫の樹立並にこれに要する經費として十三萬八千圓を計上し、道府縣水産會及び漁業組合の事業として漁業生産計畫の樹立並に實施に圖らせることとなり、昨年七月十二日付の次官通牒を以つてこれが要綱を發表し、さらに同日水産局長通牒を以つてこれが具體的方針を明かにしたが、政府の計畫生産の意圖を知る資料として地方長官宛通牒要領をこゝに轉記しやう。

第一 漁業生産計畫の樹立の方法、手續

(1) 地方廳が地方實情に基き具體的方針を決定し漁業組合等關係者に指示し、道府縣の全區域又は相當區域に關係ある事項に關しては事情に應じ直接計畫を樹立決定する。(2) 漁業組合等關係者に原則として市町村毎に

協議會を開かせ、1の方針又は計畫に従ひその地方の事情を參酌し具體的計畫を樹立させ、地方廳の決定を受けさせる。但し數ヶ町村に亘る事項は關係市町村の關係者が連絡調整を圖る。(3) 鯉鮪釣漁業、秋刀魚漁業、鰯揚網漁業、其他道府縣に關係ある事項は一局部的事項を除く他、關係地方廳が連絡協議の上農林省の承認を受ける。

(4) 漁業生産計畫の樹立決定に當り道府縣及び市町村の經濟更生計畫を改訂する必要がある場合は適當にこれを改訂する。

第二 計畫樹立上の留意事項

(1) 勞力、資材其他の事情に相當の變更を生じても之に適應することを得るやう充分留意し殊に沿岸と内水面増殖を考慮する。(2) 漁業事情と參酌し漁業組合の自營を促し又は同種、異種の漁業者間に適當な團體を作り企業合同乃至協同化を圖り、非能率的又は過剩の漁業、漁船は整理淘汰する。その犠牲は公平に分擔し得るやう計畫し必要に應じ他種漁業への轉換、組合せを考慮する、この整理結合のため設立する團體は成可これを漁業組合の下部組織の實行團體にする。(3) 漁場の入會關係の錯綜、無益な競争又は濫獲等の漁場利用上の不合理を是正し、稚魚介の放養、磯掃除、投石、築磯等の積極的増殖施設の設定計畫を樹て漁場の合理的利用開發を圖り漁場間の操業その他の關係を明瞭にするため漁場利用圖を作る。(4) 漁業用資材を計畫的に活用するやう割當及び配給計畫を樹てる。(5) 勞力に關して農業其他との關係其他移出入勞力との關係について充分考慮し計畫の支障なきやうにする、尙勤勞奉仕隊の組織、老幼婦女子の勞力の活用、未利用淺海面の奉仕的開發を目的とする報國漁場の設置を考慮し、又貸銀關係も可及的統制を圖る。

第三 助成金の受附

助成金は漁業生産計畫の樹立實施に際し必要なる道府縣水産會又は漁業組合の職員に對する手當其他事務費に對する道府縣の補助金に對し其の範圍内で交附する。

以上の要領にても理解さるゝやうにこの計畫生産は漁業一般に及ぼすといふよりも、沿岸並に内水面に於ける増殖乃至未利用勞力と漁場の積極的利用に重點をおいてゐるといへやう。而して、この要綱によつては、露領漁業、母船式漁業、北千島鮭鱒流網漁業、同定置漁業、汽船トロール漁業、汽船捕鯨業、蟹漁業、東徑百三十度以西の機船底曳網漁業等の所謂海洋漁業に就いては、その特殊性に應じて別途に生産計畫を樹てることが明示されてゐる。要するにこの部面の計畫生産は海洋漁業の統制の進行に照應して行はうとするのである。

第三 漁民生活と漁業組合運動

一、漁業組織と漁村組織

戦時下に於ける漁業の任務は漁獲物の維持増進によつて食糧問題に憂ひなからしめると共に、その他の製品他産業の資材及び原料を供給することにある。漁村は又兵員並びに他産業の勞力給源として、重要な任務をもつて居る。新體制に於て重要なことは職能的な組織の完備である。今までの政治や精神運動が無力であつたのは、それが我々の生活、職能、従つて又經濟から遊離して居るためである。かくて漁業組織の整備は新體制の一環として是非必要である。それによつて始めて、國の方針並に要求が漁業者の一人一人に徹底し、又漁業者の實情並に要望も國の政治に反映するのである。然し職能組織はともすれば利己的な職業組織となる。それを免れるためには、職能組織は單に自己のことだけでなく、他のこと、全體のことを考へねばならぬ。漁業組織も國家的觀點に立つて始めて眞に職能組織たり得るのである。

漁業組織は次に、職能組織、産業組織であると共に、地域組織、即ち漁村組織でなければならぬ。地域、村から離れた單なる漁業組織、漁業者組織は狹隘なものとなる。然し又職能組織を無視して單に地域組織となれば漁業組織は非活動的なものとなる。漁業組織も職能組織と地域組織との統一となつてこそ國民組織といひ得るのである。然るに漁業組合は恰もかやうなものになり得るものである。地域と職能との一致は農山漁村の特色であ

る。固より嚴密にいへば農村に於ては地域、職能、生活と産業が常に一致して居るに對して、漁村に於ては必ずしもさうではなく、そしてここに農村に對する漁村の特殊性農山漁村と一口にいへない理由があるのであるが、現實の漁業組織は、職能組織としても地域組織としても、色々な缺陷をもつて居る。それは今後どしどし改めねばならぬ。然し漁業組合は國民組織としての漁業・漁村組織の母體になり得るのである。

協同組合、従つて漁業組合もまた一部の人々から自由主義、従つて舊體制として非難されて居る。これには固より一面の眞理がある。然し新體制に於ては漁業組合は解消せねばならないといふのは間違つて居る。漁業組合は幾多の舊體制的なものをもつて居るが、又新體制に於て取入れらるべきものも澤山もつて居るのである。漁業・漁村の新體制は漁業組合運動の否定ではなくて方向轉換である。協同組合、漁業組合はもともと資本特に商業資本に對して、弱小生産者が團結によつて自己を護らうとしたものである。商業資本は固より自由主義である。

然し協同組合はまだ自由主義を本當に克服したとはいへない。協同組合は相手の自由主義に對抗するために自己を自由主義化したのである。相手が自由主義である限り協同組合の自由主義も意味をもつて居る。相手の自由主義をそのままにしておく限りは自分も或る程度自由主義を採らなければ相手に亡ぼされるうれひがある。然し相手が自由主義でなくなつたのと、少くともたとへ少しづつでも自由主義でなくならうとしつつあるのに、自分だけはいつまでも自由主義に止ることは、反動である。むしろ相手に先んじて自由主義を克服することが必要である。双方が相並んで自由主義よりも高い原理を産み出すことが最も望ましい。問題は相手を亡ぼしたり、相手と同じ立場に立つたりすることによつて解決するのではなくて、相手と共に變ることによつて解決するのである。

協同組合が自由主義といはれる一つの理由は、その協同が閉鎖的なことである。協同組合は對内的、即ち組合員、いひかへれば、漁業者なら漁業者の範圍に於ては協同的であるが、對外的、即ち特に商業者に對する關係に於ては寧ろ鬭争的なのである。協同組合の協同は國家的規模に於ては協同ではなかつた。協同組合が自由主義を克服するためには、先づ協同を閉鎖的にでなく解放的に考へねばならぬ、即ち國家全體にひろげねばならぬが、かうなれば協同組合は同じ協同といつても建前が變る。即ち今までは他の利益に對して自分の利益を守るといふのであつたが、今後は他と共に國家目的の達成に努力するといふことになるのである。今までの協同組合に於ては、たとへ、個々の組合員が組合員全體の利益のために自分の利益を犠牲にせねばならぬとしても、全體としての組合そのものは、國家に對してはやはり部分である。否、組合と組合員との關係に於ても、組合員が目的であつて組合は手段であり、組合が組合員にとつて利益である限りは、組合員が組合に從ふが、組合員にとつて利益にならなれば、組合員が組合に從はぬといふことも許されたのである。ここから組合そのものが獨りに積極的に活動することは、ともすれば、組合員各自の活動、従つて利益を阻害するものとして、嫌はれ、又差控えられたのである。

然し今や組合は場合によつては個々の組合員の利益を犠牲にしても仕事が出来やうにならなければならぬ。然しそのためには組合の仕事そのものが單に組合のためのものでなくどこまでも國家のためのものでなければならぬ。國家にとつて利益にならぬものはもちろんのこと、單に不急なものでも、たとへそれが組合又は組合員の利益にはなつても、斷乎としてしりぞける位の覺悟が必要である。

例へば經濟更生運動時代に於ては、たとへ生産の絶對量は少くとも利潤が多ければよかつた。否、利潤を多く

あがるために、生産を故意に少くすることさへ賢明とされて居たのである。然し今日は利潤が少くとも生産の絶對量を多くすることが必要である。組合や組合員にとつてはもつと有益な仕事は他所にあつても、組合はそれをやめて國家に必要な仕事をやらねばならぬ。尤も個人といつても無下にしりぞけてはならない。個を殺しては全體も生き得ない。個としてはいつでも全體が強力になる所以でもあるのである。

然しとにかく今までの協同組合が自由主義といはれたのは、第一にその全體が國家ではなく、又その部分的全體さへも個人の手段と考へられたことによる。組合が自由主義を克服するためには、先づ全體を個人の目的と考へ、しかもその全體を國家と考へねばならぬ。漁業組合の建前は今後、漁業者の利益を守るといふことから、國家が漁業に課して居る使命を果すといふことに變らねばならず、そしてそのためには各組合員は自己のための協同ではなく全體のための協同であるといふ心構へにならねばならぬ。

二、漁業組合の性格分析

生産組織としての漁業組合

協同組合、漁業組合が自由主義たることをやめるために必要な第二のことは、協同を前述の如く外にひろげるだけではなくて、内に深めることである。即ち今までは販賣とか購買とか金融とか、つまり流通面に限られて居た協同を一方に於ては生産の領域に貫徹すると共に、他方に於ては生活全體、即ち文化や厚生の方面にも貫徹することである。

協同組合は生産の協同化によつて始めて生産擴充といふ國家目的を遂行することが出来る。流通に於ける協同化は固より生産擴充のために有益であるが、然し消極的なもので、生産の協同化を俟つて始めて力を發揮するのである。

然るに今までの協同組合は生産の協同化まで進まなかつた。固よりかく斷言することは、たとへ産業組合に於てはたしかであつても、漁業組合については酷であるといへよう。産業組合の仕事はもつぱら流通面に限られて居たが漁業組合は種々の生産的共同施設を通じて、漁業生産に相當ふれて居たのである。嚴密にいへば漁業組合とても、産業組合と同じく生産者團體であつても、即ち組合員は生産者であつても、組合そのものは生産に關係せず、少くともそれを主要な目的とせず、生産者の流通面に於ける協同團體であつた。然し漁業組合は今後單に生産者團體に止らず生産組織としての機能に徹せねばならぬ。漁業組合が生産統制をやり、經營の共同化を促進し、更には自營のやうなことをやるのが今後益々必要にならう。出荷の共同化、統制にしても、生産統制まで進んで始めて完全になるのであり、資材の割當にしても、いはゆる重點主義を遂行するには、組合が生産統制をやるのが不可欠なのである。

現在一部に漁業組合を漁業營團として改組するといふ説が唱へられて居るのなども、漁業組合を今までのやうに單に漁業備保持者、流通組織に止めずに、生産組織へ發展させようとするところから起つて來るのである。固より漁業組合を生産組織にしようとするれば色々の問題が生ずる。生産組織としては今までのやうな單位組合の規模では小さ過ぎる場合が生じよう。このことと關係して、資本的漁業、特に沖合漁業なども何らかの形に於て漁業組合と結びつけなければ、組合は充分な機能を發揮することが出来ないであらう。その結びつけ方を如何にする

か、漁業組合の規模を如何にするか——これらのことに關し革新的な方策が考へられねばならぬ。沿岸漁業と資本的漁業とは別であるにしても、それを何らかの形で結びつけることは、沿岸漁業と資本的漁業との双方にとつて利益であるばかりでなく、日本の水産業を統一的に運営するために必要なことである。

漁業組合が生産組織となれば、販賣や購買といふことの意味も違つて来る。即ち共同販賣は共同によつて高く賣るといふことから、共同出荷によつて出来るだけ澤山の魚を、國が必要とする魚を責任を以て供給するといふことになり共同購買は共同によつて安く買ふといふことから、生産計畫に基づいて必要な資材を確保し、そしてそれを最も有効に使ふことになる。

漁業組合に於ける協同を單に漁業者に止めず全體的ならしめ、又組合を生産組織として徹底させようとするれば漁業者と商業者及び加工業者の關係を如何にするかの問題が生ずる。今までは商業者と鬭争し、それを排除し、漁業者自らが商行爲を行ふことが、漁業組合運動の建前であつた。即ち資材の配給も、漁獲物の集荷、更には配給も、漁業者自身の手で行ふことが理想とされて居たのである。中間商人が幾段階にもわたつて利當な利潤を占め、資材の入手価格は高價になり、漁獲物も消費者の手に入る時は頗る高價になりながら、しかも漁業者が手離す時は不當に安いといふ有様なことから、資材や漁獲物の配給を漁業者自身がやることを望ましい。それによつて漁業者も利益し、消費者も利益する。生産者と消費者との距離は短い程よいのである。このことは統制經濟下に於ても然りである。統制とか計畫とかは機構が單純な程行くのである。商人に任せておけば、折角漁業用として割當てられた資材も、他の用途へ流されたり、たとへば漁業者の手に入るにしても、必要時に必要な時に始要な所へ流れず、少い資材で最大の効果をあげるといふことは不可能である。重點主義配給は生産者によつて始

めて可能になる。實際價格の公定及び配給機構の改革は中間商人の意義を小さくしつつある。

然しそれならば商人を全く否定し、生産者が商行爲をすべてやるのが正しいかといふと問題である。先にも述べたやうに現下の協同組合に於ける協同は、漁業者ならば漁業者だけで協同し、他、例へば商人に對しては鬭争すればよいのではなく、國家的協同でなければならぬ。たとへば商業者は過去に於て不當な利潤を占めて居たとしても、それに報復的に對處すべきではない。戦時下に於て國內相剋は絶対に避くべきである。固より、不合理なものほどこまでも合理化すべきである。然し商人でも正常な仕事は尊重せねばならぬ。實際商人も次第に目ざめつつあるのである。漁業者の方でも從らに商人を排撃するのではなく、その自覺を促進し、悪い者はどこまでも糾弾すべきだが、自覺した者とは提携して行くべきである。然し商人の数が多しことは明らかな事實である。従つて一人一人の商人が扱ふ數量が少いために一つ一つの品について暴利をむさぼることになるのである。従つて商人の數を適當に制限し、他は轉業させるといふやうなことが必要である。營利としての商業は否定すべきであるが配給事務としての商業は如何なる經濟體制の下に於ても必要なものである。そしてこの方面にかけては商業者は漁業者よりも腕が上なのである。商人の營利心を押へて、その職能を發揮させるといふことが、商人に對する生産者の態度でなければならぬ。固よりそのためには、配給業者に独自の組織を作らせるか、それとも漁業者の組織の中に配給業者を入れるかは問題であらう。然しともかく商人にも建前を變らせ、その建前の變つた商人と提携して行くことが大切である。建前の變らぬ商人にすべてを任せては旨くしてやられるが、商人が建前を變へたにかかはらず、依然商人を排撃することは正しくない。殊に今後は漁業組合は生産組織に徹底すべきである。漁業者にとつては下手に商行爲をやるよりは生産に専心する方がどの位ましかしれない。一日も早く、自分は生

産に専心し、配給はその職能に徹した、建前を變へた商人に任せる日が来るのが好ましい。

漁業組合に於て問題になるものとしては商業者の他に加工業者がある。農業の場合は生産と加工との関係は密接でなく、生産に對する加工の役目は低いが、漁業に於ては生産と加工とは密接な關係にあり、生産に對する加工の役目も高い。殊に今後、農山村へ水産食糧を供給するといふやうな場合、鮮魚のままでは色々な困難がありそれを製品とする必要がある。そしてさういふことは漁業者にとつても有利なことである。殊に勞力不足の今日青壯年はもつぱら漁撈に従事し、老少婦女、さては非漁業者の勞力は加工に動員することが必要なのである。漁業組合は生産組織であるといつても、漁獲だけが生産ではなく、加工も立派な生産なのである。かくして漁村に於ける漁業者と加工業者との協同體制も、漁業者と配給業者との協同體制と共に、作られる。漁村がかくまともまらないのは、漁業者と商業者、加工業者の利害が一致しないことによるのが少くないが、それらを打つて一丸とするものにして始めて、單に漁業組織ならぬ、漁村組織といへるのである。漁業者は生産に専心するといつても、獲るだけではなく、それを色々加工して、食用に供し、又他の種々な用途に向けることは、單に今後の漁業者にとつて利益であるばかりではなく、國家的使命であらう。かやうな仕事はもちろん今までの組合でもやつて居るが、それは今後益々強化されるべきであらう。

文化組織としての漁業組合

新體制下に於ける漁業組合は生産組織として徹底し、又協同の關係を商業者、加工業者に對してももつと共に文化組織としての機能も果し、従つて村の文化人をも包含せねばならぬ。表面的に考へれば文化の向上、厚生施設

設の普及は生産擴充に役立たず、従つて現在の如き時代に於ては文化や厚生の問題は等閑に附してもいいやうに思はれようが、この考へは大きな誤りである。最大の生産力は人である。従つて人を養ふ文化や厚生は生産の立場から見ても、物よりも大切である。共同炊事とか託兒所とかによつて家庭労働が省かれ、そしてそれが生産方面に向けられれば、どれだけ生産擴充になるかはかりしれない。まして個人個人で行つて居る炊事や育兒は非科學的、非衛生的であるが、それが専門の人の手にわたれば科學的、衛生的になり得るのである。

教育の普及向上によつて、科學や技術が身についたものとなれば、單に生産があるだけではなく生活全體が合理化され、能率が上がり、無駄が省けるのである。一見單に消極的に見える文化も、若しそれが健全なものであるならば、我々の肉體的疲勞を醫やし、精神を鼓舞することによつて、どれだけ明日の活動力を旺盛にするかしない。醫療設備や分娩設備も出来るだけ完全なものとなることによつて、漁村も數段と健康なものとなるのである。然るに今までの漁業組合は之らの生活、文化、厚生の問題を輕視して居た。然しこのことは組合をしていはゆる利益社會に止めず、いはゆる共同社會たらしめるに不可欠なことである。さうして始めて組合も村民に懐しいところとなるのである。

漁業組合が文化の方まで手が延びなかつたことには無理からぬ理由がある。それには餘りに多忙であり、又然るべき人が居ない。組合が文化的仕事もやらうとすれば村の文化人も包含せねばならぬ。然るに今までは組合と學校の先生、神官、僧侶、醫者等とはしつくり結びついて居なかつたのである。組合でも文化人の方に働きかけず、文化人の方でも組合に關心を示さなかつた。然し今後は兩方とも等しく村民として結びつかねばならぬ。魚村といつても漁業者だけ居るのではなく、漁業者といつても漁業だけが生活なのではない。又逆に文化人とても

漁村に居る限り、漁業者から離れて生活し得る譯はない。

組合が教員、神官、僧侶、醫師等の協力を得て文化的仕事をやるならば、村の生活がどんな楽しいものになるかはかりしれない。そしてそれは結局文化人にとつても大變喜ばしいことなのである。固より先生や醫師にとつては、ただでさへ多忙なところに、組合の仕事まで加つては大變であるといふこともあらう。然し先生や醫師の仕事以外にも他の方面に合理化すべき點がいくらかもあるはずである。さういふ方面を出来るだけ省けば組合の仕事に向ける力はきつと出て来るはずである。反對に青年學校などに於ても組合の指導者が先生の手傳ひをするといふことになれば單に先生の仕事はぶけるだけでなく、先生には出来ないこともやつてもらへ、教育生活に即したことになることが出来る。教育と社會、漁業が結びつくことは是非必要である。組合が文化に注意を拂ふとすれば、青年の問題が特に重要となる。組合は學校、青年團その他と連絡をとつて、青年のための色々な文化施設を設けてやらねばならぬ。さうして始めて青年も村に落着くことになり、村の將來も明るくなるのである。我等の郷土といふ觀念がそこに眞に身についたものとなる。

漁業組合と技術指導

組合が生産組織になることと、文化組織になることとの双方に關係することとして忘れることの出来ないのは科學や技術の問題である。日本の水産が今のやうに盛になつたことには、科學や技術を取入れたことが與つて力がある。そして今後も科學や技術を盛んにすれば日本の水産はまだ一發展するのである。科學や技術が發達したといつても一部のことであつて特に沿岸漁業に關しては科學や技術を活かすべき餘地は多々あらう。

漁業者の一部には漁業には科學は要らない、技術を高める餘地はないといふ考へがある。然しこれは誤りである。酷漁濫獲といふやうなことも科學を尊重しない結果起ることである。殊に今後資材が極度に規正され、しかも最大の漁獲をあげ、漁獲物を最高限に利用しようとするれば、どうしても科學技術の力が必要なのである。代用資材の創製にも高度の科學技術が必要である。漁業の重點主義といひ、計畫生産といひ、すべて科學的調査が基礎となる。單に狭い意味の技術についてのみならず、經營に於ても更には生活全體に亘つて、科學化されねばならない點は無數にあるのである。科學はなるほど直に役立つといふ譯ではない。然し科學的にやるものは結局は勝つのである。但し科學といつても生活から離れたところにあるものではない。科學をさういふものと考へるとは誤りであり、さういふ科學は役に立たない。眞の科學は生活の中にあり又さういふものでなければならぬ。科學はむづかしいものではない。

組合などに於ても今までは販賣、購買、金融が主であり指導といつても精神指導がさうでなければ事務指導であつたが、今後は生産指導が中心にならねばならぬことは前にのべたが、生産指導といへば、先づ經營指導である。然し生産指導は經營指導につきず、技術指導が極めて重大である。今は資材をどうして安く手に入れ、漁獲物をどうして高く賣るかといふことよりも、與へられた資材で以て、又は新たな資材を考へて、それにどうして最大限の能率を發揮させるかが問題である。それには經營の合理化が大切であるが、それには限度があり、どうしても技術によらねばならないのである。ところで技術指導といへば試験場がやつて居るし、水産會もやつて居る。従つて組合が技術指導に力を注げば試験場や水産會に近づいて来る。この方面からも統合の必要が起つて来よう。村の漁業機關は一つになるべきである。微力なものがバラ／＼になつて居ては本當の仕事が出来ない。村に統一

的な漁業組織が出来て、そこに技術員が設けられ、その人が青年学校の教員もやるといふことになればどの位い結果になるかわからない。

漁村組織といふものも単に部分なものではなくて総合的なものでなければならぬ。今までのやうに試験機関、教育機関、さては指導團體經濟團體のやうにバラ／＼になつて居ては有機的に働くことは出来ないのである。

漁村協同體と指導者原理

以上のべたところによつて漁業組合といふものも、人的には漁村全體を包容し、又仕事の上に於ても生活の全領域に關係することによつて漁村（生活）協同體に轉化する。そしてこれは大きくいつて國民協同體の細胞となることが出来るものである。然るに今までは漁業組合は漁村民全體全生活領域を含むものではなかつた。漁業組合は今や一方に於てその協同を漁業者に限らず、商業者、加工業者、文化人、つまり村民全體、従つて國民全體にひろめ、他方に於て單に流通の領域に限らず、下は生産から上は文化まで一貫することになる。漁業組合は單に漁業者、しかもその流通面に於ける協同では自由主義であつた。然しただ右のやうになつただけで果して協同精神は自由主義を最後の克服することが出来るであらうか。

協同はたとへ國民全體にひろげても、どこまでも個人を基本とし、個人を目的として居る限り、やはり個人主義、自由主義たるを免れない。協同精神が眞に個人主義、自由主義を克服したものであるためには、逆に全體が個人よりも根源的であり、協同も全體のためのものであるといふ觀念が前面に出ねばならぬ。協同精神はかくの如く全體の優位を強調すると共に、組合員相互の間に於ても單に平等とか多數決といふのではなく、指導者に充

分の地位を認めねばならぬ。そして組合員は指導者に従はねばならぬ。然し指導者はそれだけの力があり、又組合員の意向を尊重し、組合員に力をふるはせねばならぬ。指導者たる資格なきものが指導者になつても何もならない。指導者原理に於ては指導者の責任がそれだけ大きいのである。指導されるものとの間の相互信頼は最も大切である。

漁業組合を漁業營團に改組するといふことが、それを生産組織たらしめようとするものであることについては既にのべたが、單にそれだけではなく、右のやうないはゆる指導者原理を組合運動に適用して、組合を區々の議論によつて非活動的ならしめることなく、活潑に動き、そして國の意向が速かに實現されることを期待して居るものであらう。

故に漁業組合を漁業營團に改組するといふ見解に對しては、漁業組合を一方に於て生産組織にし、他方に於て漁業組合に指導者原理を貫徹するといふ意味でなければならぬ、もし漁業營團が單に職能組織、産業組織に止るものであるならば、漁業・漁村組織が同時に地域組織（村）、文化組織であるといふ面が見失はれないかと思はれるのである。（船山）

三、漁業組合の實勢

漁業組合活動の進展

漁業組合が經濟的協同組織として發足したのは、いふまでもなく昭和八年の漁業法の改正により、更らに昭和

十三年の第二次漁業法の改正による貯金受入業務の開始、産業組合中央金庫への加入によつて、漁業協同組合の機構組織は一應整備するの形をとつたのである。爾來漁業組合運動は組合の協同組合への組織並に内部組織としての販賣、購買、信用、利用の四事業の擴充整備を急ぐと共に、隣保共助の精神を中軸とする漁村の中核體として完成への途を急いできたのである。いま、こゝでこれら數字的發展の跡を辿つてみるならば、組合數の數では昭和九年（協同組合運動發足の年）には全國に三千九百九十四の漁業組合があつたのであるが、未だ一つの協同組合も出来てゐない。翌十年末には四千漁業組合中三百六十五の協同組合と四十九の非出資責任組合が出来、昭和十三年には二千九百八十三漁業組合中協同組合化したものが一千九百三十三、非出資責任組合百五十三組合であつた。

ところが、政府は昭和九年漁業法改正の施行の時向ふ五ヶ年間に、責任組織をとらない組合は經濟行爲を許さない方針で組織設定運動を續けてきたが、その満限期日が昭和十四年七月末であるので昭和十四年の組織活動は最も活潑に行はれた。且つ支那事變以來の統制の強化は弱小組合の力では漁業者を衛る力に劣しいことも自己批判されたため、小組合の合同も漸次多くなり、昭和十六年末には全國漁業組合數は三千七百七十二組合となつて二年間に二百六組合が減少してゐるのである。一方漁業協同組合の數は二千四百五十五組合となつて前々年末より千十八組合を増加し、非出資責任組合は百三十四組合で十九組合を減じてゐるのである。以つて如何にこの間に於ける改組運動が盛んであつたかが判るのである。

次に組合員の數に就いてみれば昭和十二年末には、漁業組合員總數は六十一萬三千二百六十六人で、その内三十二萬二千七百四人が漁業協同組合員であつた。昭和十六年末には漁業組合員總數は六十九萬一千三百八十一人

で、實に七萬八千四百十五人の増加となつてゐるが、その中には相當數の非漁業者が含まれてゐるとみられやう。更らにこの員數を組織別に分けてみれば、漁業協同組合員數は五十萬七千五百五十六人で全體の七割八分弱であり、非出資責任組合は一萬四千七百二十七人（二分強）責任組織を取らざる組合は十六萬五千三百四十五（二割強）となつてゐるのである。

次に漁業協同組合の拂込出資金についてみれば、昭和十三年末に於ては三百三十二萬四千三百三十七圓であつたが、これが十五年末になると八百十五萬八百六十五圓と増大し、更らに十六年末には一千九十一萬九千九百十二圓となつてゐる。尙保證責任組合の昭和十六年末保證金の總額は二千二百九十七萬七千二百四十四圓である。この數字を合せてみれば漁業協同組合も漸く成長したといふ觀を深くせざるを得ない。

積立金及び餘裕金についても格段の躍進を示し、十三年末の積立金二千三百二萬六千八百八圓は、十五年末には三千百五十七萬九千二百九十六圓となり、十六年末には三千六百四十二萬四千六百十九圓と三ヶ年に倍増してあり餘裕金は十五年末の二千六百四十八萬三千七百九十圓が三千五百三十一萬五千二百二十五圓と約四〇%の増大である、このやうな自己資金の増大は組合自體が時局に即應して漁村の中心として如何に活潑に活動してゐるかを示すものといへる。組合の事業が顯著になれば資金は自己資金のみならず、借入資金の増大も又自然の勢ひでなければならぬ。即ち昭和十三年末の借入金、千七百七十三萬四千百十九圓は、十六年末には二千百三十萬千七百七圓となつてゐるのである。なほこゝで注意したいことは、昭和十六年の借入金を前年度と比較すると、その差は百二十九萬七百七十七圓増であつて、漁業組合事業の體制は一應十五年までに整備され終り、昭和十一年から十五年末までの急激な變化が十六年度の數字の上に表れてこないことである。このことは漁業組合の組織設定數が、

十五年の二千九百三十八組合に對し、十六年末の増加数は百五十一組合に過ぎないこと等を綜合にて考へるならば、漁業組合運動の組織期間は既に過ぎ、いまはもう一意専心組合の内部充實に専念する時期となつたことが窺はれるのである。さらばどのやうな事業上の數字を示すかに就いては道府縣別漁業組合統計を掲示しておいたから、これを参照して貰ふこととして、こゝでは前年又は十三年との對比を説明しておくことにしたい。

組合事業の進展

漁業組合事業の中心は販賣事業である。販賣事業の取扱高は年々その漁獲高の豊凶によつて多少の變動は免れないし、且つ近年の漁村の各種の事情を參酌するならば、若干の減少を示すのが實情でなからうかと考へられるが漁業組合による販賣事業取扱額は、組合活動の躍進を正直に示し年々果進してゐるのである。即ち、昭和十四年の取扱額二億四百一萬三千九百二十六圓は十五年には三億一千二百六萬六千三百五十四圓と格段の躍進を示し、更らに十六年には三億八千六十六萬四千六百二十二圓となつて二ヶ年に倍近い數字的躍進相を示してゐる。勿論この數字の中には、非組合員の所謂員外利用のものをも相當に含んでゐる、逆に共同販賣施設のない組合も相當にあり、これは上記數字から除外されてゐるのであるが、それにしても、四億に近い組合共同販賣の數字は決して小さなものではなからう。

この點を明かにするために、漁業組合員の生産額とこの販賣高を觀察すると、十四年の生産額は四億七千三百三十二萬三千圓であるが、これが組合を通じて販賣された額は上記のやうに二億四百一萬三千圓で、その割合は四三%に當るのである。これが十五年になると生産額も取扱額も、更らに躍進する。組合員の生産額は六億五千

四百十萬三千圓で、その中四七・七%の三億一千二百六萬六千圓が取扱はれてゐるのである。昭和十六年については組合員生産額は不詳であるが、資材、勞力、漁況、其他の漁村生産の實狀からすれば大體に於て前年度同様の數字とみて大過ない。組合員の増加分だけ減産とみるとするならば、その取扱額は三億八千八百八十三萬七千圓（青森縣の數字は十五年度）であるから五八・二%となるのである。現在のやうに各種の生産物の出荷が一應統制されてゐる時代にあつては、かやうな數字の増大は當然のことであらうが、それにしても各組合に於ける鮮魚共同販賣組織がまだ十分に自己の手に移行してゐない中にあつてこの數字を示すことは組合の成長の度合を示す目盛りには出來やう。

次に購買の部面に眼を轉じるとこれ又急激な増加を示す、元來漁業組合運動が具體的に軌道に乗つた時は既に支那事勢が初まつており、輸入制限、消費規正等によつて資材の入手は頗る困難の度を加へつゝあつたので、漁業組合事業の大くがこの資材入手のための活動即ち購買事業におかれるやうな傾向があつて、之に加へて從來の商人よりの仕込關係の脱却に向つての組合の自覺も購買事業伸展の因子となり、既に昭和十三年末には八百六十三萬二千圓から千三百五十九萬二千圓に延び、十四年には二千四百九萬四千圓と倍増し、十五年には六千七百七十萬一千圓と躍進する。昭和十六年末には五千七百五十六萬一千圓（青森縣は十五年度）で前年より購買額が減少してゐるが、これは事變下に於ける漁村生産の實情を反對したものであらう。それにしても昭和十二年からみれば約六倍の増大である。

信用事業は資金貸付事業と貯金受入事務に大別される。漁業組合が漁村振興の前衛部隊として活動する限り、この事業の強力なる躍進がなくては、從來漁業者特に中小漁業者を壓迫して來た仕込制度よりの離脱、高利債よ

りの開放は望めないものであるが、比較的この方面の展開は遅れてゐたのである。漁業經營資金は一年に約二億圓以上を要するといはれており、その中資本漁業面が相當大掛りな資金を要するとしても、數多い沿岸漁業者の要する經費は決してこれに劣るものではないであらうから、その資金の有無は沿岸漁業經營上甚だ大きな作用をなすものと見なければならぬ。ところが漁業組合の經濟的發足が至極若いために、この部分には手がついてゐないといつてもよい状態であつた。そこで昭和十三年に漁業法を改正し、組合員の貯金受入業務の路を開いて組合の貯蓄の増大を計ると共に、舊來から施行して來た資金貸付事業の活潑化を期することとなつた。即ち昭和八年漁業法改正當時は貸付事業を營む組合は六百六十七組合で貸付額五百七十一萬九千圓であつたが、昭和十五年には取扱組合は一千八百七十七組合となり貸出高は一千三百六十三萬七千圓と二倍になつてゐる。十六年は貸付額は二百七十五萬七千圓で前年より稍減少してゐる。

一方貯金受入業務の方は十三年に初まつたばかりであるが、十四年末には取扱組合百三十五組合で、百四十九萬六千圓であつたものが十五年には三百八組合で五百九十二萬七千圓となり十六年末には一千四百四十二萬二千圓と長足の進歩の跡を示すのである。殊に十五年には政府は漁業組合強化擴充運動を起して組合自己資金の増大を圖ると共に、貯金受入業務の積極化に力を入れたことの結實とみることが出來やう。

以上のやうに漁業組合の事業は事變下に於る漁業生産の惡條件下における漁村防衛の建前上、堅實に且つ活潑に進められ、以上の數字を示すに至つたものである。今後の漁業組合運動は過去の運動のそのやうに、漁村を高利貸の手から或は商人の仕込に對抗して自己の利益を守るといふ、單なる水平運動的經濟活動が中心であるべきではなくなつて來てゐるのであるが、併し漁業組合運動の健全なる發達のためには如何にしても、組合事業の

中心である、販賣、購賣、信用、利用の四事業の進展なくしては、組合本來の目的を十全に果し得ることは不可能である。かゝる見地に立つて、左に掲げる地方別の數字を、本年報に毎輯執筆せる漁業組合事業に對比して考察されるならば、時局下に於ける漁村事情の概貌を知る資料の一端となるであらう。

昭和十六年末漁業組合概況

	出資金 (拂込済)	積立金	餘裕金	借入金	販賣高	購買高	貸出金	貯金
北海道	2,011,103	3,311,435	4,495,833	8,562,766	71,893,333	14,077,196	5,393,677	4,333,333
青森	—	—	—	—	—	—	—	—
岩手	3,098,876	2,255,766	1,846,488	2,000,840	11,577,300	949,322	955,499	5,940
宮城	2,487,560	5,967,977	3,674,621	1,106,677	4,833,333	733,333	4,011,000	96,866
秋田	817,744	2,227,222	1,927,666	2,207,666	1,877,333	399,167	1,400,800	6,333
山形	667,566	5,594,444	507,999	3,363	1,566,666	208,700	1,000,000	—
福島	667,566	6,677,999	4,907,333	3,977,999	2,566,666	707,222	1,747,666	2,444,999
茨城	2,527,333	2,500,000	4,400,999	6,887,666	2,248,333	2,477,222	4,776	1,977,999
栃木	—	2,999	7,867	3,000	—	—	—	—
群馬	—	3,866	2,333	399	—	—	—	—
埼玉	1,133	1,444	2,246	1,000	—	—	—	—
千葉	5,666,666	3,666,666	2,666,666	1,333,333	8,666,666	1,999,999	2,666,666	3,666,666
東京	2,499,777	7,666,666	1,000,000	5,444,777	1,333,555	566,777	999,777	1,000,000
神奈川	1,333,222	7,777,777	4,888,888	1,999,000	1,999,777	566,777	1,444,000	1,333,333
新潟	1,666,999	3,000,000	2,000,000	910,000	4,111,222	900,999	466,500	—
富山	1,899,444	1,311,000	2,666,777	6,444	2,444,444	500,000	77,899	2,666,777
石川	1,666,999	2,366,666	3,666,666	2,277,666	4,444,555	1,533,666	3,444,777	4,666,666

計	沖	鹿	宮	大	熊	長
兒	兒	兒	兒	兒	兒	兒
總	島	崎	分	本	崎	
1,019,192	56,728	185,160	126,398	133,852	105,926	392,875
36,424,619	7,042,550	1,082,100	1,269,297	470,780	238,087	2,536,520
35,359,355	4,637	633,449	436,379	389,066	304,898	2,291,303
22,510,777	2,477	592,550	172,779	132,555	112,887	1,165,496
380,604,065	9,591	15,533,516	3,588,177	3,674,485	3,674,485	30,561,566
3,733,466,088	3,535,948	1,055,660	1,146,441	1,005,233	555,867	3,533,868
23,777,000	197,774	240,768	180,993	127,006	47,779	584,109
2,133,999	5,000	94,401	100,581	15,499	15,499	58,877

佐	福	高	愛	香	德	山	廣	岡	島	鳥	和	奈	兵	大	京	滋	三	愛	靜	岐	長	山	福	
賀	岡	知	媛	川	島	口	島	山	根	取	山	良	庫	阪	都	賀	重	知	岡	阜	野	梨	井	
1,598,875	56,050	272,530	233,526	208,940	233,076	477,778	208,940	233,076	272,530	233,526	208,940	233,076	477,778	208,940	233,076	272,530	233,526	208,940	233,076	477,778	208,940	233,076	272,530	233,526
497,565	2,143,550	2,230,329	658,668	270,958	270,958	794,940	270,958	270,958	2,230,329	658,668	270,958	270,958	794,940	270,958	270,958	658,668	2,230,329	2,230,329	658,668	270,958	270,958	794,940	270,958	2,230,329
497,565	4,300	1,550,054	644,570	892,919	892,919	1,683,530	892,919	892,919	4,300	1,550,054	644,570	892,919	892,919	1,683,530	892,919	892,919	1,683,530	1,683,530	644,570	892,919	892,919	1,683,530	892,919	1,683,530
282,325	365,454	721,074	259,854	184,247	101,077	505,788	184,247	101,077	365,454	721,074	259,854	184,247	101,077	505,788	184,247	101,077	505,788	365,454	721,074	259,854	184,247	101,077	505,788	184,247
2,841,593	1,528,349	18,733,832	9,133,480	8,751,377	3,174,047	13,742,829	8,751,377	3,174,047	1,528,349	18,733,832	9,133,480	8,751,377	3,174,047	13,742,829	8,751,377	3,174,047	13,742,829	1,528,349	18,733,832	9,133,480	8,751,377	3,174,047	13,742,829	8,751,377
892,566	1,573,245	2,529,832	1,184,793	1,184,793	2,529,832	1,184,793	1,184,793	2,529,832	892,566	1,573,245	2,529,832	1,184,793	1,184,793	2,529,832	1,184,793	1,184,793	2,529,832	892,566	1,573,245	2,529,832	1,184,793	1,184,793	2,529,832	1,184,793
135,955	179,733	74,067	286,098	76,267	272,294	272,294	286,098	76,267	135,955	179,733	74,067	286,098	76,267	272,294	272,294	286,098	76,267	135,955	179,733	74,067	286,098	76,267	272,294	272,294
334,388	592,219	27,266	477,780	18,393	401,133	401,133	477,780	18,393	334,388	592,219	27,266	477,780	18,393	401,133	401,133	477,780	18,393	334,388	592,219	27,266	477,780	18,393	401,133	401,133

第四 企業統制と水産新體制

一、經濟新體制と漁業新體制的意義

基本的經濟國策の大轉換

水産新體制の問題は昭和十五年以來水産界の最大關心事となつてゐる。本年五月十九日に至つて漸く國家總動員法に基く水産統制令の公布となり、同八月十九日には農相官邸に於ける官民懇談會に於て、水産統制令に基く海洋漁業再編成の原案たる「帝國水産統制株式會社及海洋漁業統制株式會社設立要領」の決定發表を見、九月八日に至つて遂に農林大臣から水産統制令に基く帝國水産統制株式會社並に四海洋漁業統制株式會社の設立命令が發せられた。目下それ／＼設立委員の手によつて設立事務が進行してゐる。これによつて海洋漁業の再編成は先づ軌道に乗つた形である。新機構の具體的構成運用等に就ては尙今後の發展解決に俟つべきもの多々あることは勿論であるが、海洋漁業新體制的方式、方向、及びその内容は、今日に於てはほゞ明確にせられたわけである。海洋漁業の再編成、水産業の新體制問題が、所謂我國經濟新體制運動の一環として提起され、又具體化を見るに至つたことは今更ここに説明するまでもない。而して經濟新體制の問題は、支那事變の擴大發展、歐洲大戰の勃發等の内外情勢の變轉激動に對處し、政治經濟の全分野に亘つて急速に國防國家體制を確立せんとする、就中

所謂總力戰の基底たる經濟戰に勝抜くため、戰時統制經濟への整備再組織を緊急に遂行せんとする國家的課題を意味してゐることも、之亦説明を要しないところであらう。

新體制問題の具體的な動きを辿つて見ると、先づ第一は昭和十五年八月一日近衛内閣の手で發表された「基本國策要綱」である。以後この要綱の線に沿つて經濟關係の分野に於ては、十五年十一月八日に「勤勞新體制確立要綱」同十二月七日に「經濟新體制確立要綱」、更に翌十六年五月二十七日に「科學技術新體制確立要綱」、同七月十一日に「財政金融基本方策確立要綱」が、何れも閣議決定を経て發表され、續いて同九月一日には「經濟新體制確立要綱」の具體化として「重要産業團體令」が公布され、統制會を中心とする重要産業再編の方式が正式に決定を見たのである。

經濟新體制確立要綱が閣議決定を見るまでには、政界、官界、財界を擧げて幾多の議論が行はれ、又政治的曲折のあつたことは周知の通りであるが、我國戰時統制經濟の指導運營に關する基本方針、根本理念は、支那事變以來四ヶ年に亘る官民の貴重な苦闘の體驗を経て、此等一聯の「基本方策」の中に結論を見出したものといふべく、その意味に於てまことに歴史的意義大なるものといはなくてはならぬ。經濟新體制確立要綱は、第一、基本方針に於て

日滿支を一環とし大東亞を包摂して自給自足の共榮圈を確立し、その圈内に於ける資源に基きて國際經濟の自主權を確保し官民協力の下に重要産業を中心として綜合的計畫經濟を遂行し以て時局の緊急に對應し國防國家體制の完成に資し依つて軍備の充實國民生活の安定國民經濟の恒久的繁榮を圖らんとす

而して之が爲には(一)企業體制を確立し資本、經營、勞務の有機的一體たる企業をして國家綜合計畫の下に國民經濟の構成部分として企業擔當者の創意と責任とに於て自主的經營に任せしめその最高能率の發揮に依つて生産力を増強せしめ(二)公益優先、職分奉公の趣旨に從つて國民經濟を指導すると共に經濟團體の編成に依り國民經濟をして有機的一體とし

て國家總力を發揮し高度國防の國家目的を達成せしむるを要す
と方針を闡明してゐるが、基本國策要綱、經濟新體制確立要綱、重要産業團體令を貫く經濟新體制的指導精神は
計畫的重點主義生産、公益優先の原則、指導者原理、統制機構の整備強化の四點に要約することが出来る。言
葉を換へるならば、我國が當面する戰爭完勝の大目的を遂げるためには、古い自由主義的經濟體制的舊套を脱
し、上記の如き新らたなる理念、新らたなる組織を以て經濟界を再編成することが不可欠の條件となつてゐるの
である。

水産新體制胎動の基磐

かくの如き我國經濟界の大勢は、然らば水産業界に於ては如何に現れ、又如何に進行しつゝあるであらうか。
これが即ち一昨年末水産新體制問題として關係方面の間に提起され、具體化を見つゝある所以である。水産業は
大別して海洋漁業と沿岸漁業に分けることが出来る。以下現に進行しつゝある海洋漁業の新體制に就き解説を加
へ、沿岸漁業の新體制に就ては何れ近くその具體化を俟つこととする。

支那事變以來の内外情勢の變化が、海洋漁業に與へた影響は極めて廣汎且根本的である。海洋漁業は近年周知
の通り長足の進歩發展を見せてゐる。北洋漁業の飛躍的發展、南氷洋捕鯨業に於ける華々しい國際的進出、水産
罐詰輸出の驚異的發展等に依つて極めて具體的顯著に表現されてゐる如く、所謂遠洋漁業的規模を超越し、大資
本大企業による海洋漁業の海洋制覇は實に目覚ましい勢で進展していつた。然るに支那事變が擴大し、歐洲大戰
が發展し、世界通商經濟の動向に一大變化を生じ、封鎖的ブロック的アウタルキー經濟の様相を呈すると共に、

我が海洋漁業の依つて立つべき基磐にも重大なる變化を受けることとなつた。即ち輸出産業として生命を維持し
て來た海洋漁業の主要部分は、海外輸出市場の閉鎖と共に生産品の販賣に一大支障を生ずることとなつたのみな
らず、此等海洋漁業經營の資材原料は、その殆ど大部分を（例へば重油、漁網漁具、空罐等）國外よりの輸入に
依存してゐたのであるから之亦企業維持の基礎條件に非常なる打撃を受けるに至つた。かくの如く原料資材の獲
得並に生産品販賣の二大重要部分に於て、時局の重壓を最も深刻に感ぜざるを得なかつたばかりでなく、海洋漁
業の特殊事情として戰爭の擴大に伴ふ操業海面の不可避的制限或は制限の豫想も増大するに至り、これに加ふる
に戰時經濟發展の一般的影響として、船舶、勞力等の不足の問題も愈々増大するに至つた。

海洋漁業生産品の輸出、外貨獲得の使命は、時局と共に不可能且不必要となつたが、之と共に軍需並國內保健
食糧充足の一大使命が新らたにその頭上に課せられるに至つたことは、海洋漁業の一大轉換を示すものでなけれ
ばならぬ。

輸出増進の目標を水産食糧増産確保に置換へ、資材、船舶、勞力不足の逆條件を克服しつゝ、如何にして最少
の資材、勞力を以て最大の生産を擧げるか、最大の關心でなければならぬ。儲かる儲からないの問題ではない。
私企業それ／＼の存立や利潤率が問題なのではなくて、海洋漁業が全體として國家當面の必要に如何にして奉仕
すべきかが問題なのである。生産の基礎たるべき環境と條件は一變した。今迄通りの方針形式でやつてゆけぬこ
とは明かである。生産能率の最高度の發揮、計畫的重點主義經營の斷行、公益優先の原則を企業經營の中に具體
化しなければならぬ。而して又かくの如き國家の要請を貫徹するための生産の統制機構を整備強化しなければな
らぬ。これが所謂海洋漁業の新體制であり、再組織であらねばならぬ。

事變以來戰時經濟の發展は、水産部門に於ても又例外なしに強化され、先づ流通過程の統制強化となり、原料資材の配給、生産品の配給機構に於て、又價格統制に於て格段の發展を見るに至つたことは周知の通りである。其他労働部門に於ては賃銀の統制、労働力配置の國家的管理と進んだのであるが、生産活動そのものが直接統制の對象となる度合に至つては、未だ少かつたといふことが出来る。然しながら生産を維持すべき諸條件の深まりゆく悪化を克服し、而も尙増産確保の國家的要請に應へるといふ困難な問題を解決するためには、統制は必然に配給統制、價格統制から更に企業そのものの統制に、生産そのものの統制へと進まなくてはならぬ。ここに所謂經濟新體制の具體的な意味があり、海洋漁業新體制の客觀的な又具體的な目標が置かれてゐると考へなければならぬのである。

二、新體制問題の經過

漁業統制問題の経緯

昭和十五年十二月七日の「經濟新體制確立要綱」の政府發表に發足する産業界の新體制運動は、十六年九月一日公布の重要産業團體令によつて、重要産業部門に於ては統制會を中心とする統制機構の確立、企業體制の整備強化に向ふことに方針を決定されたが、政府は水産部門に於ては、その特殊性に鑑み別途の統制方式を選ぶことになつた。即ち、經濟新體制確立要綱の制定に當つて、政府はその「第二企業體制」に於て企業體制確立の一般方式を規定した後、最後の項に於て「農業水産業經營の企業體制に付ては別途之を考慮す」と述べ、一般産業と

異なる企業統制方式を採るべきことを約したのである。

然し農業水産業の方面に於ては、これより先き農林漁業團體の整備統合といふ題目で新體制問題は關係者の間に協議が進行してゐた。この農林漁業團體の統合の問題は、「第五水産新體制と水産團體統合問題」の項で詳述してゐるので、ここでは省略するが、昭和十六年六月水産通の井野農相が登場すると共に、海洋漁業の新體制は、その本來の性格に於て捉へられ、農林漁業團體統合問題の曖昧さから解放され、具體化の方向を取ることとなつた。水産業の新體制が農林漁業團體の統合といふ一般的形式に包含され取上げられるに至つた大體の經過は下述の通りである。然し、水産業中の重要部分を占め、大資本的近代産業的形態にまで發展してゐる海洋漁業を、おくれた封建的原始的生産様式を多分に有する所謂農林水産業と同一に取上げ、之を一括して團體統合の形で再編成を行はんとすることの不合理性は言ふまでもないところである。海洋漁業の新體制は團體統合とは別個に、當然企業體制そのものに再編成のメスが加へられなければならぬ。海洋漁業には特別の關心と經驗を有する井野新農相が就任と同時にこの點に着目し問題の核心を衝いたのは蓋し當然といはなくてはならぬ。

海洋漁業統制の經過を論ずるに當つては、海洋漁業中夙に飛躍的發展を示し且その主要部門を構成してゐる北洋漁業の統制問題を、ここにふり返つて見る必要がある。兩者は思想的にも、又實際の經過に於ても密接な連關を有してゐるのであるから。今次の海洋漁業新體制は、むしろ北洋漁業統制問題の發展であり、變貌であり、且又解決であるといふことが出来る。

北洋漁業の統制問題は、周知のように去る昭和十年第六十八議會に於て北洋漁業取締法案として上程され遂に審議未了となつたのが、最初のスタートである。其後昭和十四年の第七十四議會には國庫納付金制度を以て強化

した取締法案が準備され、昭和十五年には半官半民の一大國策會社案が第七十五議會を目標に具體化されたが、遂に議會提出までに至らずして了つた。これ等はいはば表面に現れた動きのみであつて、この間歴代農林省水産局當局は議會毎に何等か提案の準備を暗々裡にすゝめるといふ具合で、水産行政の重大懸案となつてゐた。北洋漁業統制の趣旨は、言ふまでもなく、國家的關心が特に要請せられることの多いこの特殊漁業部門に對し、國家の監督指導行政を強化することから、更に進んで企業體制そのものに再編成の手を加へんとすることにあつた。昭和十五年五月海洋漁業協會主催北洋漁業統制問題官民懇談會に於て、この問題に特別の關心と熱情を傾けつゝあつた藤田水産局監督課長が、北洋統制の理論的根據を披瀝したのに對し、當時日本水産の専務であつた井野農相が「北洋だけの統制では意味をなさぬ。全水産業を統制すべきである」と述べ、北洋統制に反對したといふことは、極めて注目すべき事實である。これは海洋漁業を成立せしめる諸條件が、内外諸情勢の逼迫激變によつて全體として著しく變化した今日、單に北洋漁業のみの枠内に於て矛盾を解決せんとすることは最早無意味無効果であり、海洋漁業全體としての多角的合理的な經營基礎に於て再編成の方式を案出すべきである、との意味と諒解されたのであるが、果して井野氏は農相就任早々、昭和十六年六月末海洋漁業、沿岸漁業を含めた全水産業の新體制確立斷行の所信を内外に發表した。

同じこの六月には突如獨ソ戰爭が勃發し、國際情勢は愈々急を告げ、海洋漁業の企業的基礎には益々困難と障礙が加はつたが、反面國內食糧確保の要請は一層重大となり、何等かの再編成は最早や遷延を許さない事態と見られるに至つた。かくて昭和十六年八月十六日井野農相は海洋漁業會社並に重要水産關係團體代表二十九名を官邸に招致して、海洋漁業の新體制確立に關する官民懇談會を開催し、愈々具體化の一步を踏み出したのである。

この官民懇談會の開催から四ヶ月後の十二月十九日、水産新體制要綱が閣議決定を見る迄の間の経過と發展は、一般には餘り知られてゐない。新聞紙上に於ける報導とても殆ど少なく、時に觀測的配事が現れる程度であり、農林省當局も特に問題の内容の巷間に流布されることを極めて嫌つてゐた風であり、その間の正確なる消息、經過は知ることが出来ないが、一般に傳へられる所のは大要次の如きものである。

八月十六日の官民懇談會に於て政府當局は、海洋漁業は現状の儘放任するを許されず、再編成による企業統制の止むを得ざる情勢を説明し、統制の基本的國策方針を明らかにした上、民間業者の協力を要請した。之に對し民間側は十二名の特別委員を挙げ、海洋漁業者としての新體制具體案の作成に取りかゝることとなり、數回會合が重ねられたが、時局認識に於て官民の間には相當の隔たりがあり、且又民間海洋漁業者側は現状維持の建前に於ては何れも一致するが、さりとてそれ／＼の會社、或は資本の立場、利害を異にする關係上、到底政府に協力する意味で具體案を作り上げるまでに意見の一致を見ることも困難であつた。全海洋漁業企業を綜合單一化した一大統制會社案、地域別業種別統制會社案、或は統制會案等が論議の對象となつたが、結局指導的業者間の共通意見、即ち最大公約數的結論は統制會案であつたと傳へられる。

かくて日本水産植木憲吉、日魯漁業平塚常次郎、林兼商店中部謙吉の三氏は九月三日全海洋漁業者を代表して農相官邸に井野農相を訪問し、政府の企圖する如き綜合的一元的國策會社案を強行するに於ては、生産能率の低下を來し、時局下の要請たる増産に支障ある旨を述べ、現状に立脚する統制會案を可とする旨主張したと傳へられる。之に對し農相は統制會方式を以てしては現下の危局を切抜けることは出来ない。海洋漁業の特殊性は、より強力なる一元的統制會社の機構を必要とする。業界の總意がかく微溫的なる以上、政府は斷乎獨自の案を以て

總動員法を發動し所信に邁進する旨方針を明かにしたと云はれる。

九月二十六日には政府は「緊急食糧對策」を決定發表し、その「蛋白及脂肪給源需給對策」の中で再び水産企業の整備強化を謳つた。食糧事情益々重大化を告げ、水産業再編成に對する政府の決意は愈々強いものが加はつたわけである。かくて獨自案の強行を決意した農相は、水産局を中心に成案を急ぎ、昭和十六年十二月十六日水産新體制要綱(別項)として閣議決定を見、同月二十三日國家總動員會議で「水産業の統制に關する勅令案要綱」を可決、年を越えて昭和十七年五月廿日に至つて「水産統制令」(別項)の公布實施を見たわけである。

海洋漁業新體制の發足

水産統制要綱の決定から水産統制令の公布、更に統制令に基く統制機構設立の具體的進行に至る經過は、統制令並に統制機構の解説と併行して理解することが必要であるが、ここには一應經過の概要を略述することとする。水産統制令の公布によつて海洋漁業新體制の具體的構想、内容等は略々明かとなつたが、然しこれを具體化した海洋漁業企業の統合再組織を實際に斷行するに當つては、政府と民間業者との間には必ずしも充分なる事前の意志疏通がなされてゐなかつた。少くとも事態の經過から判斷してそう考へざるを得ない點が多い。統制令實施に當つての政府の方針は、以西底曳並に南方鯨魚業の如く中小業者を以て經營される特異性ある部門及び國家權益として、又對外關係の特殊性ある露領漁業を除いては、海洋漁業企業の悉くを統合して、新たな統制會社機構に再編成する意圖と見られたが、(水産統制要綱第二の二参照)之に對し特に林兼商店の反對は強硬で、統制令の公布は見たものの、具體的發動に就ては漸次圓滿な進行困難と見られるに至り遂に全く停頓の状態に立至つ

た。此間官民夫々打開に苦慮し、又前東洋製罐專務として水産界に特異の地位を占める滿業副總裁高崎達之助氏の居中斡旋もあり、遂に農相も當初の方針に修正を加へるの餘儀なきに至り、かくて妥協成立して八月十九日農相官邸に官民懇談會を開催した。農相は統制の對象たる海洋漁業會社十六社代表として

田村啓三、植木憲吉、西村有作(日本水産、日之出漁業、共同漁業)平塚常次郎、三宅發十郎、原辰二(日魯漁業、太平洋漁業)眞藤慎太郎(北千島水産、北日本漁業)渡邊藤作(日本蟹罐詰)八木澤繁次(北洋罐詰)澁谷辰三郎(北洋捕鯨)松尾文雄(高砂漁業)中部謙吉、伊東猪六、宮田彌治郎(林兼商店、大洋捕鯨、遠洋捕鯨)山地土佐太郎(極洋捕鯨、鮎川捕鯨)荻布宗太郎(露領漁業者)十六氏を招致懇談の結果、水産統制令に基く統制機構として「帝國水産統制株式會社及海洋漁業統制株式會社設立要綱」(別項)を決定發表した。海洋漁業の新體制は波瀾曲折の後これによつて一先づ本極りとなつたわけである。

中央統制機關たる帝國水産統制株式會社の下部組織として専ら漁業生産の實行に當るべき海洋漁業統制株式會社は、當局最初の方針では前述の如く露領漁業其他特殊の業種を除き原則的には一本建を豫想されてゐたものがこの最後の決定に於ては、第一次整備統合として、北太平洋漁業、日本海洋漁業、西大洋漁業及日蘇漁業の四本建に変更されたわけで、當初案に比し著しい緩和後退として印象されることは避け得ない。

設立要領の決定に引續き九月八日には統制令第二條及第三十九條の規定によつて、海洋漁業十六社に對し帝國水産統制以下四海洋漁業統制會社の設立命令が發せられ、帝國水産統制會社は本年末日までに、四海洋漁業統制會社は何れも明昭和十八年三月三十一日までに設立を了すべきことが命令された。即ち來年春までには海洋漁業新體制は實現する豫定である。又九月十一日には左の如く各統制會社設立委員の任命が發表された。

以上が今日に至るまでの所謂海洋漁業新體制問題の具體化の經過及び發展の概要である。因みに水産統制會社設立委員は左の諸氏である。(○印ハ委員長 ○印は副委員長)

- 一 帝國水産統制株式會社は、○有馬頼寧、○眞藤慎太郎、伊東猪六、植木憲吉、田村啓三、中部謙吉、西村有作、平塚常次郎、山地土佐太郎、渡邊藤作
- 二 北太平洋漁業統制株式會社は、○平塚常次郎、○渡邊藤作、葛城忠男、眞藤慎太郎、中部謙吉、西出孫左衛門、原辰二
- 三 日本海洋漁業統制株式會社は、○田村啓三、○植木憲吉、澁谷辰三郎、西村有作、増井六郎、松尾文雄、増井進、養田靜夫
- 四 西大洋漁業統制株式會社は、○中部幾次郎、○中部謙吉、伊東猪六、小田原盛美、鈴木三彌、中部兼市、中部悅良、宮田彌治郎
- 五 日蘇漁業株式會社は、○原辰二、○近江政太郎、萩布宗太郎、眞藤慎太郎、平塚常次郎、田中丸祐厚

水産要綱統制案 (昭和十六年十二月十九日發表)

第一方 針
 資材船舶等の総合的能率的利用、重點主義に依る水産物の生産配分の計畫化に依り戦時下國民保健食糧の供給確保並に水産業の經營維持を期せんとす

第二 實施要綱
 海洋漁業會社を中心に水産物の生産保護販賣等全般に亘る

統制を目的として左の要領に依り海洋漁業の統制機構を確立す
 沿岸漁業に付ては漁業者團體の整備強化に依り其の統制機構を確立することとし其の具體策は別に之を定むるものとす

一 中央統制機構
 海洋漁業會社其の他海洋漁業關係者をして其の中央統制機構として日本水産統制株式會社 (假稱) を設立せしめ

之をして政府の施策に協力し海洋漁業に關する総合的合理的計畫の樹立並に船舶其の他の設備、資材、資金等の統制的運用を掌らしむると共に海洋漁業に伴ふ水産物販賣業、製氷冷蔵業の統制的經營を爲さしむ

之が爲海洋漁業會社其の他海洋漁業關係者の保有する船舶其の他の設備を政府に於て徵備し日本水産統制株式會社をして其の經營に當らしめ又は實情に應じ之等設備を日本水産統制株式會社に現物出資せしむ

日本水産統制株式會社の資本は海洋漁業會社其の他海洋漁業關係者の現金出資並に前項の現物出資を以て之を構成す
 日本水産統制株式會社に海洋漁業の經營の安定を圖る爲水産安定資金を設定せしむ

二 漁業統制機構

主要なる海洋漁業會社の企業合同に依り日本漁業株式會社 (假稱) を設立す但し當分の内特殊事情ある海洋漁業者に付ては特例を設く日本漁業株式會社及前項但書の海洋漁業者は日本水産統制株式會社より船舶其の他の設備の貸付資材及資金の供給を受け海洋漁業の計畫的經營を行ふ

外地水産業に付ても本要綱に即應し夫々其の水産事情に適する統制機構を確立し内地水産業統制機構と有機的連繫を圖らしむ尙南洋を根據とする邦人水産業に關しては臺灣及南洋群島に於ける統制機構と連繫せしむるもの

第三 措置

一 本要綱實施上必要な事項に付ては國家總動員法を發動す尙日本水産統制株式會社に對する政府出資及配當補給金交付の要否に付ては別途考究するものとす

二 主要事項

- 1 政府の指定する水産關係事業は原則として本要綱に依る統制會社に非ざれば之を開始することを得ざること
 - 2 政府は日本水産統制株式會社其の他本要綱に依る統制會社の設立を命ずることを得ること
 - 3 政府は海洋漁業統制上必要がある場合は前項の統制會社の設立を命ずるの外人の合併、事業の譲渡、事業に屬する設備又は権利の譲渡、若は出資を命ずること
 - 4 水産安定資金に繰入れたる金額は課税標準の計算上之を損金に算入すること
- 外地に於ても概ね前各項に準じ措置すること

帝國水産統制株式會社 海洋漁業統制株式會社

設立要領 (昭和十七年八月十九日發表)

第一 帝國水産統制株式會社

一 帝國水産統制株式會社は日魯、日水及大洋捕鯨等より冷

蔵冷凍運搬船を現物出資せしむると共に海洋漁業者等より現金出資を爲さしめて之を設立すること
 二 帝國水産統制株式會社の事業の運営に付ては左の通とすること

- (一) 船舶設備の貸付 毎年の生産計畫に則り總ての海洋漁業用船舶及設備に付運営の具體的計畫を樹て之が實施上の必要に即應し其の所有の船舶設備又は設備に依り使用權を取得したる船舶設備を海洋漁業者に貸付くこと
- (二) 水産業用資材の配給 海洋漁業に必要な資材に付毎年の生産計畫に即應して一元配給を行ふこと
- (三) 水産物の買入及販賣 海洋漁業の生産物を一手に買取り之を販賣すること
- 之が爲現在の海洋漁業者及其の共販機關の行ひつつある販賣事業は之を一括して承繼すること
- (四) 製氷冷蔵冷凍事業 現在海洋漁業會社が經營しつつある製氷冷蔵冷凍事業は一括して承繼し之を經營すること
- (五) 其の他

第一 海洋漁業統制株式會社

海洋漁業統制の方針に付ては強力なる一體化を目標とし其の實現を期するものとし、差當り情勢の推移並に評價上の困難等に鑑み時局下苟くも業務の混亂停廢を見るの虞なからしむ

る爲左の如き漸進的方法に依ること

一、第一次整備統合

- 海洋漁業會社（現在十六社）の事業に付根本的整備統合を行ふ前提とし差當り第一次の措置として左の要領に依り海洋漁業の整備統合を行ふこと此の場合資本に付ては各會社間に於て成る可く其の交流を圖るものとする
- (一) 日魯、荻村、佐野の露領漁業關係を統合して日蘇漁業株式會社（假稱）を設立すること日蘇漁業株式會社の株式の一部は帝國水産統制株式會社が之を所有する様措置すること
- (二) 日魯、太平洋、北千島、北日本、日本蟹、北洋鰯並に林兼及擇捉水産の北千島に於ける鮭鱒定置漁業を統合して北太平洋漁業統制株式會社（假稱）を設立すること
- (三) 日水、北洋捕鯨、日之出、共同、高砂を統合して日本海洋漁業統制株式會社（假稱）を設立すること
- (四) 林兼の漁業關係事業（造船鐵工業以外の事業）、大洋捕鯨、遠洋捕鯨を統合して西大洋漁業統制株式會社假稱を設立すること
- (五) 極洋、鮎川は現状に止むること
- (六) 右以外の以西底曳及海洋鰻鮪漁業は適當に之を統合すること

二、第二次整備統合

右第一次の整備統合を行ひたる後左の如き第二次の整備統合

合を行ふこととし其の方針の下に各社は鋭意準備を進むこと
 (一) 露領漁業を管む海洋漁業統制株式會社

(一) 母船式鯨漁業及汽船捕鯨業を管む海洋統制株式會社
 (三) 其の他の海洋漁業を管む海洋漁業統制株式會社

三、統制の機構及び方式

統制方針とその範圍

海洋漁業新體制の方式内容を理解するには昭和十六年十二月十九日發表の水産統制要綱、十七年五月二十日公布の水産統制令並に同八月十九日發表の統制會社設立要領によるものが最も妥當である。この間上述の如く政府の方針には重大なる變改があつたが、それは専ら漁業實行機關たる海洋漁業統制會社の組織に關する點、即ち最初政府の方針として傳へられた特殊な事情の下にある漁業を除いての一元統制が、前述の如く四本建統制に變更された以外は、全體として統制方式には大なる變化はない。

統制の方針 統制要綱によれば、資材船舶等の能率的利用、重點主義による水産物の生産配分の計畫化により戦時下國民保健食糧の供給確保並に水産業の經營維持を期せんことを述べてゐるが、この點に就ては既に觸れてゐるからこれ以上の説明は省略する。

統制の範圍、對象 現在の海洋漁業會社を中心に生産保藏販賣等全般。統制の對象となる水産業の範圍は、左の通りである。（統制令施行規則第一條）

- 一 條約に基く漁業
 - 二 母船式蟹漁業、母船式鮭鱒漁業及母船式鯨漁業
 - 三 タラバガニ、オホクリガニ及ハナサキガニ刺網漁業
 - 四 北緯四十六度以北の海面を操業区域とする鮭鱒定置漁業及鮭鱒流網漁業（千島を根據とするものにして北緯四十六度以南の海面を操業区域とするものを含む）
 - 五 汽船捕鯨業
 - 六 汽船トロール漁業
 - 七 東經百三十度以西又は北緯四十五度以北の海を操業区域
 - 八 北緯二十度以南の海面を操業区域とする蟹類漁業
 - 九 前各號に掲ぐる漁業を営む者の行ふ製氷業、冷蔵業及冷凍業
 - 十 鮭鱒罐詰製造業
 - 十一 蟹罐詰製造業
 - 十二 第一號乃至第八號及前二號に掲ぐる事業の生産物の販賣業にして農林大臣の指定するもの
 - 十三 前各號に掲ぐる事業に關する調査研究事業
- 又此等海洋漁業關係事業を営む業者として差當り統制の對象となるものは日本水産株式會社、株式會社林兼商店、大洋捕鯨株式會社、極洋捕鯨株式會社、北洋捕鯨株式會社、日魯漁業株式會社、太平洋漁業株式會社、北千島水産株式會社、北日本漁業株式會社、鮎川捕鯨株式會社、遠洋捕鯨株式會社、日之出漁業株式會社、高砂漁業株式會社、北洋罐詰株式會社、日本蟹罐詰株式會社、共同漁業株式會社、以西底曳業者、南方鯨鮪漁業者、日本鮭鱒販賣株式會社、日本鮭鱒罐詰共同販賣會、蟹罐詰販賣株式會社、蟹罐詰共和會協同販賣株式會社である。

統制の機構

中央統制機關 政府は海洋漁業會社其の他の海洋漁業關係者に命令して、中央統制機關として帝國水産統制株式會社（以下帝水と略す）を設立せしめる。帝水は政府の施策に協力し海洋漁業に關する綜合的合理的計畫の樹立並に船舶其他設備資材、資金等の統制的運用、海洋漁業に伴ふ水産物販賣業、製氷冷蔵業の統制的經營を行ふ。

資本金は五千萬圓とし、海洋漁業者（十六社）よりの現金出資及び現物出資（冷蔵冷凍運搬船）によつて構成する。又海洋漁業全體の經營の安定と均衝を圖るため、事業收益の中から水産安定資金を積立てる。會社の役員は政府の任命とせず、單に認可制とする。會社の監督に就ては政府の一般的監督の外、事業計畫の認可、社債募集、借入金の認可、監督上又は公益上必要な命令、決議の取消、役員の解任等普通の統制會社に對すると同様の規定が設けられてゐる。又配當補給金の制度として設立當初から五年間に限り資本金の年四分に相當する金額を限度として、配當し得べき利益金額が年四分の割合に達する迄國庫から補給金を受けることが出来る。

漁業統制機關 中央統制機關たる帝水の統制下に服し海洋漁業の統制的經營に當る機關として四個の海洋漁業統制會社を設立する。これは漁撈生産専門の會社であつて、既存海洋漁業會社を日水、日魯林業の所謂三大資本の線に沿ひ、且多少の地域別業種別統制をも加味し整理統合する。（前掲設立要領第一次整備統合並に別表参照）これ等四個の海洋漁業統制會社名稱及び夫々その傘下に再編成される現存會社名、資本金等は別表の通りであるが、日蘇漁業は日魯を中心露領漁業を統合し、北太平洋は日魯系資本を中心に露領漁業を除く北洋漁業を統合し、日本海洋漁業は日本水産を中心とする傍系漁業を吸収し、西大洋は林兼を中心傍系漁業を吸収する建前となつてゐる。尙又以上三大資本と系統を異にする極洋、鮎川兩捕鯨會社は現狀維持が認められ、並に中小資本的個人漁業的に經營される南方鯨鮪漁業（約五十）、以西底曳漁業（百數十）に就ては別個に適當に統合することになつてゐる。（現狀維持或は別個に統合といふことは、帝國水産統制の統制下にも入らないといふことではない。これ等と同じく帝水に出資し、帝水の統制下に於て漁業の計畫的生産に従事することは變りない）又設立要領は以上を第一次整備統合とし、更に第二次整備統合の段階を規定してゐることは注意すべきである。尙又海洋漁業

統制會社の役員及政府の監督に關する規定は帝水の場合と同様である。

報年産水本日		現在會社	資本金	設立年月	代表者名	備考
海洋漁業統制會社						
一、日蘇漁業株式會社		日魯漁業	五三、八〇〇 <small>千圓</small>	大正三、三	平塚常次郎	露領漁業關係
		萩布宗太郎	個人業者		萩布宗太郎	
		佐野助治	個人業者		佐野助治	
二、北太平洋漁業統制株式會社						
		日魯漁業	五三、〇〇〇	大正三、三	平塚常次郎	露領漁業以外の事業
		太平洋漁業	八、〇〇〇	昭和六、一	平塚常次郎	
		北千島水産	一、〇〇〇	昭和一三、三	眞藤愼太郎	
		北日本漁業	二二、九〇〇	昭和一六、二	眞藤愼太郎	
		日本蟹罐詰	一〇、〇〇〇	昭和一六、七	渡邊 顯作	
		北洋罐詰	一、七〇〇	昭和一五、	葛城 忠男	
		林兼商店	二〇、〇〇〇	大正一三、九	中部幾次郎	北千島鮭鮓定置漁業
		擇捉水産	—	昭和	黒田藤五郎	同
三、日本海洋漁業統制株式會社						
		日本水産	九三、〇〇〇	大正二四、一一	田村 啓三	
		北洋捕鯨	一、五〇〇	昭和一一、三	澁谷辰三郎	
		日之出漁業	一、〇〇〇	昭和九、二	増井 六郎	
		共同漁業	三〇〇	昭和一二、一二	植木 憲吉	
		高砂漁業	六五〇	大正九、一二	松尾 文雄	
		林兼商店	二〇、〇〇〇	大正一三、九	中部幾次郎	
四、西大洋漁業統制株式會社						
		大洋捕鯨	一六、〇〇〇	昭和一一、六	中部幾次郎	
		遠洋捕鯨	三〇〇	昭和五、八	後藤喜三郎	
		極洋捕鯨	二〇、〇〇〇	昭和一二、九	山地土佐太郎	(現状のまま)
		鮎川捕鯨	三〇〇	大正一四、九	山地土佐太郎	(同)
		以西底曳業者				(適當に統合)
		海洋鯨鮓業者				(同)

統制の方式とその批判

水産統制令並にその第一次具體化としての統制會社設立要領に於ける統制の方式は先づ海洋漁業の中央統制機關として帝國水産統制會社を設立し、水産業の総合的統制運営を圖るため必要なる事業を營ましめる。現存の海洋漁業十數社はこれを日水、日魯、林兼の三大資本を中心にそれ／＼企業合同を行はしめ、四個の海洋漁業統制會社として再編成し、戦時經濟的經營合理化の基礎を作る。

帝國水産の主要事業は船舶設備の貸付、水産業用資材の配給、水産物の買入及販賣、製氷冷蔵冷凍事業等であるが、帝水は此等水産業經營上最も重要な事業を獨占的に營む結果として各海洋漁業統制會社を統制することが出來、且全海洋漁業を総合的計畫的重點的に運営することが出來るといふ仕組になつてゐる。この點が水産統制令のやまであり、又みそである。

船舶並に水産業用設備施設が水産業經營上如何に重要な地位を占めるかは言ふまでもない。帝水は此等重要生

産手段を、一部は設立に際しての漁業会社からの現物出資の形により、他は總動員法第十三條に基く水産業用船舶及其他水産業用施設の徴用により、兩者を合せて水産業用船舶及設備の使用権の殆ど全部を一元的にその掌中に握ることになる。又今後の新設建造の如きも借入金、自己資金によつて帝水自ら行ふことにならうし、特に計畫造船の徹底した今日、漁船の建造等も當然一元化されることになるが、海洋漁業關係に就ては帝水が一元的計畫的に責任を負ふことになる。かくして船舶設備の一切の使用権を一元的に收めた帝水は、政府の樹立した生産計畫に即應した夫々の海洋漁業会社に重點的に貸付けるといふことになる。

燃油、漁網、網等の資材に就ても船舶設備と同様に生産計畫に即應して一元的に配給する。即ち海洋漁業用資材は政府から一括して帝水に割當てられ、帝水は毎年の生産計畫に基き業種別資材配給量を決定し、各海洋漁業會社を販賣し総合的計畫的に配給する。帝水は又その統制機能を果すためその統制下にある水産業者の生産物を原則として一手に買取り的配給を行ふ。従つて現存の罐詰、鹽魚等の共販機關は當然帝水に吸収されることになる。輸出に就ても原則として帝水が擔當するといふ建前である。更に現在の海洋漁業會社が經營してゐる製氷、冷蔵、冷凍事業も一切帝水が吸収承継する。此等の事業が水産物販賣事業と密接な關聯を有することはここに指摘するまでもない。帝水は又水産業に對する投資融資をも行ふ建前となつてゐる。

以上が海洋漁業統制の方式の概要である。その特長を要約して見ると

- 一、中央統制機關と漁業生産實行機關とを分離し、中央統制機關は統制會方式によらず、株式會社とした。
- 一、漁業生産實行機關に於てはある程度の企業合同を行はしめ整理統合による合理化を圖つた。
- 一、中央統制機關には資材配給、生産品販賣を一元的に行はしめるのみでなく、船舶設備の重要生産手段の運

用をも一括集中せしめ統制の徹底強化を圖つた。

既述の通り、中央統制機關を株式會社とし、資材、販賣の一元的統制のみならず、船舶設備の一括運用によつて統制力の貫徹を期したことは、統制方式としては極めて高度であり且又劃期的方法と稱するに足りる。統制經濟の運用は法律的強制を第一とするものでないことは勿論で、經濟新體制確立要綱にも業者の「創意と責任とに於て自主的經營に任ぜしめる」ことを強調してゐるのであるから、海洋漁業の經營上最も重要な生産配給の過程を押へ、これを經濟事業的に統制運用しようとする帝水統制の方式は極めて巧妙であると言ふことが出来る。

然しこれは巧く運用された場合の話で、統制經濟過渡期の對立摩擦を考慮するならば、どうしても經濟事業による統制力に對して法律的組織的な裏付けがなければならぬ。その點の法制的根據が帝水機構には薄弱である。即ち例へば、帝水の直接海洋漁業會社に對する事業經營上の監督權、命令權、人事に對する發言權等に就ては何等の規定はない。これ等は専ら統制的事業の運用の結果に期待しなくてはならぬ仕組である。帝水の役員は政府の任命でなく、株主總會選出に對する單なる認可制である。而して帝水資本は全額下部漁業會社の出資によるものであるからその限り株式會社の常識に従へば、株主たる下部漁業會社こそ帝水を支配するといふ逆の關係も生ずることになる。帝水は株式會社組織であり、統制會、營團の如き特殊法人ではないから、現下統制經濟の企業體に對する重要要請たる公共的性格の發揮、指導者原理の實現に於て薄弱たる感を免れない。

統制會に於ける所謂政府權限の委譲は實際問題としてはしかく簡單ではなく、又統制會が帝水の如き經濟事業を行ひ得ないことから来る統制力の不備等に就ては、最近各方面で研究議題となつてゐるようであるが、その點帝水機構が事業經營の妙味を生かし、指導者に適任者を得て、政府と表裏一體の關係に於て、政府の指導力が帝

水機構と合體し、これを通じてのみ下部組織に浸透するといふことになれば、而して各海洋漁業統制會社が之に協力し企業合同による合理的經營の強味を發揮することが出來れば、蓋し水産業の統制方式は極めて優秀なる性能を實現することが可能となるであらう。その意味に於て「水産新體制は専ら運用の如何に在る」といふ衆評が生れる所以である。

海洋漁業統制會社の體制が今後如何に發展するかは、新體制の最大の難關が此點に集中されてゐただけに最も注目をひくところであるが、八月十九日の設立要領は、強力なる一體化を目標としてその實現を期するが、差當り……時局下苟も業務の混亂停頓を避けるため、第一次、第二次の整備統合段階を追つて漸進的に進む旨明記してゐる。原則として一元的機構を作ることは却つて時局下最大の要請たる生産力増強の至上命令に支障ありとする業界の要望が暫定的に政府に受入れられた形であるが、一産業一企業に近い高度強力な企業合同による統制を行ふことが、根本問題として果して水産業の實情に適するや否やは非常なる研究問題である。餘りに獨占的な企業合同が却つて生産組織の合理化を阻害する恐れあることも考へねばならぬ。實情を無視した餘りにも老なる經營組織が能率の低下を來すといふことも考へなくてはならぬ。此等は今後新體制の實施と共に漸次實踐的に考究し解決されるべき問題であらう。

〔水産統制令及び水産統制令施行規則卷末參照〕

四、鯉鮪漁業の統制

古來遠洋漁業の前衛部隊として活躍を續けてきた鯉鮪漁業は、自由漁業であつたために當業者の競争甚しく、そのためこれが許可漁業として統制すべしとなす見解が、相當以前より論議されて來たのである。而て現下の勞力、資材等の實情は過去の自由なる業者の濫立を許さざる事情にあり、遂に昭和十七年十月二十日農林省令第七十九號を以つて、鯉鮪漁業を届出となすことに決定し、海洋漁業統制の一翼として同漁業は統制の第一歩を踏出すこととなつたのである。次に同漁業届出規則の全文を掲げる。

鯉鮪釣漁業届出規則

第一條 總噸數二十噸以上の漁船を使用する鯉鮪（旗魚を含む）釣漁業者は其の使用する漁船毎に毎年二月末日迄に當該年の四月より翌年三月に至る期間に付漁業別に左の事項を地方長官を經由し農林大臣に届出づべし

- 一 住所氏名
- 二 漁業名稱
- 三 操業豫定區域
- 四 操業豫定期間
- 五 漁業根據地及漁獲物陸揚豫定地
- 六 漁獲物種類及見込數量
- 七 使用漁船の名稱總噸數機關の種類並に馬力及無線電信電話裝備の種類

八 船籍港

- 九 餌料の種類及所要數量
- 十 氷の所要數量
- 十一 漁具の種類及所要資材の種類並に數量
- 十二 燃油の種類及所要數量
- 十三 乗組員數
- 十四 使用漁船を鯉鮪釣漁業以外の漁業に使用する場合は其の漁業の名稱並に操業時期

前項第一號乃至第五號、第七號、第八號、第十一號及第十二號に掲ぐる事項に變更を生じたときは其のときより十日以内其の旨地方長官を經由し農林大臣に届出づべし
 第二條 第一條第一項第三號乃至第五號に掲ぐる事項に付漁業取締上必要あるときは農林大臣變更を命ずることあるべし

第三條 第一條に掲ぐる鯉鮪釣漁業者は毎漁期開始後十日以内左の事項を地方長官を經由し農林大臣に届出づべし

- 一 住所氏名
 - 二 漁業名稱
 - 三 使用漁船の名稱
 - 四 操業開始年月日
 - 五 船長及漁撈長の氏名
- 第四條 第一條に掲ぐる鯉鮪釣漁業者は毎漁期終了後三十日以内に左の事項を地方長官を經由し農林大臣に届出づべし
業務を休止若しは廢止したるとき又同じ

- 一 住所氏名
- 二 漁業名稱
- 三 使用漁船の名稱
- 四 操業區域
- 五 操業期間及航海數

六 漁獲物の陸揚地別及魚種別の數量
七 漁獲總數量が第一條第一項第六號の見込數量に達せざるときは其の事由

- 八 餌料の種類別使用量及購入先
- 九 水の使用量
- 十 漁具資材種類別使用量
- 十一 燃油種類別使用量
- 十二 收支計算書

第五條 第一條、第三條及第四條の規定に依る届出を怠り又は不實の届出を爲したる者は十圓以上百圓以下の過料に處す

附 則

本令は公布の日より之を施行す
昭和十七年度に於ては第一條に掲ぐる届出は十一月末日迄に昭和十八年一月より同年三月に至る期間に付之を爲すべし

第五 水産新體制と水産團體

一 團體統合問題の経緯

水産新體制については、農林省ははじめ團體の運用によつてこれを實現せんとする考へであつたが、企業體制の確立は水産業についてはいまだその必要がなきか、いま直ちに實現困難であると言ふ見解であつた。少くとも團體の統合を完了してのち、これを促進する意圖であつたと思はれる。すなはち「經濟新體制確立要綱」ではその基本方針と共に企業體制ならびに經濟團體について、その大綱を規定してゐるに反し、農林水産業に關しては、別途考慮することとして大綱から除外してゐるが、これと前後して、農林當局案とも言ふべき、農林計畫委員會の農林水産團體部會の成案たる「農林漁業團體統制要綱」(昭和十年十二月二十七日決定)が發表された、それに依ると沿岸漁業の團體は、農業及び林業の團體と共に統合し、特殊漁業(資本制漁業)はこれを別系統の團體として編成せんとするにあつた。これに對し水産業界では、獨立産業としての水産業の有機的一體性を無視するものであり、さらに沿岸漁業を農林業に結び付けることは無用、有害であるとして一般に反對であつた。しかしこの案は、當時のたゞならぬ國際情勢の急變に對處するため、國內の相剋摩擦や論議を極力避けると言ふ方針の下に、遂に他の重要諸法案と共に、第七十六通常議會に提出されなことに決つて、この慌しい年度を終つた。提案は取止めとなかつたが、統合の必要は解消したわけではなく、むしろますますその度を加へて來るばかりであ

るので、強力な統制に代る暫定的措置として、議會を閉じて早々四月、先づ農業協力が設立され、ついで林業協力會の發足を見た。水産協力會については同年七月、農林省主唱の下に、これが結成に關する官民懇談會が催され、沿岸漁業であると資本制漁業であるとを問はず、水産關係各團體の有機的連絡を固くし、その綜合的活動を圖る自主的協力體制を整備せんとする意嚮が表明されたが、その後、これに關して何等の進展を見ぬうち、八月に至り、資本制漁業に關するいはゆる海洋漁業新體制を斷行すると言ふ方針が、突如として農林省から發表された。この發表は水産新體制にとつて多くの意味を藏してゐた。それは、これまでの行き方が石黒（忠篤）行政か、またはその延長であつたのに對して、井野行政への劃然たる切替へであり、水産業全體に亘る綜合的團體組織案の放棄、言ひ換へれば水産統制の二元化への斷案であり、さらにまた、自由不羈にして捕捉し難いと言はれる水産企業に對する、世間一般の豫想を超へた、最初の強力統制への決意であつた。かくてこの方の統制は、企業體制の確立（國策會社化）と言ふ方向に従つて、幾多の迂余曲折を経つ、最近一應の終結を告げるに至り、こゝに水産新體制の一翼が、兎に角にも完成することゝなつたが、沿岸漁業に關しては、これと別の觀點に立ち漁業者團體を整備強化することに依り、その統制機構を立て、行くと言ふ方針が、これまで繰返へし言明されたのであつた。

さて農林漁業團體統合法案は、その後の關係團體及び衆議院に於ける農村議員の、熱心なる運動にもかゝらず、次の昭和十六年度第七十九通常議會にも、再び提出中止となつた。それは、わが國を繞る國際情勢が前年以來さらに險惡の度を加へ、この年の十二月八日、遂にわが國は、國運を賭しての對米英戰爭に突入することゝなつたため、同月二十五日の閣議が、議會々期の短縮と、聖戰目的完遂に直接關係なき法案の提出見合せの方針を

決定して、この案も前年同様の運命を辿るに至つた次第であつた。しかし前後二回に亘る法案不提出の原因が、他にもあることが漸く明らかとなつた。政府部内に於ける意見の不一致がこれであつた。それは市町村に於いて農林漁業團體が強化されるとすれば、地方自治體は相對的に弱體化し、その實を失ふ恐れがある點について、内務行政の立場からの強力な反對であつた。農林省及び農業諸團體の立場としては、これまでのバラバラに孤立した團體を統一し、強化する點にそのねらひがあるのであるから、これはまさに正面衝突と言ふべきであつた。本年も議會前のいはゆる政治季節となつて、農業團體及び農村議員の動きが頗る頻繁になり、また第三回中央協力會議（九月下旬）に於ても、盛んに論議が繰返へされたが、依然として難關はこの點にあつて、目下農林内務兩省間で折衝中であるとの言明があり、ある程度の妥協がついたとの報道もあるが、或は本年もまた、議會不提出に終るのではないかと憂へられてゐて、豫斷を許さぬ状態である。

この間にあつて、水産團體の統合問題は、農林當局案に對する水産業界の反對以來、歴然と別個の渦紋を形成することゝなつた。水産局では、その後沿岸漁業新體制について熱心な研究を遂げた上、漁業統制令（假稱）等を含んだ新體制案を得たと傳へられてゐるが、その内容は今日なほ嚴秘にされ、團體統合に關してさへ、當局の態度は極めて秘密主義で、たゞ、現在の漁業組合の組織を基本とし、漁業組合の系統組織と水産會の系統組織の長所をとり入れたものとしたい、と言ふ程度の極めて抽象的な説明のほかなんら積極的な言明はなく、統合論者をして大いに失望を感じしめたのであつた。何事に對しても實際的な地方に於いては、團體統合の必要性を、身を以つて痛感してゐるだけに、新體制に對する期待は頗る大なるものがあり、中央に於ける手續を待たずして、すでに道府縣の兩機關が實質的な統合を遂げた例もあり、或は役員總辭職の上、新役員の共通化を計り、そのほ

か職員兼任、事務所合併等の措置が講ぜられてゐる例も少くない。しかし同時に、今直ぐにも統合が成るものとして諸般の事務をいたづらに見送り、ひたすらその機会を待つてゐるものがないでもない。中央團體にあつては地方の空気を反映して、全國漁業組合聯合會（全漁聯）に於いてまづ独自の統合案を作成して農林省に提出し、帝國水産會（帝水）でも要項を決定してこれまた當局に建議したが、この年もまた法律化される機会もなく過ぎたことは、前に述べた如くであつた。續いて本年一月、水産局は海洋漁業新體制に屬せざる漁業、いはゆる沿岸漁業の團體の統合に關して、將來その中心となるべき帝水、全漁聯、大日本水産會（大水）の三會の首脳部に對して共同研究を懇願したが、八月末、その成案が當局の手許に進達されたと云ふことである。この案は、恰も水産會と漁業組合との合併案と言ふべきで、あまりに現状になづみ、新體制的な調子の高さが欠けてゐるとする議論が、これら三會の内部にもあつて、さらに大水が單獨で、捉はれぬ立場から別案を練ることとなり、九月末その成案が農林省に上申されたと報ぜられてゐるが、いづれもその内容は、外部に發表されぬためこれを知る由もない。

水産局としては、海洋漁業の新體制がほど發足の見透しがつけば、つぎは沿岸漁業體制に着手する順序ではあるが、いづれにせよ水産團體の統合が成るには、農業團體に關する對内務省との問題が、解決することが先行條件であり、さらに水産當局の携まざる調査研究が、この際一層必要であると思はれる。

二 團體統合の基本問題

以上述べ來つた所によつて、水産新體制として残る問題は沿岸漁業についてであること、沿岸漁業新體制は團

體統合の方法がとられてゐること、また現在の海洋漁業關係の團體は、その統制會社の出現によつて存立の意義を失ふものである限り、逆に團體の統合は今日では沿岸漁業のみに關してゐると言ふことが一應言ひ得るのである。さて團體統合を論ずるに當つて最も根本的な問題は、一に團體それ自身の目的である。目的が確立されてはじめて、その組織機構及び性格等が規定せられると考へられると共に、團體の統合と言ふことは、諸多の團體がこの目的に統一され、再編成されることに外ならぬ、と考へられるからである。かゝるものとしての團體の目的は、今日の場合、國家目的を措いて他になく、また水産新體制（具體的に言へば沿岸漁業新體制）を實現すること以外のものでもないことは、今さら言ふまでもない。

しからば沿岸漁業の新體制とは何であるか。それは第一には沿岸漁業の綜合的計畫化を圖ることである。周知のやうに今日の如く國家總力戦にありては、漁業の經營もその生産手段である資材や勞力の使用も、すべてこれ戰爭完遂のために集中的に奉仕されねばならぬ。言ひ換へれば漁業の經營も資材や勞力の使用も、この國家最高の目的から割出され、恰も國家がすべてのものの經營主の立場に立つて、綜合的能率的にまた重點的に運營して行かねばならぬことは、他の産業部門に於ける事情と全く同様である。また第二にはわが民族力の一基盤としての皇國漁村の確立である。そもそも、國家皇國の興隆は民族力の増強にあり、民族力の増強にはわが民族構造の一要素である郷土の建設が肝要であつて、殊に海洋民族としての側面を代表する漁民の郷土、すなはち漁村の確立こそ、戦時なればなほ一層重要な、國家最高の方策と言はねばならぬ。しかも漁村のための漁村ではなく、皇國のための漁村、皇國の存在を絶対條件とする漁村、皇國そのものである漁村、と見る所に、その眞の在り方があるのである。

團體の目的がかくの如く定立されれば、その構成員の範圍は自ら決められるであらう。すなはち生産計畫の樹立實行のためには、漁業者は言ふに及ばず、養殖業者、漁業権者、漁業勞務者、加工業者（生鮮漁獲物と技術的にもまた時間的にも不離の關係にある加工を業とする者）は當然加入とすべく、さらに郷土の建設のためには、これら以外の漁村居住者の任意加入をも認めねばならぬであらう。またこの團體が政府の意を體し、生産計畫の樹立實行を目的としてその遂行の責任主體となるためには、漁業に關する強力なる指導統制權が、これに附與されねばならぬと共に、必要な資材の配給權が一手に委ねられねばならず、その生産物の處分すなはち配給についても或る行程までは、これにその責任をとらせるのでなければ、いやしくも漁業生産計畫の樹立と實行を完遂することは至難と言はねばならぬ。

かくしてその目的と加入者の範圍が確定され、ついでなすべき事業が決定すれば次の問題は、如何なる機構がこれに適するかと言ふことである。原則としてはやはり行政機構に適合させるため、それに則つて、中央——道府縣——市町村（又は部落）の三段階とすべきであらう。しかし現在、いはゆる經濟行爲の事業に關する限り、やゝもすれば中央の立場からは道府縣團體を、道府縣單位では中央團體を無用視し、または邪魔もの扱ひにする傾きがあり、いづれかゞ強化されれば、他は浮き上る關係にあるため、これらの事業に關する限り、特に道府縣に中央團體の支部を設けることとして道府縣團體に代らしめてはどうかとする試案が一部にある。なほまた漁業及び加工業のうち、一町村の範圍をはみ出し、または一道府縣の區域を越えるものについては別の考慮が必要であらう。これを劃一的に、中央——道府縣——市町村の系統組織の下に他のものと同列に無理やりに押込めることなく、必要な大きさの範圍に於いて別系統の組織をつくらせ（この場合市町村單位の團體にも加入せしめる）

これを基本系統組織に連繫させるか、或は基本系統組織のうちにその部會を設けて、必要な統制を加へることが適當である。これを全然、別個獨立のものとしては、沿岸漁業の総合的計畫化の目的に反し、團體統合の趣旨にももつとることゝはなるが、さりとて餘りに形式的劃一主義に墮することなく、何故に現實の政策がかかるものを沿岸漁業のうちからつぎつぎと引き出しては、個別的統制を行はんとするかを、深く省みなくてはならぬ。

今日まで、團體の組織は民主主義的な方法によつてゐた。個人と組合と聯合會と言ふやうに、團體はあくまで個人を本位とし個人を出発點として、その集合體と言ふ觀念の下に組織せられ、その意志機關は總會にあつて執行機關はその手足に過ぎぬ、とする建前に立つてゐた。沿岸漁業の如き零細にして多數の、しかも技術的にも經濟的にも種々雑多にして、相互に分離しがたい業態を有つ所の企業體（殊に企業體と言ふよりむしろ生活體と見るべき）から成る産業にあつては、これを総合的計畫的に運営するには、どうしても團體の機構によるのでなければ、その實効を収めがたいであらう。このことは、この團體が他の一面に於いて、皇國漁村の確立と言ふ生活共同體の建設の使命を負はされてゐる限り、これを會社または營團の組織によつて、達成せんとするが如きは全く不可能であることから考へても、しかりである。しかし同時に、かゝる老成にして複雑な成員を擁する産業を総合的計畫的に運営するためには、これまでの如く煩雜、愚直なる組織によつてゐるのでは、到底その簡捷と能率化を期することは出來ず、この點にまた會社化、營團化の考へ方の發生する素因が潜むのであるから、こゝに系統組織を貫いて一體的運営をなし得る如く、進んでは系統段階を通じ、そのまゝ一體化する如き組織理念が考へられ、また優秀指導者による指導者原理が、導入されるのである。いづれにせよ、その國家機關的な性格に鑑みて、その役員は出來る限り厳選されねばならぬと共に、これまでの如く民主主義的な選任の方法によつてゐるは

ならず、行政官廳の任命にかゝるものとすべきことは、争ひのない所であらう。殊にこの業界は誘惑の多い利権の巢であり、また利害關係の一層錯雜する團體内部にあつて、これらに超然たらしめるためにもそのことは當然の措置と言はねばならぬ。

以上に於いて極めて粗笨ではあるが團體統合の基本的な問題について、やゝ理論的にこれを概観した。つぎにわれわれは統合の現實の條件について、少しく検討を加へねばならぬ。何故かならば、新體制と言つて無から生ずる天來の福音ではなく、やはり従來の舊い體制を基礎としてこれを素材とした、その發展形態に過ぎぬものであり、また一定の時期を境として、忽焉と舊から新に移ると言ふわけのものでもないからである。この意味で、統合をなさしめる立場にある行政官廳と、統合を受ける立場に立つ團體が、いかなる現状にあるかは極めて重大な問題であるが、果してこれらの現實の動向は、團體統合の基本線に沿つてゐるであらうか。なるほど官廳も團體もその促進について熱意を持ち、さらに成案の研究にも相當の努力を拂つてはゐるであらう。しかしその反面に於いて、例へば官廳では、團體の濫立はもと行政機構のセクト主義に原因してゐるのであるが、今日なほ結果に於いてその分立政策を進めてはゐないか、また團體でも、未だ基礎脆弱で國策遂行の擔當者としての資格に缺くる點が多いにもかゝらず、依然として團體利己主義を固執し、實際面に於いて事の進捗を阻害してゐないか、何よりもまづこれらの點に深い反省が要請されるのである。(津田)

第六 價格統制と水産物價格

一、價格統制の進展

物價統制は、戰時經濟の中心である。一定の物價水準を確保し得ないならば、この面からでも戰時經濟が全面的に崩壊するに至るからである。従つて政府はその對策には夙にこれに腐心し來つたのであるが、その對策の樹て方や、考へ方は戰時經濟統制の進行の度合に應じ、迂餘曲折を経て今日の最高價格公定制に至つたのである。まづ最初の統制方式は軍需資材、生産力擴充資材及び輸出資材の需要を中心とする物資動員計畫を補強するための購買力の統制から初まつた。しかもその間に於て、物の不足と、配給の不圓滑は漸次諸物價を例外なく高騰に導き、且つ民需が極端に壓迫される關係上、物資需給の不均衡は物價昂高の傾向を一層に深めることゝなつたのである。

これに對する應急措置としては、「輸出入品の臨時措置に關する法律」に基づく重要物資の使用製造又は配給統制や販賣制限であり、同じく同法に基づく個々の物に對する最高價格の指定及び、暴利取締令の改正による取締品目の追加と價格表示の強制であつた。ところがこのやうな臨時措置より現實の物價高は先廻るのである。殊に價格政策の理念が當時に於ては、事態の進展に對する見透しを缺いてゐた爲に、統制の中心が、(1)商人の思惑による物資疎通の取締、(2)軍需及生産力擴充關係以外の生活用必需品に及ばなかつたこと、(3)物價の高騰の甚しい

ものを追掛けて、これを事變前物價の水準に復歸させる。以上を中心としてある物價對策では當然、一方を押へれば、それが闇に流れて一方に表れ、更らにこれが他のものの價格高を誘導するといふ状態であり、無計畫に事變前價格の妥當性を強調した結果は、生産費の現實に昂騰した物資は採算上生産を手控へるために生産の減退を來し、そのため闇相場を激發したものの例も少くないのである。この闇の横行は、生産資材の入手の窮屈の度合が深まるに従つて顯著となり、これがため一應價格高による國民生活を壓迫するに至つたのである。

そのため政府に於てはこの經驗に徴して、物價高騰の根本原因は主として物資需給の現實の跛行状態にあるが故に、價格公定によつて生産の減退を來すやうなことの無いやうに適正なる原價計算を價格公定の基礎として、その範圍も國民生活必需品全般に及ぼして徹底した對策を樹立することになつた。しかも從來の統制が物の側面に偏する觀を呈したが、いまでは通貨の膨脹に對する對策、國民購買力の吸收方策を講ずることを焦眉の必要とするに至つたのである。要するに物價統制は財政經濟のあらゆる部面と密接な相互關聯性をもちその綜合的集中表現であるために、その統制のためには、これを大局的に全般に亘つて所管する官制を必要とするに至り、遂に關係物資に於ける夫々の官廳に於ける統制事務の進展と共に十四年六月には商工省外局として物價局が設立され、こゝに於て、夫々部門別に分かれたる價格形成委員會を運用し、物價統制を全般的に總括することとなつたのである。

而して昭和十六年初に於ける商工、農林兩省の行爲の整備改革により、農林畜産水産物、飲食料品及び農林畜水産業専用物資に關する物價統制事務は新設の農林省總務局に於て所管することとなつた。

二、鮮魚介類

協定價格制より公定價格制へ

生活用物品が漸次公定價格の決定を見るに従ひ、當然水産物に於ても價格制の急速なる實現を必至のこととするのであるが、何分水産物はその生産の條件が、常に自然條件の制約を受け、商品としての供給が不定であること、且つ鮮度を維持することが困難であること、産地の事情により、劃一的價格の算出が困難なこと等の事情のため、これが決定が遅れたのであるが、といつて、既にその騰貴が國民生活上問題になるに至つてはこれを放置しておく事は出来ない。そこで、暫定的措置としてまづ協定價格制を採用したのである。即ち協定價格制度は官民協力制度であつて、價格統制令第三條に「商工農業者等の組合其他之に準ずるものが、指定期日の額に代る額を定めて行政官廳の認可を受けた場合は、其の組合其他之に準ずるもの及びその構成員については、その額をもつて指定期日に於ける額と看做す」によるのである。

價格協定團體は法人たる場合ばかりでなく、申合せ團體でも任意組合でも差支がない。水産物においても同じく、原則として系統水産會が認められてゐるが、水産會以外の諸團體も廣く認められてゐた。次で同令實施要項により、全國的なものは中央團體、一地方的なものは地方團體と規定されたが、水産物價格は特に地區的相互關係をもち全國的なものが多いので中央團體の關係する品目の範圍は殆ど全水産物に亘る。しかしこれを中央團體のみに一任しておけば九・一八價格の調査確認だけでも相當の難事業となり、迅速に協定出來ない處がある。そ

ここで止む得ぬ品目だけ中央團體に於て價格の協定をなし、他は各地方において、道府縣水産會が價格協定をなすやうな方針がとられた。また地方の實情によつて緊急の必要があり、中央での協定を待つて居れない場合は、中央で協定した時はそれに従ふといふことを條件として、地方において中央より先に價格協定がなされた場合もある。この協定價格を設定するために、道府縣水産會内に價格協定委員會を作り、漁業組合、水産組合、其他水産業に關する團體の代表表中から専門委員、漁聯又は都市水産會等の役職員中の有識者から選任される一般委員によつて構成される委員會で九・一八價格の状況を調査確認し、大多數の者の販賣した中庸値段を以て協定價格として、水産會長より地方長官に認可を申請する方法がとられたのであるが、協定價格として認可されたものは僅かに鯉節類及び内地賣水産罐詰等であつて、その効果を發揮するに至らなかつた。そこで政府は高騰する魚價に對する抑制政策と配給の圓滑を期することが焦眉の急務となり、官民の協力による價格對策を放棄し強力なる價格統制に乗り出し、まづ防腐性食品たる鹽干魚類海草類より漸次價格公定をみるに至つた。

生鮮魚介類の最高價格は、昭和十五年九月二十一日付を以て、まづ第一回分として七七品種が決定され、更に翌十六年九月五日約百品種を追加し、此處に日常一般に使用される生鮮魚介類の公定價が決定されたのである。勿論この間に部分的改正が二度程行はれたが、第一次生鮮魚介類の價格決定までの經過を述べれば大略次のやうなものである。

價格の水準は昭和十四年の卸賣市場年内相場の高位と中位の平均價格を基準としたが、鮮魚介類の價格は季節的に多分の騰落が豫想されると共に、當時の生産事情からみて單に中値を採らず高位と中値の平均價格を決定したものである。最高價格は特に大衆向魚介類を對象とし七七種、即ち市場出廻りの七割程度で、價格設定上資料

の備はらなかつたものは止むを得ず除外された。そして、原則として、産地、品質、鮮度、季節による最高價格の変更は認めなかつた。これは全國的事情を考へ、更に各地方事情が相當異なるのみでなく、品質と鮮度の區別の如きは識別に甚だ困難であるからである。最初の價格は卸賣と小賣の二段階に分けて價格が設定され、小賣の利潤は、卸賣價格一貫當五圓未滿のものに付ては三割、五圓以上十圓未滿のものは二割五分、十圓以上は二割を基準とし、切身、刺身等は多年東京市に於て實驗研究した比率が參酌された。尙價格は一應全國共通であつたが、實質は主として六大都市を基準にし、生産地たる道府縣に於ては消費市場に到る迄の運賃諸掛、手数料及目減り等を考慮して地方價格が設定された。

鮮魚介最高價格設定の其の後の事情に付いて如何なる變化があつたかについての説明をすると、最高價格設定後一昨年十月頃より消費市場への鮮魚介類の入荷が減少した。これは一部最高價格のないものが非常な高騰をなした結果にもよるが、其れよりも最高價格の範圍内に於て安値を期待されたものが最高價格に密着或は接近して販賣されたからであらう。更に近海物特に瀬戸内海物等の價格が低きに失し沿岸漁民等から生産の減退、漁民生産の困難を來たす等を理由として近海物の値上又は鮮度による區別を實施されたいと強い意見が提出され、生産者販賣價格或は水揚地價格の設定がないため水揚地方に於ても中央價格或は地方價格に接近して取引が爲され此處に配給の不圓滑に拍車をかけた感があつたのである。此の他に魚體處理に關し規定の明確を缺いた點、業務上の實需者に對し販賣する場合の價格の明確を缺いた點、荷造包裝に關する規定を缺いた點、等も配給不圓滑の原因となつた事も否み難い事實であつた。

こゝに於て、鮮魚介の最高價格に付て再検討の必要が強く各方面から主張され初めたのである。一方價格と不

可分の立場にある鮮魚介類の配給制度は昭和十六年四月一日生活必需物資統制令に基づく、鮮魚介類配給統制規則の公布によつて變更が加へられ、鮮魚介の配給を圓滑にならしめ出荷統制が斷行されたのである。

鮮魚介一〇〇種の追加

大體以上の様な事情に於て各方面から寄せられた調査資料陳情意見書等が参酌され、第二次の鮮魚介類の最高価格の改定が進められたのである。この方針を説明すると、先づ陸揚地価格を設定したことで、鮮魚介取引の特殊性よりして、産地価格のみを以て陸揚地価格を抑制し配給の圓滑を期することは出来得ない。従つて鮮魚介配給統制規則に基き陸揚地の指定されたのと呼應し、陸揚地の卸賣價格及小賣價格を設定したのである。右の價格は消費地卸賣價格から運賃諸掛、卸賣市場手数料、歩減、荷造包装費等を考慮し一貫に付、八圓以上のもの、八割七分掛け、三圓以上のもの、八割五分掛け、三圓未満のもの、八割掛けが算出の基準となつた。

斯く算出された陸揚地価格は現在までの地方價格即ち地方長官が各道府縣で指定してゐる最高價格に比して五分乃至一割程度の引下であつた。卸賣市場の手数料の問題も現在までの一割三分が考慮されたが、將來の市場機構問題等を考慮し或る程度壓縮された。更に重要なことは品目の追加である。即ち從來の最高價格は約七七品種であつたが、第二次は約一〇〇品種の魚介を追加し、これによつて通常市場に出廻るものゝ殆ど全部に最高價格が設定されたもので、これを品目について云ふと約九〇%、取扱數量から見ると九八%、取扱金額から算すると約九九%に及ぶのである。此處に注意を要することは、追加の品目は現在價格に比して二分乃至三分の二の引下となつてゐるが、従前からの品目に比較した場合必ずしも割安でないといふことである。

地方價格についてはこれも一應中央で指定した。從來の最高價格は先に言つた如く形式上全國の價格として、産地たる道府縣では運賃諸掛手数料等を控除し、地方長官が最高價格を指定する事になつてゐたが、陸揚地價格を設定すると共に、陸揚地價格と大消費地價格との關係から大消費地即ち指定消費地の價格を基準として一貫に付八圓以上のもの、九割四分掛、三圓以上のもの、九割二分掛、三圓未満のもの、九割掛けと算出し、所謂地方價格は指定外消費價格となつてゐるものも一應指定された。

更に品種箇々についてみれば若干の魚介類が價格凹凸が是正された。うるめいわしは他の魚介類との價格均衡から見ると高値にあるので一割三分、淺網は一割二分、秋刀魚は八分程度、鮪、鰹も漁業との關係から實質的に多少の値下げを行つた。反對に近海物、特に關西地方産出の魚介類は若干の値上げとなつた。これは從來の最高價格設定の時前記地方の事情を深く考慮しなかつたので、今回は同地方の事情を加味して魚介類の價格均衡を圖る意味から若干の魚種に一割乃至二割程度の値上げを斷行したものである。又、鰯、真鱈及真鱈等は食用魚種として特に重要であり、之が確保は絶対に必要である爲に、今回の陸揚地價格を從來の地方價格に比して著しく低下せしめない様に卸賣價格に於て一割乃至一割五分程度價格を引上げが行はれた。

さらに從來の最高價格小賣利益率が調整され一般の魚介類に付ては三〇%の利益率を据置く事にし、比較的高値のものと大衆向魚種及び漬物等は特別の利益率とされたのであつた。尙、切身の歩留については最高價格の設定後、變化を來したので、まぐろの切身の定義を明確にし其他の魚介類についても全面的に歩留率を改定された。又刺身の價格は從來切身と同様に各種に従つて歩留をきめ各別の價格であつたが、これは全面的に整理され一人前二〇匁以上四〇錢と二五錢の二本に決定したのである。

鮮魚價格について季節、魚體の大小、産地別の格差は従来の魚介類取引の實情から見て、これを全體的に統一することは極めて困難であつたが、格差の統一は魚介類の配給統制から云つても漁業生産の擴充を期する上からみても必要であつた。併し原則的には格差を認めず、たゞ鯖、きはだの季節格差、鯖及びあはびの大小別の格差を認めることに止め、亦鮮度の格差は全く廢止された。

更らに大口需者に對する販賣價格又荷造包裝費は及ぶ限り明確にし、大口需者に對する販賣價格は卸賣價格を原則とすることになし、一方荷造包裝費は加算し得る場合と然らざる場合に區別し、桶樽等の場合も明かに定めた。又鮮魚介類の價格と、加工品の價格との關係については陸揚地の價格を設定したので、配給の統制と共に加工品方面に對する鮮魚介類の供給にも相當寄與出來ると考へられる。次に運賃諸掛と生産者販賣價格のことであるが、陸揚地から消費地へ輸送する運賃諸掛は同じ陸揚地間内、又は消費地間の運賃諸掛について規定を明確にし、小賣業者については特に大衆向魚介類に利益率を多くして、消費者迄届ける場合にも其の利益の範圍内で賄ふやうに陸揚地の卸賣業者の販賣價格を定むることとし、生産者が、これ等業者に對する販賣價格は卸賣の範圍内なることを明かにすると共に仲賣の場合は陸揚地の卸賣價格から一割引と決められた。

最後にこの改正の配給事情への影響であるが、この改正は配給統制と密接な關係を以て立案され陸揚地價格を抑制し、産地各地方の價格を指定、小賣業者の利益を相當考慮して、生産者價格を著しく抑制しなかつたことである。更に、特殊需要者に對して販賣價格を抑制したこと、荷造包裝等の諸掛につき考慮をなしたので、現に實施中の配給統制と共に鮮魚介類の配給圓滑化の基礎となつたことは認めなくてはならぬ。

三、鹽干魚介藻及び罐詰

既に述べたやうに水産物の配給並に價格統制はその統制技術が最も困難であるとされてゐたのであるが、いつてこれを不可能として放置することは戰時統制の建前上許さるべきことでない。そこで當然の措置として、まづ鹽乾魚や海藻類のやうに比較的腐敗性ならざるものから手をつけるといふことになるのは自然の理である。鹽乾魚類は昭和十五年四月五日に農林省商工省告示第九號を以つて鹽鮭及鹽鱒の生産者、一手販賣業者、特約店、卸賣業者、小賣業者の五段階の價格公定をみたが、之が水産物公價の初である。次いで昭和十五年八月三十日「するめいか」を初め百五十八種のものゝ生産者、元卸賣業者、卸賣業者、小賣業者の三段階の最高販賣價格が決定された。その後この兩品目共に數度の改正をみ、殊に後者は今日まで（九月十一日）に十二回に及ぶ改正をみており、これに包括される品種も素乾品十三種、煮乾品二十八種、鹽乾品三十二種、櫻乾品二十一種、鹽藏品三十五種、凍乾品一種、燻製品五種、監辛、煉うに等十五種、削刻品等十二種、漬物三十種の計百九十二種と増加してゐるのである。さらに乾製品としては乾貝柱、乾藤子、海苔及び乾鮑の主として支那向輸出に當られてゐた商品が昭和十五年十二月十一日を以つて公定され、節類價格は昭和十五年十二月二十七日に決定をみその後、四回の改正をみたが、これは最初の價格より全體に稍値上げとなつてゐる。

海藻類にあつては、乾海苔及曬海苔が、前者は卸賣業者と小賣業者價格の二本建て、後者は製造業者、卸賣業者、小賣業者價格の三段階で昭和十五年四月八日に公定されたのを手初めに、昆布が續いて昭和十五年九月二十四日に卸賣小賣の二段價格で公定をされた、この外「わかめ」や青板や佃煮類や調味噌等が順次公定價格として

決定されたのである。

水産罐詰類は昭和十六年十二月十八日農畜産罐詰と共に公定されたが、その時の品種は十四種で價格段階は共販機關價格、卸賣業者價格、小賣業者價格に分けられてあつたが、昭和十七年四月四日の改正によつて、二十七種七十罐型に増加したのである。罐詰類は海苔佃煮罐詰が十五年七月二十七日に公定され、食料品罐詰として、水産獸肉六種、魚類三十三種（罐型價格九十三種）調味噌や混合煮等の各種罐詰が十五種（五十五罐型）、貝類が十八種（八十一罐型）の價格公定が昭和十六年一月十八日、公布されたのである。その他魚肉エキスや液體調味料も夫々の公定をみた。

四、非食品

水産製造部門における非食品とは、魚粕及び魚粉、魚鯨油等であるが、これはその用途は夫々異なるのであるがその製造工程が一系列であるので、常に同一範疇の物として扱はれてゐる。而してこれらのものゝ價格に於ける法的な取扱ひは、魚油の場合は價格等統制令第七條の規定によつて、その價格が決定し、魚粕及び魚粉は肥料配給統制規則第十一條の規定によるのである。

言ふまでもなく肥料の價格並にその配給の良否は、農業經營經濟上に重大な關係をもつのみならず、一般物價の根底をなす關係上物價政策上早くより問題になり、その對策は殊に慎重を期してゐた。支那事變以來農村の人力並に畜力の減少によつて、自給肥料は生産減退を來してゐる上に硫酸、加里鹽其他の肥料や燐礦石等の肥料原料は船腹の不足と爲替管理によつて、著しく不安な状態になつた。このことは肥料取引が商人によつて行はれて

ゐる關係上賣惜みや、思惑買を誘發し、或は又原材料價格の騰貴のため肥料價格の吊上げの諸手段が商人によつて行はれ、肥料不足からする農民側の買ひ焦りも價格昂騰に一層拍車を掛ける状態となつた、政府は急遽これが對策を立案の必要を痛感し臨時肥料配給法を制定して、肥料價格の指導的地位にある硫酸の配給をまづ統制し、漸次爾餘の肥料に統制の手を加へるに至つた。

更らに歐洲戰亂の勃發はわが國の化學肥料事情を一層困難にすると共に、販賣肥料として重要な地位を占めてゐる大豆粕及び鰹粕等の有機肥料も、これに連れて配給の不圓滑と價格の高騰は顯著となり、化學肥料と同様に配給割當を行ふの必要が認められ初めた。そこで政府は昭和十四年十二月に有機肥糧配給株式會社を設立して、大豆油粕及び鰹搾粕の統制を翌十五年二月より開始したのである。これと共に商人操作によつて高騰してゐる價格を一定の限度に釘付けするために、鰹搾粕に於ては十五年四月四日付を以つて朝鮮及び内地産を四等級に分割して價格指定をなしたのである。更らに鰹搾粕飼練其他の魚肥に就いては同年八月を以つて價格公定を行ひ、更に海産動物を原料とする粉末肥料の販賣價格は同年十月にこれが公定をなし、配給統制機構の確立と相俟つて肥料事情の好轉に努めたのである。

而して、魚粕に於ける配給機構としては日本油肥販賣會社が設立されてこれが全國一圓の集荷機構となつて、配給系統も整備されたので、前記の三つに分割されてゐたものと統合して昭和十六年十一月八日に水産動物質肥料として、二十品目に分けこれが價格は各府縣水産製品検査所の検査合格等級を基準として総合的に適正化されたのである。更に肥料としては干鰹及び干鰹粉末價格が昭和十五年七月に公定され、骨粉、鰹粕、海獸肉粕も同年十一月十九日に窒素、燒礮の含有成分量に應じて價格が決定されたのである。

魚油は前述のやうに同一系統の工程から製出されても、その用途は油脂工業原料として使用されるので、取扱法規を別にし、鯧油及鯧油は昭和十五年六月價格等統制令によつてまづ一、二、三等及び等外に別けて、産地工場渡し、産地驛出、實需者最寄驛の三段階の價格が決定した。さらに同年九月には鯧油と鯧油を除く魚油と、海豚、海豹、海驢、其他の鯨を除く海獸油の價格が鯧油を同様の等級と段階を以つて公定されたのである。以上で一應水産關係價格統制について概観したのであるが、次に現行の公定價格下にある品種の一覽、及びその公布改正の告示番號表を添付して、全貌を知るの榮としやう。

現行公價施行種目一覽

品目	公 布		最近改正	
	年	月	年	月
鮮魚	二五	九	二七	三
冷凍魚	二五	二	二七	三
食用魚	二五	三	二七	三
鹽干魚	二五	八	二七	九
乾貝柱、乾藤子	二五	三	二七	三
海參、鮑、鱈	二六	七	二六	一〇
節類	二五	三	二七	九
佃煮調味噌	二六	三	二七	七
食用煉製品	二七	四	二七	七
青板	二五	四	二七	七
魚粉フリカケ食	二六	八	二六	一〇
和布製品	二六	五	二六	一〇
和布製品	二六	九	二六	一〇
魚肉エキ	二六	一	二六	一〇
品目	年	月	年	月
液體調味料	二六	三	二六	三
食料罐詰	二六	三	二六	三
食料罐詰	二六	三	二六	三
食料罐詰	二六	三	二六	三
海苔佃煮罐詰	二五	七	二五	七
昆布	二五	九	二五	九
乾海苔及燒海苔	二五	三	二五	三
青海苔及アオサ	二五	三	二五	三
精製魚油	二六	六	二六	六
鯧油	二五	六	二五	六
魚油海獸油	二五	九	二五	九
水産動物質肥料	二六	二	二六	二
干鯧干鯧粉末	二五	七	二五	七
骨粉鯧粕、海獸肉粕	二五	二	二五	二
鯧油、助宗油	二七	三	二七	三

第七 配給統制と其の機構

一、鮮魚介

配給混亂と對策

從來、水産物は動物性蛋白の給源として相當高く評價さるべきであつたにも拘らず、國民食糧としての意義は必ずしも妥當なるものでなかつた。しかるに支那事變以來一般的に食糧問題が再検討され且獸肉資源に乏しいわが國の現状よりして、國民營養の保持上水産物の必要性が急に再認識され初め、その供給如何が戰爭完遂上に或は人的資源培養上に齎らす關係の重大なることが強調さるゝに至つた。ところが、わが國はその地理的環境からして隨時容易にしかも豊富に水産物の供給を受ける關係上これが配給上の操作については、局部的に問題にされることはあつても國民經濟上政策として國家が採り上げて検討するといふやうなことはなかつた、が事變以來資材勞力の不足を初め各種の生産條件の悪化に伴ひ漁獲は減少し、價格の昂騰するに従つて、配給機構の複雑と相俟つて、魚類配給は極度の混亂を示すに至つたのである。

最初に配給機構の改革を要請に至つたことは出廻りの悪化に基因すること右の通りであるが、改革案が唱へら

れ初めたのは、必ずしも物の側からばかりでなく、漁業組合の経済的進出に伴ひ、生産者擁護理念からする商業機構の改善といふ形をとつて問題は提示された。所謂全漁聯の市場進出がこれである。全漁聯が代表する生産側の意向としては、生産者を中心とする卸賣部門までの一元統制により中間の利潤を排除し、将来は需給を連結しやうとするにあるが、これに對しては既存の市場側から猛烈な反対意見が展開されたことはいふまでもない。かゝるうちにも、時局は配給調整の必要性を日一日と高めて行き、生産者側と配給業者側との對立をその儘にしておくことは對策上當を得たものではない。そこで商工省は第七十五議會に生鮮食料品配給統制法案を上提し、法案の通過を待つて、配給機構の整備を一機に解決しやうとしたのであるが、農林省、商工省及び企畫院の關係官廳に於て意見の一致をみず遂に、魚類配給對策は混亂の儘に持ち越されることになつた。

その後にも、生産者側からと市場業者側の双方から夫々の案が提示されたが、何れも具體化せず、全漁聯は農林省の支持を得て東京及び大阪に独自の市場進出を試みた。しかしこの頃の配給機構改革は、現在のやうな國民食糧の普遍的配給の意義といふよりも、むしろ「魚價は高過ぎる、若し中間利潤を排除するならば適當な價格で消費者に配給出来る」といふ魚類價格騰貴の現實が機構問題に結論を求めたやうな形を示してゐる。

價格の方は昭和十五年九月にも角にも一應、從來困難とされた鮮魚介類にも公定價格制を斷行し、爰に配給機構の問題は政府の價格を十全に遂行するためにも早急に何らかの解決を要することとなり、商工、農林行政の調整によつて食糧配給機構の管轄が農林省に移管されたのを機會に農林省は遂に十六年四月一日に農林省令第十四號を以つて鮮魚介配給規則を公布し、配給問題に一應の終止符を打つこととなつた。この間の経過については本年報第四、五輯に詳細に検討してゐるから、これには觸れないがその要點を摘記すると、指定消費地を全國を

京濱、京阪神、中京、關門の四大ブロックに分けて消費地毎に配給統制協會を組織する。而して生産者の供出は全國に陸上地を指定して出荷を統制する。即ち出荷と配給を計畫することによつて、配給経路を明確にし、從來の配給機構の合理化を圖り以つて鮮魚介類の圓滑適正な配給を期せんとしたものである。

而して大東亞戰爭の勃發は、從來の生産者と商人の對立を克服し、兩者の自覺は國家の政策に協力するといふところまで高められ、更らに政府の魚價對策も昭和十六年九月に改正されて、今日に於ては一般食膳に供さるゝ魚類の全部を網羅し、その後も逐時實情に即應する改正が行はれんとするらしいが、併し、なんといつても以上は配給問題の根本義から云へば飽くまで戰時緊急の對象たるに止まり、より根本的な改革は今後に殘されてゐると云ふべきであらう。

配給機構の實狀

鮮魚配給統制規則の目的とするところは、前述したやうに、陸揚地より消費市場及び小賣人に至るまでの経路に從つて計畫的に配給することである。而して現實の統制は各陸揚地の鮮魚介出荷統制組合消費地の魚類配給統制協會の自主的組織を中心に行はれる。即ち全國の主要陸揚地を指定し、その指定地に陸揚げされた鮮魚介類は原則として總て指定の集荷場に搬入せしめ出荷統制組合が出荷計畫を樹て、それに基づき漁業組合、産地仲買人等が統制組合の指圖に從つて各地へ出荷する。出荷計畫は一年の四半期毎に樹てられ、陸揚せらるべきものに付月別仕向地別出荷數量を決定する。出荷先は主要消費地宛のもの、他道府縣宛のもの及地元消費のものに區別せられてゐる。農林省は各地への供給が均衡を保つ様に過去三年間の出荷実績を參考の基礎として、査定してその計畫

を承認する。現在函館市、戸畑市を初め全国に百十一ヶ所の指定陸揚地があり、その陸揚高は全陸揚高の七割程を占める。尙指定消費地域に直接搬入せられる鮮魚介に付ては漁業者、仲買業者等の搬入者を以て運搬船統制組合を組織せしめ、出荷統制組合と同様の統制を實施してをり、現在全国の主要冷蔵業者と遠洋漁船を以て組織する日本冷蔵運搬船統制組合、京濱地區に直接搬入する京濱魚類運搬船統制組合を初め、十七個の組合が整備せられてゐる。尙出荷計畫は魚種別に設定するがこれは魚類の大物、惣菜物、上物、漬物及び章魚、柔魚類、蝦蟹類、貝類の七種類に分類されてゐるのである。

主要消費地たる京濱（東京市、川崎市、横濱市、市川市、船橋市）中京（名古屋市）京阪神（大津市、京都市、吹田市、布施市、大阪市、堺市、池田市、豊中市、岸和田市、尼ヶ崎市、伊丹市、西宮市、蘆屋市、神戸市、明石市、外兵庫川邊郡、兵庫郡、明石郡中十九町村）關門（下關市、門司市、小倉市、戸畑市、八幡市、若松市、福岡市、直方市、飯塚市、伊田町）の四地方は指定消費地域とし、該地域に入荷せられる鮮魚介は原則としてすべて指定の市場に集め、賣買業者を以て組織せられた魚類配給統制協議會が荷受して、配給計畫を樹て協會の指圖により配給を實施せしめてゐる。配給計畫は出荷計畫と同様、一年の四半期毎に樹て、家庭用、特別消費用、加工用及び業務用の用途別に數量を決定してゐる。かくして指定消費市場外に於ける取引を禁ずるとともに、小賣業者及業務用消費者が直接産地に行へて買付けることも禁じてある。指定消費地域内の鮮魚介は指定消費市場から配給せられることになつてゐる。

以上は主要陸揚地、主要消費地に付ての出荷並に配給の統制であり、農林省で總括的に統制を指導監督してゐるのであるが、これらの外相當重要な陸揚地及消費地があり、それらに付ては各府縣に於て農林省の方針に従ひ

右同様の統制を行つてゐるのである。而して配給統制を實施するに當ては從來の組織乃至設備を可及的に利用する建前を採り、出荷地に於ては漁業組合の共同販賣所或は産地魚市場等を集荷場として指定し、又消費地に於ける配給は從來の市場中心に之を行ふことになつてゐるのである。併し從來の配給組織乃至市場の機構は複雑であり、規則の運用上改善し合理化せねばならぬものがある。配給統制規則の實施とともに現在中央市場の所謂公益的配給機能は喪失したかの觀があり、仲買人制度は殆んど廢止せられたも同様の結果となり市井の小賣人にしても配給登録制の實施によつて相當の整理を必要とすることは明かとなつたし、要するに魚類取引方法の全般に亘つて相當つき込んだ改善が必要である。殊に市場に入荷せられるものは配給協會が一括して荷受し、又手数料はプール計算を行ふ等の改善の必要が痛感せられてゐる。又鮮魚介の出荷に付ては政府は出来るだけ生産者團體を中心に考へ、漁業組合員の共同出荷、鮮度保持に注意を拂ひ漁業組合の冷蔵庫、荷捌所の設備改善には助成し、輸送には指定の容器水量の使用の勵行を圖る等主要陸揚地に係官を派遣して出荷配給の處理改善の現地指導に努めて配給に當つては各方面への供給が均衡を保つ様に留意し、過ぐる冬季の如く入荷量が減少したやうな場合には、入荷量に従つて用途別の割當基準を指示し、特に家庭用配給の確保を圖つてゐるが、幸ひにも最近に於ては油の特配等により漁獲も増し消費市場への入荷量も相當の増加を見てゐるやうである。

二、鹽干魚・介・藻類

生産と配給機構の特性

鹽乾魚介及び藻類は生鮮魚介や冷凍魚介と共に水産日本の重要な國民食糧たるの意義を擔つて來たのであるが、鮮魚に比べて相當長期の貯蔵に堪へそれだけ鮮魚より適確なる統制を爲し得る鹽干魚類が、計畫經濟建設の現在及び將來に於て特に其の重要性を増すべきことは、國民體力増強のための營養食糧補給の確保・増進の必要、殊に内奥地農村住民の近年の體位低下の傾向が其の動物性蛋白質補給の不足を一因としてゐると立論されてゐる所に鑑みても明らかである。比較的低廉にして而も大量を容易に配給し得る鹽乾魚介類を補給するの必要は、獨り農山村に限らず軍需工業其他工業に従事するの労働者を始め、都市住民中比較的少額所得の階層に在る大衆にとつても緊要視さるべき問題である。従つて、鹽乾魚介及び藻類の配給について最も合理的な機構を速かに確立すべきことは、我が國經濟新體制の進展に伴ふ必然的の要請として早くから識者の間において論議を重ねて來たところであるが、何分我が國の鹽乾魚介藻類の生産事情は鹽藏鮭鱒の様に比較的大規模の資本的漁業會社の生産するものを除いては、その殆どが經營規模の矮小な多數の製造業者によつて分散的に生産せられており、しかも其の生産は地域的には北海道その他少數の府縣に大量集中してゐるが、全體として見れば全國各府縣の沿海町村に分布してゐるのである。各地の鹽乾魚介藻類の生産時期は其の原料魚介藻類の漁業生産と共に自然的に定まり、生産は季節的に倚偏してゐる。このやうに依存してゐることは、原料供給の恒常性、安定性、確實性を期待し難いことを意味する。従つて其の生産量も自然不定不確實たらざるを得ない點は、我が國鹽乾魚介藻類の生産・供給の特徴を成し、生産が小規模分散的たるに對し、消費も亦小口分散的であり、其の配給組織にも一の特殊な事情を醸成してゐるのである。

現在迄の鹽干魚介、海藻類が生産者から、需要者に渡される迄の過程は多種多様の鹽乾魚介藻類を種類別・銘

柄別に取揃へられ、生産者の生産物を順次に産地買集商から問屋へ、而して中央問屋へと集められて、次ぎに中央の市場から大問屋、卸、小賣と順次に分荷しつゝ、之を多數の消費者に配分して行くのである。このやうに配給過程は數段の中間段階を有つ蒐集過程と分散過程とから成つてゐるのであるが、北洋の鹽藏鮭鱒の如く大漁業會社が大量に生産するものは、前段の蒐集過程が省略され、又軍需充足の如く一手に大量に配分する場合には後段の分散過程を必要としない。とも角、このやうな従來の商習慣の複雑多岐な状態は、一舉に之れを統制にまで中々行かず一般に鮮魚類より統制が容易だと思はれる鹽干魚の統制が逆に遅れるといふ次第となつた。併しその間にも物の不足と闇の横行等、配給の不圓滑な状態は社會問題化の傾向を帯びつゝあつた。

といつて、海産物の配給統制が全然手つかずに放置されてゐたわけではない。既に輸出海産物の蒐集販賣については昭和十四年八月以降日本海産物販賣會社に一元統制されてゐた、北洋產鹽鮭鱒についても昭和十六年六月に日本鮭鱒配給株式會社が設立されて一元販賣機關となり、和布、昆布、海苔、天草等海藻については全漁聯の手によつて統制集荷され、蒲鉾、焼竹輪等にもそれ／＼統制組合が出来る等公定價格政策の進展に伴つて、配給上の統制も漸く著につき初めつゝあつた。そこで政府は地方事情や公價政策等の經驗を基礎として昭和十七年一月七日農林省令第一號を以つて水産物配給統制規則を公布し重要品目から逐次統制を實施することになつたのである。

新配給機構の概要

水産物配給統制規則は總動員法に基づく物資統制令の規定に準據せるもので各品種毎に統制機關を設置し、之

をして計畫配給を行はしめようとするのであるが、數多い鹽干物を一括し全國一樣に統制することは困難であり又その必要もないので生産並消費からみて主要なものを中央に於て統制し、他のものは地方に於て必要に應じ實情に即して統制を行ふといふ建前を持つてゐる。中央に於て統制するものは鹽鮭鱒、燒竹輪、乾海苔、燒海苔、寒天、寒天原藻、鰹節類、昆布柔魚製品、鱈製品（助宗を含む）鱈製品及削節である。此の規則は一般水産物に付生産者から消費者の手に合理的な過程に於て、圓滑に配給を行ふことを目的とするが、以上の中央統制品目はその需給状態よりみて全國的に重要であり、又非常時貯蔵及軍需に應ずる爲にも中央に於て直接統制する必要のあるものである。而してこれらの品目に付ては規則の圓滑なる運用を爲し得る様、集荷並配給の組織を全國的に合理的に整備せねばならぬ。が、取敢ず既に設立されてゐる北洋産鹽鮭鱒、燒竹輪、海苔等の出荷統制機關は統制規則第三條の規定による統制機關として指定されるのであるが、その他の品目についても出来るだけ既存の機關を合理化して活用する方針で、假へば天草の如く全漁聯が全國の生産の全部を集荷してゐる様な場合は、全漁聯をして第三條の統制機關として指定し、その他の品目についても同様の方針がとられたのである。

現在統制機關として指定されてゐる配給統制組合は、統制機關が指圖して配給を行はしめるものとして、燒竹輪（全國燒竹輪輸出統制組合）燒海苔（日本乾海苔加工工業組合聯合會）であり、統制機關が買取販賣を行ふものは、北洋産鹽鮭鱒（日本鮭鱒配給株式會社）乾海苔（全國海苔配給統制組合）寒天（日本寒天統制株式會社）寒天原藻（全國漁業組合聯合會）鰹節類（全國鰹節類統制組合）昆布、鰹製品（日本海産物配給株式會社）等である。これらの統制機關は夫々配給協議會議の議を経て内地消費向、輸移出向、特殊需要者向及加工向別に、内地消費に付ては更に地域別、月別の配給計畫を樹て農林大臣の承認を得て配給を行ふのである。

主要消費地域への配給については鮮魚の場合と同様地域を指定し、指定消費地域となし、同地域の卸賣業者を以て荷受組合を組織せしめ之に荷受せしめることとし、指定消費地域以外は原則として府縣單位の海産物卸商業組合を活用して之に荷受せしむる方針であり又農山村への配給に付ては産業組合系統機關の利用をも考慮してゐる。而して指定消費地域は、大體六大都市が中心となるべきも鮮魚介とはや、趣を異にしてゐるので、鮮魚介のそれとは必ずしも一致せず目下地域の範圍、荷受機關の取扱品目に付考慮中であり、近く指定の見込である。尙水産物は從來配給形態が必ずしも一樣ではないので、從來特殊な配給組織乃至徑路をなしてゐたものは、それに即應して荷受組合も考へてゆく方針である。以上の諸品目は水産物の第一次製品で佃煮、昆布再加工品等第二次加工品は夫々適當なる團體をして統制を行はしむる方針の如くである。

水産物配給統制規則

- 第一條 物資統制令に依る水産物の配給統制に付ては別に定むるものを除くの外本則の定むる所に依る
- 第二條 本則に於て水産物とは魚介藻類及其の加工品（鹽詰罐詰を除く）並に鮮魚配給統制規則第二條の鮮魚介以外の魚介藻類にして食用に供せらるるものを謂ふ
- 第三條 農林大臣水産物の需給調整上必要ありと認むるときは水産物の種類を定め其の指定する者（以下統制機關と稱す）に對し當該水産物の配給に關する計畫の設定を命ずることあるべし
- 統制機關前項の規定に依り命令を受けたるときは同項の計畫に付き農林大臣の承認を受くべし
- 第四條 統制機關前條第二項の承認を受けたるときは當該計畫に基き水産物の生産（加工を含む以下同じ）又は配給を業とする者に對し水産物の販賣其他配給に關し必要な指圖を爲すべし
- 水産物の生産、取扱又は配給を業とする者前項の指圖を受けたるときは之れに従ふべし
- 第五條 農林大臣の指定する水産物の生産又は移入を業とする者は特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合を

除くの外其の生産又は移入に係る水産物を統制機關以外の者に譲渡することを得ず、但し農林大臣の指定する者に譲渡する場合は此の限りにあらず

第六條 農林大臣水産物の配給統制上特に必要ありと認むるときは其の定むる資格を有する者に對し買入を爲すべき水産物の種類、數量、買入期間其他買入に關し必要なる命令を爲すことあるべし

水産物の生産者若しくは販賣の目的を以て水産物を所有し若しくは占有する者又は之等の者の團體は其の所有し又は占有する當該水産物に付き前項の規定に依る命令を受けたる者より價格等統制令第七條の規定に依り定むる最高販賣價格に依る買入の申込ありたるときは其の申込に應じ之れを賣渡すべし

第七條 農林大臣の指定する物品の生産を業とする者は特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合を除くの外統制機關又は農林大臣の指定する者より買受けたるものに非ざれば農林大臣の指定する水産物を當該物品の原料又は材料として使用することを得ず

第八條 農林大臣水産物の配給統制上必要ありと認むるときは水産物の種類を定め農林大臣の指定する地域(以下指定消費地域と稱す)に於ける荷受機關を指定することあるべし前項の指定を受けたる荷受機關(以下、指定荷受機關と稱す)は當該水産物の配給に關する計畫を定むべし

第三條第一項及第四條の規定は第一項の規定に依る指定ありたる場合に之を準用す

第九條 指定消費地域内に於て生産せられたる前條の水産物を販賣する者は當該指定消費地域の地方長官の許可を受けたる場合を除くの外其の搬入し又は販賣する水産物を當該指定消費地域に付農林大臣の指定したる荷受機關以外の者に譲渡することを不得

第十條 業務上水産物の使用若しくは消費を爲す者又は其の團體にして指定消費地域内に住所居所、營業所、事業場又は事務所を有するものは特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合を除くの外當該指定消費地域内に所在する水産物の販賣を爲す者の販賣場以外より當該指定消費地域内に於て使用し又は消費する水産物を買受くる(豫入の委託を爲す場合を含む以下同じ)ことを得ず

第十一條 地方長官水産物の配給統制上必要ありと認むるときは指定荷受機關より水産物の買受を爲すことを得る者を指定し又は當該指定消費地域に於て水産物の小賣を爲す者に對し水産物の配給先、配給數量又は配給方法に關し一般的に必要なる命令を爲すことを得

第十二條 農林大臣又は地方長官水産物の配給統制上必要ありと認むるときは物資統制令第二條、第三條、第九條乃至第十一條又は第十五條に基き左に掲ぐる者又は其の團體に對し水産物の生産、譲渡、譲受、寄託、保有、移動、保管

使用又は消費に關し一般的に必要な事項を命じ又は制限若しくは禁止を爲すことを得

- 一、水産物の生産を業とする者
- 二、水産物の販賣其他配給を業とする者
- 三、水産物の移出若しくは輸出を業とする者又は移入若しくは輸入を業とする者
- 四、業務上水産物の使用又は消費を爲す者

五、水産物の保管を業とする者

尙輸出向海産物五品目の統制機關であつた日本海産物販賣會社は國際情勢の變化による水産物輸出の途絶に對應するため、従來の昆布、乾鮑、貝柱、海老及び鹽鮭鱒の輸出向取扱ひを廢止し、漁組系統及び資本的生産會社の他に、昆布、柔魚製品の元卸業者の團體である函館の日本錫配給組合、函館乾錫販賣組合、日本昆布海藻配給組合と下關の關西錫販賣組合を新たに株主として日本海産物配給株式會社全額拂込に改組し、前記の水産物配給統制規則に基づく指定機關として昆布及び柔魚製品の買取保蔵及び計畫配給をなすことになつたのである。

三、鹽、罐詰

罐詰の生産及び配給統制

我邦に於ける罐詰産業は従來輸出及軍需産業として發達し、支那事變勃發以來重要輸出品として外貨の獲得に貢獻して來たのであるが、其後歐洲大戰の勃發及び其後の國際情勢の激變に伴ひ我邦の對外貿易は重大變革を招來することとなつた。殊に大東亞戰爭の勃發は罐詰の輸出産業としての意義を殆んど喪失する結果となつたので

京都十一、大阪二十、神戸七、下關六、北九州十七の卸賣業者である。前述のやうに配給組合は、統制會から買取つたものを次の段階、即ち區別の配給所（東京では共同保管所と稱す）へ流す役割を擔當してゐるが、東京には配給組合の下に共同保管所（最終卸賣業）者があり、保管所の下に配給所（指定小賣業者）があつて四段階となつてゐるが東京以外では配給組合から直接配給所となる三段階となつてゐる處もある。

罐詰統制會社の發足

從來罐詰の配給機構は共販機關の統合といふ形に於て直接生産者との連關についてのみ考へられて來たのであるが、既に罐詰の配給系統は前述の如く戰時下食糧の流通といふ大目的に歸一されて終つては、從來の生産者の同利益のための販賣手段といふ觀念は抹殺され、こゝに新らしき性格と使命をもつ一元的販賣統制會社の設立に共つて政府は新らしい方策の樹立に着手し初めたのである。即ち重要産業團體令による統制會を設置し、その下に實行機關として、既存の統制機關たる日本農産罐詰共販株式會社（資本金壹百萬圓）、水産罐詰販賣會社（五百萬圓）、全購聯柑橋部、蜜柑罐詰工聯を全部併合せしめて、新しく日本罐詰統制會社を設立せしめることとなつたのである。

從來でも共販會社の合同が鮭鱒生活と蟹罐詰を除外して進行してゐたと同様に、今度の場合も鮭鱒、蟹罐詰を除いた全水産罐詰、農産罐詰、蜜柑罐詰等の分立的統制機關を解體し、其の事業一切を繼承し、一元的に罐詰産業の統制を行ふ事になつたのである。而して十六年十月二十二日官民合同協議會を開催して大綱を決定し、江副元三、角野七藏（以上水産共販）、鍋島熊造（水産組合）岡田只雄、濱口文二（以上農産共販）、植田朋八（蜜柑工

聯）植原覺（三菱）、平田周一郎（三井）、飯岡清雄（全購販聯）、松下高（製罐工組）、阿部三虎（罐工聯）の十一氏が準備委員となつて今回準備を進め、十二月二十九日には政府の設立認可があり、星野佐紀氏が發起人代表となつて、正式に會社設立準備に入つたのであるが、十七年二月六日に資本金六百萬圓（半額拂込）の統制會社は小濱八彌氏を社長に岡田只雄、江副元三、角野七藏、池田重雄を常務取締役に新見久次郎、西出孫左衛門、中部悦郎、植田朋八、植原覺を取締役に、松下高、小出孝男、飯岡清雄を監査役に星野佐紀、丸木彰造、中部謙吉を顧問に鍋島熊造、三宅發士郎、後藤藤吉、濱口文二を相談役として誕生したのである。尙本統制會社目的及び性格を定款によつて附記すると左の如くである。

第二條 本會社は罐塚詰の生産並販賣を統制し、其の集荷、貯藏及配給を圓滑ならしむる必要なる事業を營むるを以て目的とす

第八條 本會社の株主は左の各號又は其の一に該當する者に限るものとす

- 一、罐塚詰製造業者、二、産業組合聯合會、三、罐塚詰販賣業者、四、罐塚詰容器製造業者、五、前各號の外農林大臣の承認を受けたる者

第九條 株主は農林大臣の指示に依り本會社の指定したる方法に従ひ拂込金額以内の適當なる價格を以て株式の讓渡に應ずることを要するものとす

壘

詰

近來罐詰類が市場から日を逐つて影を没して行くに従ひ、食料品商方面に於てはこれが代換商品として各種壘

詰の販賣に努力してゐるが、元來罐詰と罐詰は原料關係及び製造工程、商品としての利用等殆ど同様な性格をもつてゐる。従つて罐詰と一つにして扱はれる場合が多いのである。この罐詰の指導統制機關としては、日本食料罐詰工業組合聯合會があり、生産検査其他の生産上の統制に任じてゐるが、工業組合の性能よりして、罐詰全般に及ぶ配給統制機能を果し得ない。故に上記の如く罐詰にあつては、日本罐詰統制株式會社が設立されて、生産の指導及び販賣の統制を一元的に行ふに至つて、罐詰界に於ても、同様の集荷統制機關の設立を一部に強く要望されるに至つた。

併しながらこの罐詰業者の自主的配給統制機關の設立については、各方面とも意見の一致を見ることに難色があり、殊に罐詰統制會社の設立に當つて、官民關係者間に相當根強よい罐詰及び罐詰を一元的に統制し、この統制機關としては罐詰統制會社を妥當とするといふ要望も強かつたので罐詰だけの販賣統制は困難となつてゐるのである。と言つて罐詰統制會社に早急に一元統制することにも又難色があつたのである。その理由とされるところは、技術的に困難であること、罐詰製造業の發展過程からいつても、早急な統制には無理があり、且つ罐詰の販賣に急激な變化を與へるときは、一時的にも配給が不圓滑となり市場が混亂して、需要者の食料供給に支障を來させる恐れあるといふにある。更らにこれを罐詰生産上の問題として考へると、由來罐詰製造業は群小業者が多く、これに對する急激なる統制の施行が齎す經濟的影響は斯業の發展をも阻害するといふ點を強調して、日本罐詰統制會社の統制に反對してゐるが、大勢は罐詰統制會社による罐詰統制が實現することになるであらう。といふのが九月二十一日に至つて政府は罐詰工組聯合會代表を招致し、一、食料罐詰業は原則として罐詰製造業と整理統合すること。二、特殊の事由により直ちに罐詰製造業者と統合し難き場合は可及的速に罐詰合同會社と統

合することを條件として罐詰業者のみの整理統合を認むこととの趣旨を説明したのである。従つて罐詰製品の取扱ひについては罐詰統制會社が、主要なる品種より漸次配給統制を行ふやうに、その取扱ひ品目を指定する方法が採用されるものとみられる。

四、寒 天

寒天はわが國獨特の産物である。主産地は周知の如く全國の三割六分を生産する長野縣を初め岐阜、京都、大阪、兵庫、山梨の諸縣及び樺太等であるが、その生産額は昭和十五年は七十一萬八千貫、その價額二千二百二十二萬九千圓である。過去に於ては生産額の過半は歐米市場に仕向けられてゐたのであるが、事變以來歐米市場は梗塞され、國內及軍需の外は主として南方共榮圈に移出されてゐる現状である。嘗て寒天製造は有利な事業としてその經營上には問屋仕込資金の流入が多く、昭和五年に於ては四百十一工場であつたものが、十五年には七百六十一工場と倍近くになつてゐるが、これらの多くは仕込關係によつてつながれてゐた。この仕込の關係と工場との亂立は、寒天原料である天草の買煽りとなつて原藻價格は高騰し比較的小規模な斯業の經營を脅威するの狀態となつたのである。

その結果農林省はこれが生産統制を企圖し、遂に昭和十五年六月輸出水産取締法第三條の規定によつて工場の許可制を斷行し、統制の第一歩を踏み出したのである。かくて寒天製造業に於ける工場濫立の弊風は一掃されたが、更らに斯業の健全なる發達のため、日本寒天統制會社を設立せしめて、原藻の共同購入、製品の共同販賣等の自主的統制を行はせることになつた。この會社は昭和十五年八月資本金二百萬圓を以つて設立され「寒天の生

産及び販賣を統制し低物價政策の遂行に資すると共に軍需並に輸出の確保を期し併せて寒天業の安定を圖る」といふ設立趣旨に移すことになつたのである。

而してこの會社の寒天販賣方法は委託販賣を原則とし、必要に應じて買取販賣をするのであるが委託の場合は價格の七割程度を假渡しとして融資し、販賣後精算し、買取りは検査等級に應じて時價で買取るのである。

楮て、販賣上の統制は上記の如くであり、この統制會社設立事情及び生産、貿易等の諸事情については、第五輯に詳述したところであるが、何分寒天製造上の重大問題は原料買取りの問題である。寒天價格の八〇%は原藻價格であるといふ程であるからこれが購入問題は、經營上の基本をなすのであるが、原藻取引は沿岸漁民にとつても、重要な問題であり、且つ舊來の不合理な取引を是正する建前から、系統漁業組合に於ては早くからこれが統制に乗り出し、販賣統制機關である全國漁業組合聯合會は原藻生産者の一貫作業をさへ主張して、兩者の取引價格協定は困難な問題であつたのである。

現在に於ては兩者間に於ける取引上の問題は農林省の斡旋によつて一應解決し兩者協定の價格によつて原藻は寒天統制會社に集荷され、これが割當がその生産規模及び實績を参照して行はれるのである。而して、寒天の販賣については既述の如くこの會社に一元的に蒐荷して販賣が行はれてゐるのである。

五、非 食 品

魚 油、魚 肥

近來漁獲高の減少に従つて魚油、魚肥の生産が著しく低下し、農村の肥料事情に、油脂工業に或は家畜の飼料に及ぼす影響は甚大なるものがあるのである。しかも一部を除いて魚肥工業は極めて小規模な原始的操業をなしてゐるために能率も悪く、現下の急進した油脂並に肥料界の現状に即應せる生産をなすことを阻害するやうな實狀にある。そのため農林省はこれらの企業を整備し村或は部落單位による共同設備協同經營による能率の高揚を企圖し、そのためには當然問題になるべき魚油、魚肥製造設備の改良並に魚粉碎機及び乾燥施設の設置及び改良に對して、道府縣が支出する補助金に對し、一ヶ年十四萬圓の補助金を交付して、斯業の能率化と肥料價値の増進、製造業者の經營の強化を圖つてゐるのである。

戰時下に於ける食糧殊に米麥の確保に對し政府がどのやうな政策をとりつゝあるかについては、こゝで述べるまでもなく明白なことである。農業生産上必須である肥料對策は、この食糧確保の見地に立つて慎重に行はれつゝあることもこれ又明白なことである。有機肥料としての魚肥は、その重要性の故に水産製造物としては、比較的早く統制の段階に入つた。元來肥料は投機性を帯びてゐる關係上、之を統制することは相當至難な事情にあつたが、政府は昭和十四年十一月十一日に有機肥糧配給株式會社（資本三千萬圓）を設立して大豆油粕、鱈搾粕等の配給統制を初め、超へて十五年五月十六日には、内地産魚油肥の生産者を以つて組織された日本油肥水産組合の共同販賣機關として日本油肥販賣株式會社（資本金三百萬圓）を創立して魚油肥の一元統制を斷行したのである。これらの諸事情に就いては第四、五輯に詳述せるところであるからこの間の事情を省略するが、とも角、この會社の創立により魚油肥の集荷配給機構は一應整備の段階に入つたのである。即ち魚油、魚肥の集荷ルートは日本油肥水産組合員の中漁業組合系統は漁業組合系統機關を通じ、漁業組合員以外の製造業者は産地指定集荷

人―プロック別集荷配給會社を通じ、又産業組合員は産業組合を通じ、夫々昭和十五年八月二十一日農林省令第七十七號の内地産水産動物質肥料の賣渡命令に基き、日本油肥販賣會社が集荷するのである。さらに集荷されたる魚肥は有機肥糧配給會社から各系統機關を通じて、消費者に配給せられる。魚油の中鱈、鯨油は前記日本油肥販賣會社より魚油配給株式會社を経て硬化油業者に、他の魚油は水産油脂配給組合を通じ、又鱈、助宗の薬用向肝油は薬用原料肝油配給組合を通じて夫々加工業者に配給されることとなつたのである。然して前述の統制機構を見ると生産者側の集荷統制機關が收買命令に於ては殆んど其の權能を認められず、却つて消費者側の配給機關が生産部面に行き過ぎた權限を有してゐるやうにさへみへる。

又この機構を通じて漁業資金等の金融の途を構うことが出来得ないことは、從來の仕込的關係の殘存してゐた斯業の統制にあつては一つの缺陷とみられるやうな點もあつたが、その點は、まづおき、既に魚油肥の一元統制集荷機關たる日本油肥販賣會社は如何なる業績を挙げ得たかを一應考察し、更にその後の事情に觸れておきたう。

昭和十五年五月十六日創設せられた日本油肥販賣會社は設立當初に於ては取扱製品の公定價格の未設定等の關係と集荷業務がはかばかしく進捗しなかつたやうであるが、それでも魚油取扱高、三一、五四二噸、魚粕、魚粕取扱高、八〇、七三五噸を取扱ひ初年度の成績としてはまづ上成績をあげたものと言へやう。次いで昭和十六年度に於ては其の集荷業務も軌道に乗り、機構も整備したやうであるが、何分前年度に比べて鱈の如きは一層の不漁であつた上に食料として消費される部分が非常に多くなり、その爲自然生産減となり、豫定された取扱目標額に達することが出来なかつた様である。即ち昨年四月より本年三月迄の取扱高は魚油取扱高、二六、六〇三噸、

魚粕魚粉取扱高、一二九、四〇七噸であつた。

而して、從來は漁業組合系統以外は各地方プロックの集荷會社によつて、中間集荷がされてゐたが、本年七月當局の意向をも参酌し又業者間の申合せに依つて、この各地方プロック別の集荷會社の業務は油肥販賣會社へ移讓されることとなり、西日本油肥集貨配給會社、日本油肥集貨配給會社及び日本海油肥集貨統制組合は夫々圓滿裡に解散し、其の業務一切を油肥販賣會社に移讓され、殘る北海道關係、東北關係のプロック別集荷會社も夫々業務を移讓し愈々本格的に油肥販賣會社の一元統制集荷統制が實現せられる事となるのである。

斯くの如くして水産油肥の一元統制集荷統制は同社によつて着々其の成果を挙げ來つたのであるが、本年五月頃國策會社整理統合問題擡頭し、新に設立せられる帝國油糧統制株式會社（資本金三千二百五十萬圓）の油脂統制を巡つて、日本油肥販賣會社の取扱つてゐる魚油の業務移讓論が一部に擡頭したのであつた。然し油肥販賣會社の一部業務移讓するといふ問題は、我國水産新體制確立への必然的情勢乃至は油肥販賣會社の機構上の問題から提起されたといふよりも、單に國策會社の整理統合と云ふ概念的觀察による場合が多かつたやうである。而して右の帝國油糧統制會社創設に關しては農林當局に於て去る五月關係業者を招致し協力を求むる所があり、日本油料統制會社、日本大豆統制會社、魚油配給會社、及日本コブラ統制會社の四社を吸収し、業務を開始することとなつた。

斯くして油脂の配給統制は新設の帝國油糧統制會社が行ふこととなつたが、從來油肥販賣會社の行つて來た業務の中の魚油の集荷に關しては、漁業の特殊性に鑑み植物油脂と分離して、引續き油肥販賣會社をして統制せしむることが實情に即した適切妥當なる策とみられてゐるやうである。

前述の如く米麥の増産確保に伴ひ肥料の増産も亦之に附随し極めて急務と云はなければならぬが、何分無機質肥料は輸入杜絶し、魚肥は又、その主要原料である鱈の減産とさらに事變前までは食用三、肥料七の割合であった鱈の利用が、顛倒して食用七、肥料三の割合を示すに至つて必然的に魚油肥の生産も當然減産の止むなきに至るであらうと思はれる。

次に直接油肥の取扱ひではないが油肥販賣會社は最近簇出する鱈加工製品の統制に着手し、加工製品の規格の統一、食糧としての嚴選、並に魚油の生産計畫樹立等をなすことになつた。まづ、第一着手として本年四月には「食用ミール」の除外申請の許可を受け、公定價格も決定したので製造者より直接集荷してこれを需要者に販賣することゝなつた。又一方鱈加工の新方法としての農林省水産試験場の創成になる「板鱈」は、此の種製品の性質、其の集荷並に配給を油肥の集荷と併行して行ふことゝなり、油肥販賣會社に於て八月十八日集荷配給を指令したのである。なぜかゝる製品にまで油肥販賣會社をして蒐荷統制させるかといふと、この「板鱈」製品は元來全國二萬數千名に及ぶ油肥水産組合員の製造に係るものであつて、其の生産は必然魚油、魚肥の生産に重大なる影響を與ふると見做されるからであつた。

水産皮革

戰爭下における皮革資源の培養の必要なることはいふまでもない。しかるに吾國に於ては獸皮革はその七割までも輸入に俟つてゐたのであるが、事變以來、輸入に皮革代換するものとして水産皮革が重要な資源として登場して來たのである、しかしながら水産皮革の中心原皮である鮫皮の蒐集は非常に困難を極めた。即ち元來鮫漁

業は肉を目的としてゐる關係上、表皮を剥いだ鮫肉は品質が甚だ低下するし、漁業や運搬に際しても、表皮に傷をつけぬやうに操作することは面倒がられた。加之鮫漁業は、遠洋、沿岸到る處で無数の漁業者によつて行はれるので、これを一元的に集荷することは不可能に近いことであつた。だが戰爭遂行のためにはあらゆる不可能のことが克服されねばならない。そこで鮫皮の蒐集は遂に國家の法的強權の發動するところとなり、去る昭和十四年八月八日に「輸出入品臨時措置法」に基く農林省令が公布され、水産皮革原料のうち先づ鮫類の配給が統制され、同年十月六日農林省告示（十五年二月改正）をもつて室蘭市外五十一ヶ所の鮫類の水揚地が指定された。

第二條 農林大臣の指定する地には革原料たる水産動物の陸揚又は搬入を爲したる者以外のものに對して之を販賣することを得ず、但し特別の事由に因り地方長官の許可を受けたる場合は此の限りに在らず前項の陸揚又は搬入を爲したる者其の水産動物を自ら處理する場合に於ては其皮を同項の農林大臣の指定する者に販賣すべし、同項但書の規定は此の場合に之を準用す、第一項の農林大臣の指定する地に皮革原料たる水産動物の皮に陸揚又は搬入を爲したる者は之を同項の農林大臣の指定する者に販賣すべし、同項但書の規定は此の場合に之を準用す第二項の場合に於ては第一項の農林大臣の指定する者は農林大臣の指示したる價格に依りその皮を買取るべし

第三條 農林大臣必要ありと認むるときは前條第一項の農林大臣の指定したる者及皮革原料たる水産動物又は皮肉等の價格數量及販賣方法其他に關し必要なる事項を命じ又報告を徴することを得

かくて、水産皮革統制會社の手で一元的集荷された鮫皮原料は（一）軍及官廳（二）農林省又は商工省の指定したるもの學校、研究所、各種團體、第三國向輸出業者及其の他のもの（三）日本水産皮革製造業水産組合の順

序で配給される。而して昭和十六年度から本年度にかけて、鮫皮革製品の現況を見ると、その生産は、水産皮革會社創立當時を五〇%とすると、今日既に九〇%に躍進してゐる、この生産の増加はわが國が水産資源に恵まれてゐるものによることと言ふまでもないが、更に生鮫には公定價格がなく、又鮫漁業には石油が特配されるといふ二點に起因するものである。

以上は原皮蒐集の統制であるが、これに隨伴する問題として皮革製造業の統制問題がある。水産皮革増産のためには強力なる製造機能を有する合同會社の實現が要望され、企業の整理統合が政府の方針に基づいて進行してゐたのである。この問題は約一ヶ年に亘つて検討を加へた結果、水産皮革企業整備委員會で大體の具體案の成立を見た。それによれば、十一月一日までに資本金百二十萬圓の合同會社を設立し本社を東京に置くことであるが、その統合の内容は現在十八工場を三工場に整理する。即ち、東北振興水産皮革株式會社工場、共立水産株式會社日本會社工場を買収して合理的經營をなす、一方休業工場は更生轉廢業を行ふこととなつたのである。次に水産皮革増産と不可分關係にあるものは、原皮蒐集設備の増加である。現在に於ける水産皮革統制會社は、これに關する自主性がなく、一つに當局當所の方針に追隨するに過ぎないやうであるが、増産のため必要な施設は政府の指示がなくてもこれを積極的に實行する位でなくては増産を困難にするの外あるまいと觀られてゐる。

第八 輸出統制と其の機構

一、貿易政策の轉換

支那事變以來我國の輸出貿易は極めて困難なる立場を經過せねばならなかつた。支那事變直後輸出入品臨時措置法並に臨時輸出入許可規則の實施によつて、早くも貿易は國家管理への移行を示したのであるが、超へて大東亞戰爭の勃發は、一切の舊貿易關係を急激に改變させ、こゝに新たな構想下に、大東亞建設を基軸とする貿易政策に飛躍することになつたのである。もはやいまの貿易は過日の所謂「國際貸借の上に寄與する」ものではない。かゝる意の受取勘定目だけが問題であつた貿易は消滅してしまつた。かゝる状態に於ける水産貿易が、現在如何なる事情にあるかを検討する前に一應、貿易政策の推移を概観しておこう。

支那事變以來貿易政策の中心は、國防上の必要資材の確保―即ち輸出振興におかれてゐた。其後の國內軍需並に重要生産擴充の進展および國際政局の不安と激化は、ますます此の傾向に拍車を加へたのであつた。ところが、英、米、プロックの貿易制限、爲替管理は層一層と強化された。しかもそれが第二次歐洲大戰の勃發と共に國際貿易ルート混亂又は杜絶、ポンドの國際通貨としての機能喪失の諸事情を伴ふにいたつて外貨獲得、輸出振興第一主義を根本的に是正することは不可避の問題となつたのである。要するに、この期間における貿易状態を端的に言へば、わが貿易構成の激變といへる。すなはち戰爭經濟はまづ戰場に消費される龐大な物資の補給を貿易に命じ

た。これがため軍需とも關係なく、また輸出原料ともならない様な商品は、當然に其の輸入を抑制されねばならなかつた。たとへば之を具體的に見ると、十三年の我が輸入総額は二十八億三千萬圓で、これを十二年に比較すると實に十一億二千萬圓、すなはち二八%の減少であつた。我が國の輸入は昭和元年の十三億二千萬圓以來、年と共に増加して來たのであるが、この傾向が十三年に至つて始めて破れたのである。しかしこのことは我が國の海外商人に對する需要が減つた爲に生じたのではなく、反對に國內の需要は前年より以上にあつたが、主として輸出の側が不振であつた爲め、輸入代金の獲得ができず、いはゆる統制によつて輸入を抑制せねばならなかつた爲めであつた。

しかも、第二次大戦の勃發は前大戦直後に經驗したやうな華々しい輸出景氣を期待することができず、その上一方においては大陸經營のため我が國は年々巨額な物資を滿洲および支那大陸に供給せねばならず、これが爲めに第三國からの原料輸入をさへ極度に制限せねばならぬといふ状態であつた。のみならず、地方に滔々たる世界經濟のブロック化傾向により、我が國はかかる切り詰められた原料の輸入さへ困難を感じるに至つたのである。ただ十四年中の内地および外地を含めた本邦貿易において、輸出が三十九億三千萬圓、輸入は三十一億三千萬圓となり、差引出超八億に達し、これを内地および樺太對外貿易に見れば輸出三十五億七千六百萬圓、輸入二十九億一千八百萬圓、差引出超六億五千九百萬圓といふ未曾有の巨額に達したのは注目されるべきであらう。十三年における出超への轉換が輸入制限に因つたものであるのに對し、十四年の出超増加が特に輸出増加に負ふところが大きかつたことは、輸出振興策——特にリンク制の効果の現れであつたのである。

しかし、歐洲大戦の進展とそれに伴ふ國際情勢の激變とは、徐々に從來の貿易政策なり機構なりを其の儘に運

營することを許さなくなつて來たのである。特に日獨伊三國同盟に端を發した英、米の對日經濟攻勢は、我が南方政策の進展と共に俄然積極化した。すなはち十六年七月二十六日、アメリカは對日資産凍結令を發動し、續いてイギリスならびに其の屬領も同様の手段を執り、なほ日英通商條約および日印、日緬通商條約の廢棄通告をなし、しかも後にイギリスはつひに對日輸出の全面的禁止をさへ宣言したのである。これに追隨して蘭印もまた我が國に對し資金凍結令を施行すると共に、日蘭金融協定の破棄をさへ申込んで來た。

かかる貿易の狀態下にありては必然的に我が國の輸出産業に對しても、その採らるべき態度もまた従前と變化せざるを得なくなつて來た。すなはち、これまで我が國の採つて來た輸出促進施設の目的が、一に戰爭遂行の爲に必要な物資を海外より獲得するにあつたのだが、前述の如く支那事變の進行、歐洲戦局の發展、三國同盟の成立によつて次第に外資は人手困難となり、一方、樞軸國より求めてゐた物資も、獨り開戦による輸送路杜絶により、全く其の供給の途を絶たるるに至つたのである。従つて、我が輸出による代償物資買付は困難となり、更に輸出により獲得すべき外貨資金が物資買付資金となり得ず、在外資金として固着し、更に之が凍結されるといふ危険濃厚となつて來たのであるから、輸出の意義は殆んど消滅してしまつたと言ひ得べく、殊に今日まで海外の物資獲得のため國內供給をさへ犠牲とした國產物資の如きは、なほさらに海外に流出せしむる意義を有しなくなつたのである。かくの如くに國內において貴重なる、しかも非常時局下國內に幾何たりとも貯藏を必要とする物資については、もはや無意義なる海外流出は極力之を回避すべきものとなつて來たのである。政府はかうした點に鑑み、從來の貿易政策を大轉換せしむべく、十六年七月七日を以てそれが實現の第一歩を踏み出したのである。

もともと政府は、國際間の物資交流が歐洲戦局の擴大と共に、著しい制限を受くるに至つたので、適時に貿易部門に對し必要な調整を加へ、或はこれが圓滑なる遂行を期するなど種々の對策を考慮し、すでに圓ブロックおよび南洋の一部（佛印）に對し其の特殊性に鑑みて輸出貿易の一般的調整制度を實施して來た。しかし、前述せる如き我が貿易の梗塞を内外物資需給の推移に鑑み、今般さらに圓ブロックおよび南洋地域以外の第三國諸市場に對しても調整制度の擴大を期すべく曩に（十六年六月十二日）、商工、農林兩省令第九號を以て公布した貿易統制令の施行規則を改正し、輸出許可および輸出調整機關による輸出調整の制度を、可なり廣範圍に亘る第三國物資について實施することとし、十六年七月七日付商工、農林兩省令第十號を以て施行することとなつたのである。商工當局はこの貿易統制令施行規則の改正に際し、左の如き談話を發表した。

「歐洲戦局の擴大により國際交通は益々制限を蒙り、従つて國際間に於ける物資交流も直接に愈々制約を加へらるるに至つた。従來わが國は内外諸般の事情よりして貿易に對し必要な調整を加へ來つたとは云へ、常に進んで國際物資の交流を圓滑ならしむべく努め來り、輸出貿易の一般的調整制度の如きは獨り圓域および南洋一部地域に對してのみ、その特殊事情に基き之を施行し、爾餘の第三國諸市場は原則として自由として、以て國際經濟の繁榮に寄與せんことを期した。然し現下の内外物資需給に鑑みるに、國內所要物資生産擴充の實を擧ぐると共に滿支諸地域に對する物資供給を遺憾ならしむる爲には、従來努めて振興を圖り來れる第三國向輸出貿易についても、また此の際一般的調整の制度を樹立實施するを要するに至つたのである。」

しかしして、この貿易統制令施行規則の改正要旨は次の通りである。

一、商工大臣の許可を受くるに非ざれば輸出することを得ざる物品を追加擴充し、従來の要許可物品第七十三品目に新に七十一を追加す

一、輸出許可申請書は輸出地を管轄する税關を經由してこれを商工大臣に提出

一、商工大臣の指定したるもの（以下指定物品と稱す）は商工大臣の指定したる者（以下調整機關と稱す）より買受け若は輸出の委託を受けまたは輸出の承認を受けたるものに非ざればこれを關東州、滿洲および支那以外の地域に輸出することを得ざること、但し佛領印度支那に輸出する場合（南洋に對する貿易の調整に關する件による特別の事情により商工大臣の承認を受けたる場合等はこの限に在らざること

一、前號の指定物品は綿絲布、絹、人絹絲布以下約三百四十品目、調整機關は輸出振興會社および貿易組合約三十とす調整機關は指定物品につき商工大臣の定むる數量または金額の限度を超えて賣渡し若は輸出の委託をなしましたは輸出の承認を爲すことを得ざること

一、調整機關は指定物品の買受販賣、輸出の委託及輸出の承認に關する規程を定め商工大臣の承認を取ること
一、商工大臣緊急の必要ありと認むるときは輸出の許可を受けたる者又は調整機關より承認を受けたるもの若は同號但書の規定に依る承認を受けたる者に對し當該指定物品に付その輸出の制限又は禁止を爲すことあるべきこと

一、調整機關より承認を受けたるもの當該指定物品を輸出せんとするときは調整機關より買受け若は輸出の委託を受け又は輸出の承認を受けたることを證する書面を當該税關又は郵便局に提示すること
佛印向ないし商工大臣より特別の承認を受けたる者は當該指定物品を輸出せんとするときは商工大臣の承認を受けたることを證する書面を當該税關又は郵便局に提示すること